

資料2

平成25年6月4日現在

規制改革ホットラインの処理状況整理表

(単位:件数)

	所管省庁に検討を要請したもの	所管省庁による検討結果					所管省庁において対応を検討中のもの等
		平成25年度中に実施するもの	実施を前提として検討に着手・または今後検討するもの	現行制度下で対応可能であるもの	対応不可能であるもの	その他(事実誤認等)	
金融・証券・保険関係	120 (5)		1	1	3		115
エネルギー・環境関係	43 (1)	1	6	6	15	8	7
社会保障関係	27 (2)		8		14		5
建築・土木関係	25 (2)		2	3	2	2	16
健康・医療関係	23 (5)	1	6	3	5	4	4
経済・産業関係	19 (-)			1	2		16
交通関係	19 (-)	1		1			17
法務関係	19 (3)		5	1	8		5
雇用・労働関係	14 (-)	1	2	1	6		4
情報通信関係	14 (1)		2	3		1	8
その他	45 (4)		6	8	6	4	21
合計	368 (23)	4	38	28	61	19	218

※ 「所管省庁に検討を要請したもの」欄の()書は、個人から提案された件数を内数で表している。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
1	金融・証券・保険	国立大学の資金調達に関する独立性推進	<p>○民間金融機関からの資金調達の際には「文部科学省の認可」が必要だが、事後報告(年度決算のタイミングなど)を可とする変更を検討いただきたい。長短いずれの借入に際しても文科省の認可が必要であるが、その結果、借入実行迄時間を要する。(「国立大学法人法施行規則」第22条、第23条、「国立大学法人法施行令」第11条)</p> <p>○「長期借入金」および前出の「センター債務負担金」で財政投融资をベースとするものに関しては、借り換え(繰上償還)の際に発生する補償金の免除を許容いただきたい。地方公共団体が認められているような「補償金免除繰上償還」と同等の扱いを求めるもの。</p> <p>【要望理由】 国立大学法人の調達ソースの多様化、ニーズに基づいた民間からの貸出機会の創造に繋がる。</p>	都銀懇話会	文部科学省	国立大学法人は、政令で定める土地の取得、施設の設備、若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金を行うことができます。また、国立大学法人は中期計画に定めた限度額の範囲内において、短期の資金繰りのために、短期借入金を行うことができます。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができます。「長期借入金」および「センター債務負担金」については、その原資となっている財政融資資金を繰上償還する際に財政融資資金長期資金借用証書に基づき補償金の支払いが必要となります。	対応不可(一部、現行制度下で対応可能)	国立大学法人が、長期・短期借入金を行うに際しては、当該国立大学法人の財務の健全性を確保する観点から文部科学大臣の認可を要することとしているものであり、事後報告では、上記趣旨を担保することができないため、事後報告を認めることは困難です。なお、中期計画に定めた限度額の範囲内であれば、短期借入金をその都度認可を得ずに行うことが可能です。「長期借入金」および「センター債務負担金」については、その原資となっている財政融資資金を繰上償還する際に財政融資資金長期資金借用証書に基づき補償金の支払いが必要となるため、免除は困難です。
2	金融・証券・保険	中小企業の環境対応投資に対する新たな信用保証制度(別枠)の創設	<p>環境改善に繋がる取組み向けファイナンスに対する新たな信用保証制度(別枠)を創設する。</p> <p>【提案理由】 環境問題への関心は高いものの、信用力が相対的に低く、担保余力が乏しいため、環境対応設備投資ができない中小企業の環境への取組みをさらに促進するため、新たな信用保証制度(別枠)の創設を検討していただきたい。所管官庁より、「中小企業者の環境問題への取組を支援する保証制度としては、エネルギー対策保証以外にも、公害防止保証が存在する」との回答があったが、「エネルギー対策保証」はエネルギーの使用の合理化に資する施設や非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に限られており(例えば、LNGへの燃料転換などは対象とならない)、保証範囲が狭く、中小企業の環境対応投資を十分にカバーしているとは言えない。また、「公害防止対策保証」も、汚水処理施設等公害防止に資する施設の設置に必要な費用等の保証に限られている。中小企業においても、環境関連での資金ニーズの増加が予想されることから、信用保証制度(別枠)の創設を検討していただきたい。別枠化されることで、中小企業の環境問題への取組みを後押しすることになると考える。</p>	全国地方銀行協会	経済産業省	信用保証制度においては、中小企業者への環境対応融資について、一般保証(普通保証2億円、無担保保証8千万円)によって保証利用が可能です。また、非化石エネルギーを使用する施設等に要する資金にあってはエネルギー対策保証(一般保証とは別に2億円)を措置し、公害防止施設の設置等に要する資金にあっては公害防止保証(一般保証とは別に5千万円)を利用することが可能です。	現行制度下で対応可能	中小企業者への環境対応融資に係る保証については、引き続き、一般保証に加え措置しているエネルギー対策保証、公害防止保証を活用して支援してまいります。
3	金融・証券・保険	信用保証協会「保証付債権」の譲渡に関わる要件の緩和	<p>信用保証協会「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡する際の要件に、「銀行が関係者と合意の上策定した再生計画」を追加されたい。</p> <p>【提出理由】 中小企業の場合、銀行と債務者が合意のうえ作成した計画に基づき再生支援を行うケースが多いため、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が迅速に行われぬ事例もみられる。抜本的かつ迅速な事業再生が求められる中、要件が緩和されれば、民間主導による事業再生が活発化するなど、事業再生の実効性が高まるものと考えます。</p>	第二地方銀行協会	経済産業省	以下のいずれかの計画に基づく場合に、保証付債権を再生ファンド等に譲渡することが可能です。 ・中小企業再生支援協議会が策定を支援した計画 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ・株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ・株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第25条の規定により再生支援決定を行った事業再生計画 ・私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ・産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画 ・個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ・産業復興相談センターが策定を支援した再生計画 ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条の規定により支援決定を行った事業再生計画	対応不可	保証制度による中小企業資金繰り支援については、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資後における経営支援や再生支援を行うことが基本であり、金融機関が期中において信用保証付債権を再生ファンド等に譲渡できるのは、中小企業者の再生の衡平性や客観性が確実に担保されている場合に限るのが適当です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
4	金融・証券・保険	個人向け国債を特定寄附信託の信託財産の運用対象とすること	<p>・現状、個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することは認められていない。</p> <p>・個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】・特定寄附信託は信託銀行等が受託者として、個人と公益法人等との間をつなぎ、寄附を仲介することによって公益法人等の活動を支援することを目的に平成23年度税制改正において新たに創設された利子非課税の制度であり(租税特別措置法第4条の5)、信託された金銭は運用収益と合わせて、信託銀行等と契約した公益法人等のうち、委託者が指定した公益法人等に寄附される。・特定寄附信託は、委託者を受託者とする信託であり、委託者は個人に限定されている(租税特別措置法第4条の5第2項)。</p> <p>・特定寄附信託の運用対象は、その制度趣旨から、預貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得、合同運用信託の信託(貸付信託の受益権の取得を除く。)に限定されているが(租税特別措置法施行令第2条の36第7項第6号)、個人向け国債については、個人向け国債の発行等に関する省令等の定めがあることにより、特定寄附信託の信託財産で購入することができない。</p> <p>・個人向け国債は、元本保証、最低金利保証など、安全性が高い商品であり、特定寄附信託で個人向け国債の購入が可能になれば安全運用の選択肢が拡大し、公益活動を一層後押しすることが可能となるため、個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。</p> <p>・また、特定寄附信託に購入が認められれば、国債の安定消化にも資すると思われる。</p> <p>・なお、すでに特定贈与信託(特別障害者扶養信託)については、個人向け国債をその信託財産の運用対象とすることが認められている。</p>	信託協会	財務省	個人向け国債は、「個人が保有することを目的」(個人向け国債の発行等に関する省令第2条)としており、保有は原則として個人に限定されています。ただし、特定贈与信託の受託者である信託会社等については、信託財産の運用目的が個人である特定障害者への金銭交付であるため、個人向け国債の保有が認められています。	対応不可	個人向け国債は投資家層の多様化の一環としての個人保有促進のために特別に商品設計されています(最低金利保証、中途換金)。そのため、特定寄附信託の受託者である信託会社等については、信託財産の運用目的が個人ではない公益法人等への金銭交付であることから、保有対象を拡大することは適当ではありません。
5	金融・証券・保険	教育ローン、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	<p>(a)大学等との提携による教育ローン、および(b)リフォームローンを割賦販売法の規制対象外とする。</p> <p>平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせん(注1)について登録制の導入等の規制強化が行われたほか、規制対象が拡大され、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。銀行の扱う提携教育ローン等も個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。その際、登録業者としての対応負担(注2)が増加すると見込まれたため、多くの地銀が提携ローンの取扱いを停止・縮小した。しかし、商品・サービスの販売業者からは銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている。(注1)いわゆる「個別クレジット」のこと。販売業者が行う商品販売等を条件とし、その代金を販売業者に交付したうえで、購入者から代金を受領する取引(代金立替契約)のこと。同様の経済効果が得られるスキームであれば、契約形態を問わず対象になる。銀行の提携ローンについては、販売業者が行う売買契約との間に、販売業者による利子補給や銀行による特別な金利優遇等の「密接な牽連関係」が存在する場合は、これに該当するとされている(注2)個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、与信時の支払可能見込額調査や加盟店(販売業者)の契約時調査等が求められる。</p>	全国地方銀行協会、都銀懇話会	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	検討	本提案のうち①教育ローンについては、これを割賦販売法の適用除外とした場合、同法に基づく消費者を保護するための民事ルール(期限の利益の喪失、抗弁の申出、損害賠償額の制限等に関する規定)が適用されなくなるため、教育ローンに係る消費者との間で生じているトラブルの実態及び消費者の延滞状況等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。②太陽光パネルや高齢化のためのバリアフリーのためのリフォームについては、これを割賦販売法の適用除外とした場合、同法に基づく消費者保護のための民事ルールの適用がなくなること、また、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブルの増加が平成20年度改正の背景になっていることから、消費者との間で生じているトラブルや消費者の延滞率等の実態を踏まえた上で、特に慎重に検討を行ってまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
6	エネルギー・環境	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出者責任の特例措置	<p>【具体的内容】 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合については、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。</p> <p>【提案理由】 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法改正により、元請業者に処理責任が一元化された。しかし、大規模な工場内での建設工事においては、同一事業場内で土木建設工事が非連続かつ頻繁に行われることが多いため、工事の発注者が自らの工場の中で再利用等を行った方が効率的な場合もある。</p> <p>たとえば、前の建設工事で発生したコンクリートがらなどは、同一事業場内の次の工事で使用されることが望ましい。しかし、現行の法制度の下では、元請業者が排出者となるため、発注者の事業所内に廃棄物を留めておくためには、元請業者から発注者に処理を委託する必要があり、発注者が処理業の許可を得る必要がある。そのため、元請業者は、数ヶ月間発注者の工場内に留めておけば次の工事で使用できる廃棄物であっても事業場外に移動させて、有効利用先を探すか処分先を探す必要がある。</p> <p>一方、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができれば、前の工事で発生したコンクリートがらなどは、広大な敷地の同一事業所内で適切に保管され、次の工事で建設材料として使用できるため、元請業者と発注者の適切な役割分担により、副産物の効率的なリサイクルが進む。また、輸送効率が上がるため、地球温暖化対策の観点からも有効である。</p>	日本経済団体連合会	環境省	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、排出事業者としてその処理の責任を負うこととされています。	事実誤認	建設工事に伴い生ずる廃棄物について、当該廃棄物が発生した発注者の事業場内で当該廃棄物を保管する場合は、排出事業者(元請業者)が産業廃棄物保管基準を遵守する必要がありますが、御指摘の「発注者の事業所内に廃棄物を留めておくためには、元請業者から発注者に処理を委託する必要がある」との規制は、廃棄物処理法上存在しません。なお、発注者が、同一事業場内の次の工事で当該廃棄物を再生利用するまでの期間、元請業者に保管場所を提供することは、廃棄物処理法上問題ありません。
7	エネルギー・環境	廃棄物該当性の判断基準の見直し	<p>【具体的内容】 環廃産発第050812003号「行政処分の指針について(通知)」において、廃棄物または有価物の判断要素の基準のひとつである「通常の取扱い形態」として、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記載がある。</p> <p>しかし、廃棄物として通常処理していても、製品としての市場が形成され、有価でリサイクル業者に売却しているケースが存在する。そこで、実態と合わない上記通知の「通常の取扱い形態」を見直すべきである。例えば、「廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記述の削除が考えられる。</p> <p>【提案理由】 廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断される。このなかの「(3)通常の取扱い形態」については、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」とされている。</p> <p>しかし、廃棄物として通常処理されていても、有価物として売却できるケースが実際に存在している。例えば、燃料へのリサイクルが可能な廃油については、廃棄物として通常扱われるが、有価でリサイクル業者に売却することが可能である。そのため、当通知の「(3)通常の取扱い形態」は実態とは矛盾する基準となっており、この基準があるがために、廃棄物として通常処理されていれば、有価で売却していても、廃棄物処理法上の廃棄物として見なされてしまう可能性がある。現在、廃棄物としていたものを有効利用製品として市場を形成させていくことが求められており、本基準は廃棄物の有効利用促進を阻害していると考えられる。</p> <p>当通知の「(3)通常の取扱い形態」を見直すことで、廃棄物の有価物化が促進され、経済上価値のある資源の有効活用、また廃棄物の削減に繋がることが見込まれる。</p> <p>なお、(3)の「廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記述を削除したとしても、他の判断基準により、廃棄物の適正処理は担保できる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物に該当するかどうかは、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。	現行制度下で対応可能	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して、個別の事案ごとに判断すべきものです。したがって、「通常の取扱い形態」における御指摘の基準のみを持って廃棄物に該当するかどうかを判断するものではないことから、「この基準があるがために、廃棄物として通常処理されていれば、有価で売却していても、廃棄物処理法上の廃棄物として見なされてしまう可能性がある」との御指摘は当たらないと考えます。なお、廃棄物該当性の判断は上記の通り個別の事案ごとに行われることから、提案理由にて御指摘の「燃料へのリサイクルが可能な廃油」を「有価でリサイクル業者に売却」する場合には、当該廃油について、「製品としての市場が形成されている」と判断される事案もあると考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
8	エネルギー・環境	廃棄物の定義等の明確化	<p>【具体的内容】</p> <p>(1)有価物として再販売するかが未定の下取り品、(2)二重の下取りを行う製品(販売業者が下取りを行った製品を、製造業者が再度下取りするケース等)、(3)顧客に納入した製品のメンテナンスにより発生する交換部品や油脂類、(4)製品の設置工事で発生する廃棄物について、(a)どの段階から廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するか、(b)「廃棄物」に該当する場合に排出者責任は誰にあるのか(製品の販売業者、販売業者から委託された業者、製品の購入者等)、(c)「廃棄物」に該当する場合に処理業の許可は必要か、具体的なケースを想定し、通知等により明確化すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>製品の販売等に伴って生じる廃棄物については、平成12年9月29日衛産第79号において、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのもを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること」と通知されているが、上記(1)～(4)の(a)～(c)については明確化されておらず、自治体によって判断が異なる。</p> <p>例えば、「(2)二重の下取りを行う製品」について、販売業者が下取りをした製品を、製造業者が再度下取りをする際、収集運搬を行う製造業者に収集運搬業の許可が必要かどうかの判断が自治体によって異なっている。</p> <p>廃棄物の定義等については、様々な通知等が出されているが、さらなる明確化を行うことで、自治体の判断のブレが解消され、廃棄物処理法が全国で統一して運用されることが期待される。同時に、業者等が非意図的に法律違反をしてしまうことが避けられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理を業として行おうとする者は、廃棄物処理業の許可が必要で す。ただし、排出事業者が自らその廃棄物を処理する場合等は、この限りでは ありません。また、廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる 行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断することとしています。	対応不可	廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性 の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う 必要があります。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、ま た、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となる わけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等と相談をすることが適切 であると考えます。
9	エネルギー・環境	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物該当性の判断基準の緩和	<p>資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要である。そこで、バイオマス燃料に関して廃棄物該当性の判断基準を見直し、バイオマス発電を推進すべきである。具体的には、バイオマス発電事業者がバイオマス燃料を輸送し、発電に用いる際に限り、廃棄物該当性の判断基準である「通常の取り扱い形態」の適用除外、「取引価値の有無」の緩和(例えば、購入価格のみで判断し、運送費は考慮しない等)を行うべきである。</p> <p>また、国は、バイオマス燃料が廃棄物に該当するかどうかの明確な判断基準を策定すべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物に該当するか否かは、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思を総合的に勘案して判断することとされています。	対応不可	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができない ために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、 排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合 的に勘案して判断すべきものです。 廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱わ れるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有してい ることから、バイオマス燃料として発電に利用される物であっても、上記の判断 の結果廃棄物と判断される場合には、廃棄物処理法による適切な管理下に置 くことが必要であり、その判断にあたって上記の判断基準を緩和することは困 難です。
10	エネルギー・環境	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物該当性の判断基準の緩和	<p>廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断することになっている。</p> <p>「(3)通常の取扱い形態」では製品の市場性が問われるが、新規開発した廃棄物由来燃料の場合は、市場に流通した前例がないため、(3)について判断することはできないと評価されている。</p> <p>また、「(4)取引価値の有無」により、「逆有償＝廃棄物」と判断され、遠方へ運ぶほど運賃が高くなり、その結果、バイオマス燃料が廃棄物と見なされてしまう。そのため、販売先が限定され、バイオマス燃料の有効利用が阻害されている。上記基準の緩和にあたっては、バイオマス発電事業者がバイオマス燃料を輸送し、発電に用いる際に限ることにより、適正処理を担保できると考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物に該当するか否かは、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思を総合的に勘案して判断することとされています。	事実誤認	御指摘の「新規開発した廃棄物由来燃料の場合は、市場に流通した前例がないため、『通常の取扱い形態』について判断できない」との点については、「行政処分の指針について」において必ずしも全ての判断基準を適用する必要はないと示していること、「『逆有償＝廃棄物』と判断される」との点については、ある物が廃棄物に該当するか否かは上記の通り総合的に判断されるものであり、廃棄物処理法において廃棄物に該当する物を一律に定めているわけではないことから事実誤認です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
11	エネルギー・環境	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物該当性の判断基準の緩和	<p>廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断することになっている。</p> <p>「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、バイオマス燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化は、平成24年度に検討し、結論を出すとしている。その際は、以上の点も踏まえ、一定の条件の下で輸送時も廃棄物とみなさない方向で検討を進めるべきである。</p> <p>他方、5項目全てを満たしていなくても各都道府県が総合的に判断して有価物と認めれば、廃棄物由来製品を有価物として取り扱うことは可能である。しかし、実態としては国の明確な判断基準が無いことにより、各都道府県で先進的な判断が求められ、結果として慎重な判断(廃棄物に該当)が下されるケースが多く、また、判断基準にも地域間の差が生じている。そのため、バイオマス燃料が廃棄物に該当するかどうかについて、国が明確な判断基準を策定すべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物に該当するかどうかは、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思を総合的に勘案して判断することとされています。	その他	御指摘の輸送費の取扱いの明確化については「『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」(通知)を发出したところですが、さらに、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性に係る判断について、判断事例集を作成し自治体に周知するなど、自治体において合理的な判断がなされ、また、自治体間の判断に調和が図られるよう、取組みを進めています。
12	エネルギー・環境	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物処理施設設置規制の見直し	<p>【具体的内容】</p> <p>資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要である。そこで、バイオマス発電設備に関して廃棄物処理施設の許可規制を見直すべきである。例えば、再生可能エネルギー固定買取制度で認定されたバイオマス燃料だけを熱利用する施設については、バイオマス燃料が廃棄物か有価物かの分類に関わらず廃棄物焼却炉の規制を適用しないこととすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>廃棄物を受け入れるバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。そのため、資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要であるにもかかわらず、バイオマス発電設備の設置がなかなか進まないのが現状である。</p> <p>バイオマス発電設備に関して廃棄物処理施設の許可規制を見直すことで、既存のバイオマス発電設備において柔軟な燃料選択が可能となり、資源リサイクルと地球温暖化対策の充実に資する。また、着工までに何年も要する廃棄物焼却炉の規制を受けずに新規のバイオマス発電所が建設できれば、地球温暖化対策の一層の加速につながる。</p> <p>なお、バイオマス発電設備は、大気汚染防止法に定められた環境基準を遵守することが義務付けられており、廃棄物焼却炉と比べて大気環境が悪化する事態は想定し得ない。廃棄物焼却炉に定められた固有の管理項目としてダイオキシンがあるが、燃料に塩素が含まれなければダイオキシンは発生しないため、燃料中の塩素濃度を管理すればダイオキシンの発生を抑制することも可能である。また、燃焼温度に焼却炉と同等の規定を設ければ、ダイオキシンの分解も可能である。加えて、発電を目的としているため、廃棄物の適正処理の観点からも問題がない。</p>	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設又は第7条に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています。	対応不可	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものです。</p> <p>廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、上記の判断の結果廃棄物と判断される場合には、廃棄物処理法による適切な管理下に置くことが必要であり、当該廃棄物と判断されたバイオマスを受け入れる発電設備を設置する場合には廃棄物処理法に基づく施設設置許可が必要です。</p> <p>また、廃棄物処理施設の設置及び維持管理にあたっては、御指摘の大気汚染に係る基準のみならず、設置者の能力や欠格要件、構造基準、維持管理基準等を定めており、廃棄物の適正な処理の観点から施設を規制しているのは廃棄物処理法のみであることから、廃棄物を処理する施設について、他法令で一部類似の規制があることをもって廃棄物処理施設設置許可を不要とすることは困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
13	エネルギー・環境	再生利用が確実に担保されている廃棄物の取扱いの見直し	<p>【具体的内容】 古紙・くず鉄・空き瓶・古繊維以外でも、再生利用が確実に担保されているものについては、その判断について何らかの基準(ペットボトルについては洗浄済である等)を設けたうえで、廃棄物としての規制を緩和すべきである(例えば、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なす等)。</p> <p>【提案理由】 「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」を扱う際、産業廃棄物処理業の許可は不要とされており、昭和46年10月16日環整43号通知において、古紙・くず鉄・空き瓶・古繊維がそれに該当すると規定している。現在では、この4品目以外にも再生利用が確実に担保されているもの(例:ペットボトル、発泡トレー等)は存在するが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」とは見なされていない。そのため、再生利用が確実に担保されているもの、「産業廃棄物」としての規制(収集運搬業の許可、契約書の締結、産業廃棄物管理票の交付等)を受けるとなり、効率的な再生利用が阻害されている。例えば、小売業者が自主的に店頭回収したペットボトルや発泡トレー等について、自治体が財政状況等の理由により回収できなかった分は、小売業者がリサイクル業者に売却している。しかし、リサイクル業者に売却する際、有価で取引されても輸送費との関係で産業廃棄物として見なされ、処理業の許可を持たない小売業者の自社便で運搬を行うことができない。そのため、収集運搬業者に運搬を委託することとなり、ペットボトルや発泡トレーなどの再生利用に膨大なコストがかかっている。</p> <p>再生利用が確実に担保されているものについては、その判断について何らかの基準(ペットボトルについては洗浄済である等)を設けたうえで、廃棄物としての規制を緩和することにより(例えば、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なす等)、再生利用の推進と廃棄物の発生抑制が効率的に行えるようにすべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物の収集又は運搬若しくは処分を業として行う者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています。	現行制度下で対応可能	廃棄物処理法第14条並びに廃棄物処理法施行規則第9条及び第10条の31において、再生利用することが確実にであると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬若しくは処分を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたものに関しては、産業廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度を講じているところです。また、当該指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付は要しないこととされています。したがって、ご要望の内容については、この制度を活用することにより対応可能であると考えます。
14	エネルギー・環境	産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類の様式の統一	<p>【具体的内容】 廃棄物の適正処理に事業者が注力できるよう、産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類の全国での統一に向け、引き続き各都道府県に働きかけるべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するには、廃棄物処理法第9条の2による様式第六号による申請書のほか、同条に掲げられた書類及び図面を、当該業を行うとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとされている(許可の更新を申請する際も、一部を除いて提出する必要がある)。しかし、自治体によって、申請書類の様式が異なり、収集運搬業の許可手続きに多くの手間と時間を要している。</p> <p>各都道府県の申請書類の様式を統一すれば、1書式の作成のみで全ての都道府県への対応が可能となり、事務手続きが簡素化できる。</p> <p>なお、環廃産発060331001号(「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)において、環境省は、各都道府県に対し、申請書類の様式の統一を要請したところであるが、申請書類の様式の統一は進んでいないのが実態である。</p>	日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物収集運搬業の申請書類については、廃棄物処理法施行規則において全国統一の様式が定められています。	現行制度下で対応可能	産業廃棄物処理業の申請書類については、既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において全国統一の様式が定められているところですが、その運用により異なる様式を用いている都道府県等もあることから、当該様式の使用について、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成20年3月31日付け環廃産発第080331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」(平成23年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)を发出するとともに、各種会議等を通じ、都道府県等へ周知を図っているところです。引き続き、統一の様式の使用について周知徹底を図ります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
15	エネルギー・環境	汚泥の脱水施設の見直し	<p>【具体的内容】 生産工程の一部として組み込まれた汚泥の脱水施設について、当該工場又は事業場内の生産工程以外から発生した汚水を処理していても、廃棄物処理施設に含まれないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 汚泥の脱水施設が廃棄物処理施設に含まれるかどうかについては、環整第45号において「独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは含まない」としている。また、環産産発第050325002号において、廃棄物処理施設に該当しない要件として、(1)当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること、(2)脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと、(3)当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること、と掲げられている。</p> <p>上記(2)、(3)の要件が満たされていれば、生活環境への影響は生じないと考えられ、(1)において、「生産工程本体から発生した汚水のみを処理する」装置に限る必要はない。当該工場又は事業場内の生産工程以外から発生した汚水を処理していても、廃棄物処理施設に含まれないようにすべきである。</p> <p>なお、都道府県によっては、実際に、工場内の食堂の排水等の排水設備が水処理工程内に組み込まれている場合にも、廃棄物処理施設でないと認められている例もあり、行政・事業者双方の事務負担軽減、予見可能性の向上の観点から、少なくとも解釈を明確化・統一すべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>廃棄物処理法において、同法施行令第7条に該当する施設を設置する場合は都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています。</p> <p>汚泥の脱水施設については、独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは含まないとされています。</p>	対応不可	<p>廃棄物処理法施行令第7条第1号に該当する汚泥の脱水施設を設置する場合には、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要です。ただし、一定の生産工程を形成する装置の一部として組み込まれた汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものではないことから、当該許可を不要としています。</p> <p>一方、生産工程以外から発生した汚水を処理する場合は、当該施設は独立した廃棄物処理施設としてとらえ得るものであることから、施設の設置許可が必要です。</p>
16	エネルギー・環境	県外産業廃棄物流入規制の見直し	<p>【具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制の見直しを図るべきである。</p> <p>最低でも、事前協議の運用にあたっては、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子化を進めるなど手続きの簡素化に努めるべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。</p> <p>たとえば、産業廃棄物となる食物残渣をサーマルリサイクルする際、県によっては県外からの廃棄物の収集を認める場合と認めない場合がある。これにより、一部の食物残渣しか肥料として再利用されず、産業廃棄物をエネルギー資源として有効利用できていない。</p> <p>環境省は「必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、都道府県等に働きかけている」とのことだが、引き続き都道府県等に働きかけを行うことが求められる。また、都道府県等に対し通知等を発信するのであれば、その内容を環境省Webサイトで公開すべき。こうすることで、排出事業者は各自治体へ要望しやすくなる。</p> <p>なお、中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(2010年1月25日)において、国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけるべきであることが意見具申されている。</p>	日本経済団体連合会	環境省	-	その他	<p>都道府県等による流入規制に関しては、広域的に移動する産業廃棄物の円滑な処理を阻害すること、適正に処理する産業廃棄物処理業者であってもその扱った産業廃棄物量が制約され結果として無許可業者の不適正処理ルートに向かうことになりかねないこと、優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位に立てるようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にプレッシャーをかけかねないこと等といった問題があります。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、通知(※)や各種会議を通じ、都道府県等に働きかけており、引き続き、働きかけを行ってまいります。</p> <p>(※)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知) http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000484 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成18年9月27日付け環産対発第060927001号及び環産産発第060927002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/no060927001.pdf</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
17	エネルギー・環境	広域認定制度における他社製品の処理の緩和	<p>【具体的内容】 広域利用認定制度において、同一性状の他社製品の処理受託を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法は、環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定することにより、廃棄物処理業に関する自治体ごとの許可を不要とする広域認定制度を規定している。製品の性状、構造を熟知しているメーカー等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本特例制度を充実させれば、一層の資源循環が期待できる。</p> <p>しかし、現在の運用では、同一性状の製品であっても他社製品は認定対象となっていない。そのため、資源として有効利用されるのは、広域認定制度を積極的に利用しているメーカー等の製品にとどまる。また、複数社の製品が混在している場合、排出者が分別し、各社に処分依頼を出す必要があり、事務負担や運搬費が大きくなってしまふ。</p> <p>とりわけ情報通信機器は、世界的に機器の標準化・規格化が進んでおり、ハードウェアについてはメーカー等による相違はほとんどない。そのため、他社品でも同等の適正処理を行うことは可能である。効率の高い適正処理と資源の有効利用をより一層進めるためには、同一性状の他社製品の処理受託を可能とすべきである。</p> <p>なお、一昨年の政府回答では、「同種の製品であっても認定の対象とできるよう、実態を踏まえつつ、検討を行っているところ」とされている。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>・広域認定制度は、製品の製造事業者等が自社の製品の処理を広域的・適正に行う場合に環境大臣の認定を受けることで廃棄物処理業の許可を不要とする制度です。</p> <p>・その対象は「製造事業者等が自社製品の処理を担う場合」に限定しています。これは、製品の流通網や製品の性状・構造を熟知している製造事業者等が処理を担うことで、高度な再生利用が期待できること、再生又は処理しやすい製品設計への反映が期待できることなど第三者にはない適正処理のための効果が得られるためです。</p> <p>・なお、①自社製品を回収する際にやむを得ず混入した他社製品、②自社製品に付随して回収する程度の他社製品であって、一定の要件を満たし、予め審査において認められた場合には、本制度の対象としています。</p>	対応不可	<p>・他社製品を広く収集して処理を行うという業態は、通常の廃棄物処理業そのものであり、これを広域認定制度の対象に追加することは、廃棄物処理業の許可制度が意味のないものとなり、不適正処理が横行する事態にもなりかねません。</p> <p>・したがって、御要望にお応えすることは困難です。</p>
18	エネルギー・環境	JIS規格石炭灰の保管・輸送時の廃棄物処理法適用除外	<p>【具体的内容】 資源有効利用促進法の指定副産物とされている電気業の石炭灰について、JIS規格等の徹底した品質管理を行っている場合は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである(例:事業者自らがセメント等の製品原料として加工(粒度等を均質化)したJIS規格石炭灰は、産業廃棄物に該当しない等)。</p> <p>【提案理由】 電気業の石炭灰は、資源有効利用促進法の指定副産物に該当し、有効利用に向けた取り組みが求められている。こうしたなか、電気業の石炭灰について、JIS規格化等の厳正な品質管理を行い、セメント原料等として有償譲渡(売却)しているものがある。</p> <p>しかし、少量販売や遠方販売においては、輸送費が販売額を上回るため、産業廃棄物と見なされる。そのため、(1)産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となり、輸送業者・車両・手段が限定される、(2)市場が狭くなり石炭灰の価格が低下せず利用が進まない、(3)保管場所の届出が必要になる、といった問題が生じ、流通拡大の支障となっている。</p> <p>そこで、石炭灰を廃棄物処理法の適用除外とすることで、(1)産業廃棄物収集運搬車両以外の様々な輸送手段が活用でき、流通コストやJIS規格石炭灰の価格を低減することができる、(2)販売価格の低減で石炭灰の利用者が増加する、(3)排出事業者側、引取者側ともに産業廃棄物保管場所の届出が不要となり、といった利点が生じ、リサイクルの推進に繋がる。</p> <p>なお、JIS規格化等の厳正な品質管理を行うことで、石炭灰が不適正に取り扱われることはないと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>廃棄物処理法において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいうこととされています。</p>	対応不可(一部、事実誤認)	<p>廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要です。</p> <p>また、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。</p> <p>したがって、一定の品質が担保されることは上記の判断において廃棄物ではないと判断されうる一要素ではあるものの、そのことのみをもって一律に廃棄物処理法の規制の適用を除外することは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、輸送費が販売額を上回ることをのみをもって産業廃棄物と見なすものではないことから、この点の御指摘は事実誤認です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
19	エネルギー・環境	容器包装リサイクル法における再商品化実施委託金等の支払い方法の見直し	<p>【具体的内容】 特定事業者が指定法人に対して再商品化実施委託金・拠出委託金を支払う方法について、別の方法も認めるべきである(例えば、実際に再資源化された量および実際の負担額に基づき支払いを行う等を法の施行規則へ明記する)。</p> <p>【提案理由】 指定法人は、再商品化業務にあたって、その実施方法、委託料金の額の算出方法等について、再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないとされている。 特定事業者は、本規定に基づき、容器包装廃棄物の再商品化を指定法人に委託する際、当該年度の排出見込み量を基に再商品化実施委託料、拠出委託料金を指定法人に支払う必要があり、精算は翌年度(再商品化事業に使用した実績総費用と、特定事業者が負担した「予定」実施委託料金等の総額との間に生じる過不足について精算)と翌々年度(確定した拠出金額と特定事業者が負担した「予定」拠出委託料金の総額との間に生じる過不足について精算)の二年間にわたって行われる。 コンピューターシステムで加盟者全体を管理するフランチャイズ事業の事業者が、加盟者の分もまとめて管理して委託金を支払うことは、非常に効率的であり、また、容器包装廃棄物の排出量を的確に把握することで、容器包装廃棄物にかかる取り組みを一体的に推進することができる。しかし、加盟者の契約が終了した場合(閉店等)、元加盟者の連絡先等の把握が困難となるにもかかわらず、委託金の精算手続きを二年間にわたって行うことは非常に大きな事務負担となる。 そこで、実際に再資源化された量およびその際の負担に基づき委託金を支払う方法を採用できるようにすることで、精算を行う必要がなくなり、事務手続きが簡素化される。なお、特定事業者が指定法人に対して容器包装廃棄物の排出見込み量の報告を行うこととすれば、指定法人の事業計画の策定等への支障は起きないと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省、環境省	容器包装リサイクル法に基づき、指定法人と再商品化契約を締結して再商品化義務を履行する特定事業者は、再商品化委託料金等に関し、主務省令及びこれに基づく指定法人との契約内容に基づき、契約締結期限や当該契約に基づく債務の履行期限、支払いの方法等を遵守する必要があります。	対応不可	再商品化委託料金等の精算については、正味財産が約2億円である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、約400億円の再商品化委託料金等を予め資金調達することは困難であり、資金借入れに伴う金利等として特定事業者が負担する新たなコストが発生します。このため、御提案のような負担が増加するような制度の導入は、特定事業者等との合意を得ることは難しいと考えます。
20	エネルギー・環境	グリーン購入法における総合評価値の算出方法の見直し	<p>【具体的内容】 グリーン購入法において調達基準が定められたコピー用紙、印刷用紙の総合評価値の算出方法について、「その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(植林木、国産材、再・未利用材等)利用割合」の重み付けを、森林認証材パルプ利用割合や間伐材パルプ利用割合と同等にすべきである。</p> <p>【提案理由】 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定めている。本基本方針において、政府が調達するコピー用紙、印刷用紙については、総合評価値による調達基準が定められている。総合評価値の算出にあたっては、(1)森林認証材パルプ利用割合、(2)間伐材パルプ利用割合、(3)その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(植林木、国産材、再・未利用材等)利用割合などが加算項目として挙げられているが、(3)については重み付けが(1)、(2)の半分になっている。 しかし、この重み付けの違いについての合理性は乏しく、(3)は、(1)(2)と同様の環境配慮価値を有している。 そこで、(3)について本来の環境価値を反映させ、基準を変更することによって、調達基準を満たす製品供給の推進が容易になり、結果的に本来の目的である古紙利用が進むものとする。</p>	日本経済団体連合会	環境省	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)では、環境物品等の調達の推進に関する基本方針において特定調達品目及び判断の基準を定め、国等の機関は判断の基準を満たす物品等を調達することとなっています。 コピー用紙、印刷用紙の判断の基準では、古紙利用や木材の合法性、持続可能性等を総合的に評価するための算定式を定め、その算定式から算出される総合評価値が80以上であることを求めています。 また総合評価値の算定においては、古紙パルプ配合率の他に①森林認証材パルプ利用割合、②間伐材パルプ利用割合、③その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合などを用いていますが、森林認証材及び間伐材の利用を促進していくことの重要性を鑑み、評価の重み付けとして、①及び②については1、③については0.5を乗じることとしています。	検討	平成25年度から、業界での取組状況等を調査し、特定調達品目検討会において提案された項目に係る判断の基準の見直しの検討を実施します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
21	エネルギー・環境	特定産業廃棄物の基準の見直し	<p>【具体的内容】 放射性物質汚染対処特措法における特定産業廃棄物について、放射性物質による汚染の濃度が十分に低いものについては、通常の産業廃棄物とすべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物のうち、事故由来放射物質によって汚染され、又はそのおそれがあるものは、特定産業廃棄物に該当する。これにより、1都9県において、生産活動により発生する紙やフィルムなどの産業廃棄物を焼却し、廃熱ボイラで蒸気を製造して熱回収する設備から排出される飛灰は、放射性物質の濃度が8000Bq/kg以下であれば、特定産業廃棄物に該当する。</p> <p>特定産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準を遵守する必要がある。また、特定産業廃棄物の処分の用に供される廃棄物処理施設や一定地域に所在する廃棄物処理施設は、特定産業廃棄物処理施設に該当し、当分の間、廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく維持管理基準を遵守し維持管理する必要がある。</p> <p>事業者は、本特定産業廃棄物の処理を自ら行うことができない場合、廃棄物処理法や放射性物質汚染対処特措法に基づき、処理業者に委託することとなる。</p> <p>しかし、処理業者の多くは、特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準を満たす施設を所有していても、地域住民からの抗議を恐れ、特定産業廃棄物の受入を拒否している。そのため、処理先が決まらない飛灰が事業所内で増え続けており、廃棄物処理法の保管基準を守れない事態に近付いている。埋め立て処理をすることは可能であるが、循環型社会構築の観点から埋め立てよりも路盤材などにリサイクルをすることが望ましい。</p>	日本経済団体連合会	環境省	放射性物質汚染対処特措法において、特定産業廃棄物は廃棄物処理法に定める処理基準に加えて、特措法に定める特別の処理基準に従って処理を行わなければならないこととされています。また、特定産業廃棄物を処理する施設は、廃棄物処理法に定める維持管理基準に加えて、特措法に定める特別の維持管理基準に従って維持管理を行わなければならないこととされています。	対応不可	放射性物質汚染対処特措法第23条において、廃棄物処理法が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものであって環境省令で定めるものを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と定義し、放射性物質汚染対処特措法施行規則第28条及び第30条においてその範囲を規定しています。
22	エネルギー・環境	土地の形質変更時の届出の簡素化	<p>【具体的内容】 形質変更時要届出区域内における工事について、前もって都道府県知事に工事内容(汚染等の拡散を防止する手段等も含む)を届け出る制度を設け、当該届出に当てはまる工事については、土壌汚染対策法12条の届出を不要化する等により、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 土壌汚染対策法14条では、自主的な土壌汚染状況調査によって土壌汚染が判明した場合などには、土地の所有者等が都道府県知事等に区域(形質変更時要届出区域)の申請を行うことができる。</p> <p>また、「形質変更時要届出区域」に指定されると、土地の形質の変更をする場合、土壌汚染対策法12条により、工事着工14日前までに都道府県等に届け出る必要があり、(1)基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止すること、(2)基準不適合土壌が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないこと、(3)土地の形質変更後に人の健康に係る被害が生ずる恐れがないことが満たされていないければ、都道府県知事は計画の変更を命ずることができることとされている。</p> <p>以上により、埋設配管等の突発的な工事等が必要になった場合であっても、工事着工までに時間がかかることとなる。そのため、土壌汚染対策法14条の申請が躊躇される。</p> <p>そこで、前もって都道府県知事に工事内容(汚染等の拡散を防止する手段等も含む)を届け出る制度を設け、当該届出に当てはまる工事については、土壌汚染対策法12条の届出を不要とすることで、形質変更時要届出区域となっても、行政手続による工事着工遅れが回避できる。また、土壌汚染対策法14条の申請も進むと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	土壌汚染対策法第12条1項により形質変更時要届出区域において土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の14日前までに、形質の変更について都道府県知事に届け出なければなりません。この際の「土地の形質の変更」とは土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれます。	対応不可	土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散リスクを伴うものであることから当該届出を必要としています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
23	エネルギー・環境	地下水汚染調査にかかる手続きの簡素化	<p>【具体的内容】 土壤汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地について、地下水モニタリングを行う際、地下水汚染等の問題がなければ、申請をしなくても段階的にモニタリング頻度の低減をできるように徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 土壤汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地については、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされている。 本規定により、地下水モニタリングの結果、地下水汚染のおそれなければ、自動的に地下水モニタリングの頻度は低減すると解釈できるが、自治体によっては、地下水モニタリングの頻度の低減にあたって申請を必要としており、受理されなければ頻度を下げることができない。 地下水汚染が生じていなければ、申請をしなくても段階的に地下水モニタリング頻度の低減をできるようにすることで、モニタリング費用を削減することができる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	土壤汚染対策法施行規則第40条及び別表第6により、当初1年は4回以上等、地下水の水質の測定頻度を規定しているところですが、当該申請については規定していません。	その他	当該申請は、法令には規定しておらず、自治体の運用によるものであるため、当該申請を求める自治体と協議する事項です。
24	エネルギー・環境	土地の形質変更時の届出にかかる要件の見直し	<p>【具体的内容】 臨海部の工業専用地域等において、(1)該当土壤を敷地外に搬出しない、(2)形質の変更に伴い、周辺に土壤流出が生じない、(3)工事期間中、汚染のおそれのある建設残土や地下水のモニタリングを行うこと等を条件に、3000㎡以上の土地の形質変更を行う際の届出を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 土壤汚染対策法第4条により、3000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、①該当土壤を敷地外に搬出しない、②形質の変更に伴い、周辺に土壤流出が生じない、③形質の変更に伴う部分の深さが50cm以下の場合、届出は不要とされている。また、都道府県知事が、当該土地について、特定有害物質によって汚染の恐れがあると認めた場合、事業者は、指定調査機関による土壤調査を行い、その結果を都道府県知事に報告する必要がある、場合によっては半年程度の調査期間を要する。 しかし、事業誘致に関しては、タイムリーな事業開始が競争力強化において最も重要なポイントであり、土壤調査に時間を要することによる事業タイミングの遅延、もしくは、時間的制約から国内立地の回避という可能性も高く、わが国の競争力を低下させる一因となる。また、既存製造所内で早期事業開始を検討する場合は、計画を3000㎡未満に抑えるなど、計画に支障をきたす場合がある。 なお、③を届出不要の要件から削除しても、臨海部の工業専用地域等において、①②を満たし、加えて、工事期間中、地下水のモニタリング等を行い、その結果を都道府県知事に報告することとすれば、地下水の飲用等の観点や土壤の直接摂取の観点から、環境リスクは小さいと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	土壤汚染対策法第4条第1項の届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいいます。 深さ50cm以上の掘削を伴い、掘削と盛土の範囲が3,000㎡を超える場合は、大規模な土地の形質の変更であり、汚染の拡散を生じるおそれがあることから、当該届出の対象としています。	対応不可	土壤汚染対策法第4条第1項の届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般を規定しています。法第4条第2項は、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせ、必要に応じて要措置区域等に指定して、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行わせています。土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合、当該土地から汚染が拡散することはないため、当該届出を不要としています。深さ50cm以上の掘削を伴い、土地の形質の変更の範囲が3,000㎡を超える場合は、大規模な土地の形質の変更であり、汚染の拡散を生じるおそれがあることから、当該届出の対象外とすることはできません。 御提案の臨海部の工業専用地域において(1)及び(2)を満たし、加えて地下水のモニタリングを行った場合でも、工事施工時の基準不適合土壤が帯水層に接することによる地下水汚染の発生による汚染の拡散のリスクを伴うと考えられるため、当該届出を不要とすることはできません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
25	エネルギー・環境	行政による土壌汚染物質の自然由来の証明	<p>【具体的内容】 土壌汚染状況調査により発見された土壌汚染物質について、それが自然由来の物質である可能性がある場合、その証明は行政が行うべきである。</p> <p>【提案理由】 土壌汚染状況調査対象地において、特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められている。しかし、自然由来の物質であることを行政に証明するために、事業者には、非常に多くのコストと時間がかかっている。そもそも汚染発生原因が自然由来にもかかわらず、土地の所有者に負担を課するのは不合理である。</p>	日本経済団体連合会	環境省	土地の所有者等が行う土壌汚染状況調査において地歴調査の結果、調査対象地の試料採取等対象物質がシアンを除く第二種特定有害物質であり、かつ人為的原因を確認することができない場合については、専ら地質的に同質な状態で汚染が広がっているいわゆる自然由来の土壌汚染である可能性があることから、この特性を踏まえた適切かつ効率的な調査の観点から、通常の土壌汚染状況調査とは別の調査方法によって調査を行わなければならないこととしています。(規則第10条の2) この調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するかどうかの判定基準に照らして専ら自然に由来すると認められる場合には、都道府県知事は、当該土地を形質変更時要届出区域に指定し、当該区域が自然由来特例区域である旨を台帳に記載することとしています。	対応不可	土壌汚染状況調査は、土壌汚染の判明以前に行うものであること、私有財産である土地の状況を把握するための行為であることなどから、行政が行うのではなく、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地の所有者等が行うこととしています。 本法の施行通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」の別紙に規定している土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定は、土地の所有者等が行う土壌汚染状況調査の中で行われる調査です。 このことから、当該調査を行政負担により行うことはできません。
26	エネルギー・環境	土壌汚染対策法における届出対象の見直し	<p>【具体的内容】 ガスパイプラインの設置にあたって、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)における形質変更届出の提出の有無はそれぞれの面積が3000㎡以上かどうかで判断すべきである。</p> <p>【提案理由】 土壌汚染対策法では一定規模(3000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者に届出を義務付けている。加えて、環水大土発第100305002号において、「同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、(中略)土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3000㎡以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。」としている。そのため、ガスパイプライン建設工事では公道部分の開削工事も含めて一つのプロジェクト(対象)とみなされるため、個々の工事は3000㎡未満であっても届出が必要となる。 ガスパイプラインの設置については、「天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書」において、「関係規制やその運用が建設期間の長期化を招いているケースや合理的な整備ルートの計画を制限しているケースも存在する。これらのケースは結果的に、整備事業者のコスト増につながる要因となる可能性もあり、(中略)天然ガスパイプラインの整備に当たっては、必要に応じて現状の関係規制やその運用の精査を行う必要があると考えられる。」と明記されている。そこで、土地の形質の変更の届出については、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)の面積が3000㎡以上かどうかで判断すべき。この見直しにより、土地の形質変更届出およびその調査に係る期間が短縮され、より早期のパイプライン敷設が可能となる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	土壌汚染対策法第4条1項に基づく「土地の形質の変更の届出」は、同一の手続において届け出るべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要しません。 土壌汚染状況調査の機会を広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、同一の事業の計画や目的で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し届出を行わせています。	対応不可	土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散リスクを伴うものです。 一方、平成15年に施行された土壌汚染対策法においては、土地の形質の変更の届出は、指定区域内の土地に限られており、指定区域外における土地の形質の変更については、規制がされていませんでした。 このため、平成21年の法改正において、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとしたところですが、同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、幹線建設工事も含め、土壌汚染状況調査の機会を広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断する必要があります。 なお、トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
27	エネルギー・環境	特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用	<p>【具体的内容】 特定粉じん(アスベスト)排出等作業を行う場合の届出において、災害その他非常の事態の発生により排出作業を緊急に行う必要がある場合に関しては、例外規定により事後届出が認められている(通常は14日前までの届出が必要)。同様に非常事態後の水平展開等、危険要因を解消するため早期に設備点検を必要とする作業の届出についても、非常事態に実施した緊急作業に準ずる措置と捉え、事後届出で可とするか、あるいは届出書の受理を以って工事の着工を可能とするなど、例外規定の弾力的な運用を行うべきである。</p> <p>【提案理由】 2006年10月1日より、石綿を含有する配管類の保温材も大気汚染防止法の届出対象となった。大気汚染防止法では作業開始14日前までの届出が義務付けられているが、ただし書きとして「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。」とあり、事後届出が可能となっている。製油所において、例えば配管腐食で油漏洩等につながる不具合が発生した場合、同様の腐食環境にあると思われる類似の設備・配管等についても速やかに点検すべきところ、現行法では14日間を待たなければ作業を行うことができず、危険要因を放置するリスクがある。例外規定が弾力的に運用されることで、油漏えい等の非常事態に繋がる同様の不具合に対しても、速やかな対応が可能となり、危険要因を放置するリスクを早期に解消することができる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の14日前までに、都道府県知事に届け出なければなりません。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではありません。大防法施行通知において、「緊急に行う必要がある場合」とは、典型的には、災害で崩壊し、交通等に支障を及ぼしている建築物を緊急に解体するような場合であるとしています。提案にあるようなケースの取扱いについては明確に示しておらず、都道府県等の判断に委ねられています。	対応	製油所において、配管腐食で油漏洩等につながる不具合が発生し、都道府県知事が「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合」(以下「非常事態」という。)と認めた場合、同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検の作業等についても非常事態に準ずるものとして取り扱うよう関係自治体に対して周知します。
28	エネルギー・環境	研究開発設備に関する規制緩和	<p>研究所全体の全研究設備の一日の高圧ガス処理量合算値が100m³を超える場合であっても、小規模研究設備(ラボ設備・ベンチ設備で処理量≤10m³/日)および中規模研究設備(処理量≤100m³/日)については、その設置・変更・設備追加に関して都道府県知事の許可を求めるとはせず、手続きを簡素化(例:届出制への移行、小規模研究設備の設置については高圧ガス保安法の適用除外)すべきである。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省	一つの事業所内に複数の高圧ガス製造設備が設置される場合には、各々の設備の処理量を合算する運用が内規により定められています。	検討	事業所全体の高圧ガスの一日の処理量合算値が100m ³ を超え既に都道府県知事の許可を得ている事業所において、許可を得た時点で設置されている独立した設備については、その後の変更については、何回変更しようとも変更に係る設備の一日の処理量が100m ³ 未満である限り、都道府県知事の許可を得る必要は無く、届け出のみとしており、こうした観点で手続きを簡素化しています。こうした中で、今回、一日の処理量が100m ³ 未満の設備の設置、変更、設備追加に関する要望をいただきました。本件については、提案者に研究開発を行う上で実態上、どのような点で研究開発上の問題があるのか等について詳細を確認した上で、安全性も考慮しながら、当方での措置の概要(対応策)を検討します。
29	エネルギー・環境	ガスタービン取替えにおける工事開始期間の短縮	<p>現状では、1万kW以上のガスタービン発電設備の原動機の交換が電気工事計画変更届の申請対象事項と解釈され、工事計画変更届を申請後30日経過しないと交換が実施できない。これを、同形式のエンジンへの交換に関しては、電気事業法第48条の規定でいう「軽微な工事等」として扱い、工事開始期間の短縮を認めるべきである。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省	出力1万キロワット以上のガスタービンの取替工事については、工事計画の届出が必要であり、届出が受理されてから30日を経過した後でなければ工事を開始してはなりません。しかし、技術基準に適合している等一定の要件を満たしていると認められときは工事開始までの期間を短縮することができます。	現行制度下で対応可能	<p>1万kW以上のガスタービン発電設備の原動機の交換は、交換前のものと同一仕様・同一材料のものであれば、電気事業法上「取替え」と区分され、「変更の工事」として扱われる[電気事業法施行規則別表第二]ことから、工事計画の届出が必要である。[電気事業法第48条第1項及び第2項]</p> <p>また、1万kW以上5万kW未満のガスタービンは、1万kW未満のものと比較し、リスクが高いことのみならず、過去の事故実績から1万kW以上の方が事故率が著しく高くなる傾向があります。さらに、1万kW以上においては、取替え後の方が高くなっています。このことなどから、出力1万キロワット以上のガスタービンの取替工事については、工事計画届出を不要とすることはできない旨、専門家等からなる審議会において結論が得られています(平成25年3月電力安全小委員会)。</p> <p>しかしながら、電力需給逼迫時に限って、過去に審査を通っている設備と同一仕様、同一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを明確化いたします。</p> <p>なお、オーバーホール等あらかじめ修理・改造後の再稼働を計画している際には、計画的に工事計画を届けて頂くことで、設備の停止期間が短縮できると考えられます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
30	エネルギー・環境	定期安全管理審査手数料体系の見直し	現在の定期安全管理審査に係る手数料の額は、定期事業者検査の実施台数に基づく体系となっている。安全管理審査は定期事業者検査の実施に係る体制を審査するものであり、台数との関係はないことから、審査に係る工数を基準とした手数料体系にすることを要望する。	日本経済団体連合会	経済産業省	定期安全管理審査に係る現行の手数料は、「使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)平成22・06・28原院第3号 NISA-234e-10-1」における標準審査工数を踏まえたものです。また、ご指摘のとおり定期事業者検査対象設備を多く持つ発電所については、手数料の負担が大きく感じることもあるため、同一区分の施設について2台目以降は審査手数料を軽減する措置を取っております。	事実誤認	定期安全管理審査は、定期事業者検査の実施に係る組織のみならず設備毎に作成される検査記録等の確認も行うものであり、実施台数が増加する毎に検査の工程も増加するため、現在は設備毎に手数料を徴収しています。ただし、同一区分の施設については、審査を省略できる部分があり、審査工程が短縮できることを考慮して、2台目以降は審査手数料を1/3とする等の軽減措置を取っており、実態に即した手数料体系が既に構築されていますので、現行制度を最大限活用下さい。
31	エネルギー・環境	電気主任技術者の選任要件緩和	事業用電気工作物を設置する場合、電気主任技術者の選任が必要であり、当該電気主任技術者は、事業場に常時勤務する者でなければならないとされているが、これを撤廃すべきである。	日本経済団体連合会	経済産業省	発電所の場合には、電気主任技術者は、発電所又は発電所を管理する事務所に常駐することを求めており、必ずしも発電所に常駐させることを求めるものではありません。	事実誤認	「制度の現状」に記載のとおり、事実誤認です。
32	エネルギー・環境	低濃度(微量)PCB汚染廃電気機器処理の環境整備	<p><要望> 全ての事業者が法律期間内に処理が行えるよう、処理施設側の受け入れ体制を整備する。 また、焼却処理以外の処理方法(溶剤等でのフラッシング)を確立し、容認する。</p> <p><理由> 電気の変圧器の絶縁油等に使用されていたPCB廃電気機器は、有害物質(発がん性物質)として、昭和40年代に使用禁止となり、平成39年3月31日迄に処理することが義務付けられている。 低濃度PCB汚染物の絶縁油に関しては、全国で数ヶ所の処理施設で対応しており、トランス・コンデンサ等の筐体(箱もの)処理は、施設不足が否めない。中でも、大型筐体(重量10t以上)の処理施設は存在していない。 また、現在は焼却処理が求められるが、100トン近い大型筐体等は運搬も出来ず、物理的に対応が困難であり、今後も処理が進まない可能性大。</p> <p><効果> 法律期間内迄の、有害物質の適切な処理の完了。</p>	民間企業	環境省	微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、平成21年より廃棄物処理法の環境大臣による無害化処理認定制度を活用した処理体制の整備が進められています。PCB廃棄物の処理施設については、その処理が確実に実行できることについて、個別に精査して認定しているところであり、平成22年の第1号の認定後、着実に認定事業者が増加し、現在8事業者が認定されています。今後も、認定を希望する事業者が複数あり、各事業者における申請書類の準備が整い次第、順次、認定手続きに入っていくこととしています。また、焼却処理以外の処理について、洗浄による処理は、県知事の許可を得て処理を行っている事業者が存在し、既に大型機器の処理を含め実用化されています。なお、廃棄物処理法においては、無害化認定制度のほか、都道府県知事許可によるPCB廃棄物処理も可能であり、焼却処理方式が1件あるほか、洗浄方法による自社処理施設の許可が複数存在します。今後も事業者からの申請があり基準に適合していれば順次許可がなされることとなります。	現行制度下で対応可能	既に対応している内容ですが、今後も焼却処理以外の処理方法を含め、処理体制が増強されるよう、着実に認定等を進めていくこととしています。
33	エネルギー・環境	温室効果ガス排出量算出における、集計単位(年・年度)の統一	<p><要望> 集計単位(年・年度)を統一させる。</p> <p><理由> 温室効果ガス排出量算出において、CO2、CH4、N2Oは、4-3月まとめ(年度)、HFC、PFC、SF6は1-12月まとめ(暦年)、となっており、同じ報告書内で集計範囲が異なる。 遵法の観点では、間違いが起りやすく、帳票を個別に作成せねばならない等、企業にとって、余計な工数が発生している。</p> <p><効果> 集計の手間低減。</p>	民間企業	環境省	算定報告対象となっている6種類のガスについて、CO2、CH4、N2Oは年度単位、HFC、PFC、SF6は暦年単位で算定することとなっています。	対応不可	HFC、PFC、SF6については、これらに関する既存の統計の多くが暦年を用いていることを踏まえ、算定対象の事業者等の負担を考慮し暦年になっているものです。仮に、年度を統一した場合、既存の多くの統計との不整合が生じるとともに、事業者が本制度とその他統計それぞれに算定を求められることによる作業負担の増加が懸念されるため、算定期間を変更することは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
34	エネルギー・環境	小水力発電設備における保安監督業務の委託に係る到達時間要件の緩和	電気事業法施行規則第52条2項により保安監督業務の委託契約を締結することにより、電気主任技術者を選任しないことができる要件として、「委託契約の相手方の主たる連絡場所が当該事業場に2時間以内に到達し得る場所にあること」が求められている。小水力発電設備は、しばしば都市部から離れた地域に設置されるため、保安監督業務を委託できる事業者が「2時間以内に到達し得る」場所に存在しない場合もある。このような地域では自社社員である電気主任技術者を追加で選任しなければならず、特に小規模な施設では採算性の確保が困難になっている。このため、小水力発電設備における保安監督業務の委託に関して、上記の「2時間以内に到達し得る場所にあること」との要件の緩和を検討願いたい。	民間企業	経済産業省	現在、発電所に電気主任技術者を選任せず外部委託承認制度を活用する場合、平成25年1月28日付「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の規定により、「2時間以内に到達し得る場所にあること」との要件が付されています。	対応不可	小水力発電設備についてのみ、感電・火災や系統への波及事故等の電気保安上のリスクが低いという合理的理由はなく、小水力発電設備についてのみ2時間以内の要件を緩和することはできません。電気主任技術者の外部委託承認制度において、受託者となる保安管理業務担当者は、複数の設置者の電気工作物を受託しており、平常時のみならず事故等の異常時においても、その状況を適確に把握し、必要な措置を講ずることが必要であり、「2時間」という条件は、事故等の異常時においても遅滞なく到達し得るという観点から規定しているものです。なお、外部委託承認制度のみならず、電気主任技術者に係る兼任の承認要件としても「2時間以内に到達できること」を求めています。
35	エネルギー・環境	電気主任技術者許可選任での許可要件について運用解釈の緩和	電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、「その申請が各要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。」とあるが、地方産業保安監督部によっては「選任した主任技術者を事業場に常時勤務すること」が許可選任要件として求められ、随時監視制御方式、随時巡回制御方式での運用も認めていないのが現状。ついては、小水力発電設備に関して、電気主任技術者許可選任は許可要件となる事業場の規模も小さいことから、随時巡回制御方式で運用を可能とする事について検討をお願いしたい。	民間企業	経済産業省	「許可選任」における勤務箇所について、有資格者でない者を選任するという特殊な性格上、単一の事業所に限って選任可能とするものであり、発電所の管理事務所に常駐することが原則です。なお、常駐が現実的ではない設備については、設備の状態及び管理・監督体制を個別案件ごとに審査し、安全性を確保できる体制がとられていると判断できる事業場については、必ずしも現場に常駐させることを求めているわけではありません。	現行制度下で対応可能	「制度の現状」に記載のとおり、現行制度で対応可能な場合がありますので、所管の産業保安監督部に御相談ください。
36	エネルギー・環境	小水力発電設備における保安監督業務の委託に係る出力制限の緩和	電気事業法施行規則第52条2項により保安監督業務の委託契約を締結することにより、電気主任技術者を選任しないことができる事業場は、水力発電所の場合、出力1,000kw未満のものに限られている(但し、平成25年6月末までに出力2,000kw未満まで引上げ予定)。このため、固定価格買取制度の対象とされている1,000kw以上30,000kw未満の水力発電所については自社社員である電気主任技術者を選任しなければならず、採算性の確保が難しい場合が生じている。ついては、小水力発電設備に関して、固定価格買取制度の対象である1,000kw以上30,000kw未満の水力発電所においても、保安監督業務の委託を可能とすることについて検討願いたい。	民間企業	経済産業省	現在、発電所に電気主任技術者を選任せず外部委託制度を活用する場合においては、電気事業法施行規則第52条第2項の規定により、出力1,000kW未満の自家用電気工作物に限られています。今般、安全性の確認調査の結果、平成25年6月末までに出力2,000kW未満まで引き上げることを検討しています。	その他(一部対応可)	まず、小水力発電設備についてのみ、感電・火災や系統への波及事故等の電気保安上のリスクが低いという合理的理由はなく、小水力発電設備についてのみ外部委託制度の対象範囲を引き上げることはできません。電気主任技術者の外部委託承認範囲拡大については、平成24年度に専門家を交えて安全性の確認調査を行った上で検討を行った結果、一般的に高圧の電圧区分とされる出力2,000kW未満の発電設備であれば、安全確保の観点から重大な影響をもたらすことがないことが検証され、出力2,000kW未満までの引き上げが適当とされたところです(平成25年3月電力安全小委員会)。御要望の出力の内、特別高圧の電圧区分で連系されるもの(概ね出力2,000kW以上)では、波及事故の際の影響等が重大なものとなるため、緩和はできません。
37	エネルギー・環境	タンクシステム台車による充填機能確認の容認	<要望>車両の中の、充填に関わるタンクシステム部分のみを切り出し台車に搭載した、タンクシステム台車での充填機能を確認出来るようにする。 <理由>現状は車両以外での充填行為は認められていない。完成検査に車両が必要というステーションとしての問題がある一方で、市場の様々なステーションとセットでの開発が必要な自動車側にも以下の課題がある。市販前車両においては、限られた試作車台数、コスト、機密等の関係で、社外ステーションへの試作車の持ち出しや運用は容易ではなく、車両を市販する前に、各社の様々な水素ステーションとの組み合わせで充填機能確認を行うことが困難。また、現在の水素ステーション技術は発展途上であり、安全は確保されていても、車両タンクシステムとの組み合わせでの充てん機能確認は、前記の状況からステーション側としても経験が限られ、商用営業に向けた運用熟成においても不安が大きい。 <効果>上記にあげた課題克服が容易となり、車両と水素ステーション双方の充てん品質熟成を通じて、お客様に迷惑をかけないスムーズな商用営業運用に繋がる。	民間企業	経済産業省	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の用語の定義において、圧縮水素スタンドは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填するための設備としています。	検討	本件については、別途、平成25年度から平成27年度にかけて技術開発が実施されることとなっております。本要望への対応を行うに当たり、技術開発の内容、進捗状況及びその結果を踏まえ、当方での措置の概要(対応策)を検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
38	エネルギー・環境	A/C新冷媒の高圧ガス保安法の適用除外	<p><要望>実験データ等も踏まえ、カーエアコン用の新冷媒HFO-1234yf用の回収・充填装置は、「高圧ガス保安法」の適用除外とする。</p> <p><理由>カーエアコンに使用している冷媒は、地球温暖化に与える影響が大きいため、影響が小さい新冷媒として、HFO-1234yfを検討している。しかし、HFO-1234yfは「可燃性ガス」に分類されるため、販売店の整備工場および回収・充電機について、高圧ガス保安法に則り、厳しい規制が適用される。</p> <p><例>・第一種(または二種製造者)として都道府県知事の許可(また届出)・HFO-1234yf取扱いの為に販売店設備投資、専用充填・回収機器の新規配備(100~150万円/台)、作業場の改修工事(防爆隔離壁設置+換気ダクト、ピット改造等の滞留防止工事)(100~300万円)、冷媒保管庫(少量危険物届出)の設置(100~200万円)等、現行法規では、整備工場および回収・充電機の導入が困難であるため、自工会が中心となり、国の委託事業(高効率ノンフロン型空調機器技術の開発)を活用した可燃性実験を実施中である。(低リスクの結果が得られる見込み)</p> <p><効果>地球温暖化への影響を抑制する、新冷媒HFO-1234yfの、円滑な導入を可能とする。</p>	民間企業	経済産業省	HFO1234yfは可燃性のフルオロカーボンであることから、その回収装置については高圧ガス保安法の適用があります。	検討	本件については、経済産業省として技術的な検討を行うとともに、本件に関連し現時点で活発な議論が行われている欧州での検討の状況、そこで得られる知見も参考にしながら、当方での措置の概要(対応策)を検討します。
39	エネルギー・環境	水景施設における雨水活用の促進に向けた下水道規制の見直し	<p>【具体的内容】</p> <p>ヒートアイランド対策等で民間事業者が整備した水景施設において雨水を活用した場合の排水について、民間事業者が下水道法第8条で定められた水質まで浄化した場合には、河川等の公共水域に直接放流することができることを明確にするとともに、公共下水道管理者への周知を図るべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日~10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答」において、国土交通省は「ヒートアイランド対策のための河川水利用に関する下水道規制の見直し」に対して、「水景施設で利用した水を下水道法第8条で定められた水質にまで浄化した場合には、下水道法第10条第1項ただし書に基づき、公共下水道管理者からの許可をうけて、当該水を河川等の公共水域に放流することができる」との考え方を示している。これは、ヒートアイランド対策のための河川水を利用した水景施設の設置の後押しとなった。一方で、一部の地方公共団体においては、河川水に加え貯留した雨水を活用する水景施設については、その排水が下水道法第8条で定められた水質まで浄化されていても、下水道法第10条第1項ただし書の対象とならないとして、下水道に接続し下水道料金を支払うよう求めている。</p> <p>河川水に加え貯留した雨水も活用した水景施設のコスト負担が軽減されれば、都市部のヒートアイランド対策の一層の進展も期待されるとともに、活用後の水を下水道法第8条で定められた水質にまで浄化してから河川等の公共水域に直接放流すれば、河川等の水質改善の効率化も期待できる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省	<p>【下水道法第10条】</p> <p>公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者等は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合等においては、当該設備の設置義務は免除されることとなります。</p>	対応不可	下水道法第10条第1項ただし書を現場で運用するに当たっては、水質の確保が重要な判断要素ですが、放流位置、水量やその影響も含め、個々の事例ごとに下水道管理者が総合的に判断することになると考えられます。この判断は、下水道管理が自治事務であることから、各地方公共団体による自主的な運用が求められるところです。したがって、地方分権の観点も踏まえ、ご提案の周知を行うのではなく、個別事例に則した自主的、弾力的な運用に委ねることとしたいと考えます。
40	エネルギー・環境	PCB汚染廃電気機器(蛍光灯安定器)処理の環境整備	<p><要望></p> <p>越境処理の許可又は、各事業所に処理施設を設置する。</p> <p>また、処理施設の設置促進のために、処理事業者の民間開放も検討する。</p> <p><理由></p> <p>蛍光灯安定器の処理は、国に認定されている日本環境安全事業株式会社(JESCO)しか行えない。JESCO事業所は全国に5ヶ所あるが、地域に応じて所管の事業所が決まっており、越境処理は容認されていない。</p> <p>現在は、九州事業所のみしか処理対応が出来ず、それ以外の地域(東京・愛知・大阪・北海道)の事業者は処理が行えない。</p> <p><効果></p> <p>法律期間内迄の、有害物質の適切な処理の完了。</p>	民間企業	環境省	現在、国が全額出資している特殊会社である日本環境安全事業株式会社による安定器等のPCB汚染物の処理について、岡山以西17県及び北陸・甲信越以北の16県については処理体制が確保されていますが、南関東、東海、近畿地域については、現在、処理体制の確保について検討がなされているところです。なお、廃棄物処理法においては、特殊会社と民間事業者によるPCB廃棄物の処理について、特段の規制の区別はなく、これまで民間事業者による施設設置の努力がなされましたが、結果的に実現していない状況です。	検討	安定器等の処理体制の確保については、環境省の検討委員会において検討し、平成24年8月に報告書がとりまとめられています。本報告書においては、御要望にあるいわゆる越境処理について行うことを含め提言されています。現在環境省において、検討委員会報告書を踏まえ、今後の処理体制のあり方について具体化すべく検討を行っているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
41	エネルギー・環境	プラスチック製容器包装の再商品化の際にセメントキルンに課せられる基準の緩和	<p>【具体的内容】 プラスチック製容器包装の再商品化にあたって、セメント工場での受け入れを進めるため、セメントキルンに課せられる「エネルギー利用率の基準(96%以上)」を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号)において、「プラスチック製の容器包装の再商品化に当たっては、まず、(中略)としての利用を行い、それによつては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する。当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする。」と規定されている。</p> <p>また、「プラスチック製容器包装に係る固形燃料等の燃料として利用される製品を得るための施設等に関する技術指針」(平成19年3月)では、固形燃料等利用施設は、96%以上のエネルギー利用率を満たすことが求められている。当該技術指針には、セメントキルンにおいてプラスチック製容器包装を使用する際のエネルギー利用率の計算方法も明記されているが、96%以上のエネルギー利用率では、セメント工場で受け入れ処理することができない。そのため、セメント工場におけるプラスチック製容器包装のリサイクルが阻害されている。そこで、セメントキルンに課せられたエネルギー利用率を緩和すべきである(例えば、75%以上に緩和する等)。</p> <p>なお、当該技術指針には、「エネルギー利用率については今後必要に応じて見直しを行う。」と明記されている。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省、環境省	「プラスチック製容器包装に係る固形燃料等の燃料として利用される製品を得るための施設等に関する技術指針」(平成19年3月)では、固形燃料等利用施設は、96%以上のエネルギー利用率を満たすことが求められています。	検討	容器包装リサイクル制度は、分別排出をする消費者、分別収集をする市町村、再商品化をする事業者の各関係者の役割分担の下で成り立っている制度であり、制度変更の際には、各関係者の意見を踏まえて検討を行う必要があります。平成25年4月に改正容器包装リサイクル法附則に基づき現行制度に検討を加えるべき時期を迎えたことから、各関係者の意見を聴取し、必要に応じて検討を行います。
42	社会保障	社会福祉法人認可保育園の透明化強化	社会福祉法人による民間認可保育園に投入した税金がある一定以上の巨額な場合は任意でなく必ず公開とする。	個人	厚生労働省	現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが適当であるとしております。	検討	平成24年度分の財務諸表については、広報誌やインターネット等により公表するよう、社会福祉法人に対して周知するとともに指導することとしております。今後、すべての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行います。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成25年中に結論を得る予定です。
43	社会保障	厚生年金基金における財政決算報告書の提出期限の見直し	<p>厚生年金基金の財政決算報告書は、厚生労働省に9月末までに提出することとされている。一方、決算に用いる数値の一部を算出するには、例年8月上旬に公表される厚生年金基金の運用実績利回りが必要である。現状では財政決算に対し厚生年金基金において十分な検討時間を確保することが困難であるため、厚生年金基金の財政決算報告書の厚生労働省宛て提出期限を1ヶ月延長、もしくは厚生年金基金の運用実績利回りの公表時期を早めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 代行部分の中立化の進展のため、「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について(平成21年7月10日年発0710第5号)により継続基準においては期ズレ解消が行われたが、期ズレ解消のため必要となるコロガン利回りの確定時期が8月上旬であるため、財政決算に対し厚生年金基金において十分な検討時間を確保することが困難になっている。したがって、期ズレ解消が行われる前に定められた厚生年金基金の財政決算報告書の厚生労働省宛て提出期限を1ヶ月延長して10月末としていただきたい。もしくは、期ズレ解消のため必要となるコロガン利回りの確定時期を前倒して(たとえば、7月中旬頃)公表していただきたい。</p>	信託協会	厚生労働省	毎事業年度終了後6ヶ月以内に、貸借対照表等の決算に関する書類を厚生労働大臣に提出することとなっています。決算で用いる最低積立基準額(継続基準)の計算には、決算年度における厚生年金基金の運用実績利回りが必要であり、当該利回りの公表は例年8月上旬となっています。	対応不可	厚生年金基金の最低責任準備金の算定に用いる利率については、平成21年に適用する利率まで、厚生年金基金の前々年度の実績利回りを基に決定していたため、最大1年9ヶ月の乖離(いわゆる期ズレ)が生じていたところ。しかし、昨今の経済情勢を考慮の上、実勢利率をより正確に反映することが必要との認識が関係者において醸成されたため、関係者との慎重な検討を十分行った上で、平成21年度より当該期ズレ解消に係わる措置を講じているところであり、当該措置の変更を検討する前に、その影響について推移を十分見守る必要があるものと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
44	社会保障	厚生年金基金における財政再計算報告書の提出期限の見直し	<p>厚生年金基金の財政再計算報告書は厚生労働省に11月末までに提出することとされている。平成21年度決算より継続基準における最低責任準備金の期ズレが解消されたことに伴い例年8月上旬に公表される厚生年金本体の運用実績利回りを待って決算数値が確定することとなった。決算数値が確定する時期が遅くなったことにより再計算に関する検討期間が短くなっており、十分な検討ができない恐れがあるため、財政再計算報告書の提出期限を変更計算報告書や変更計算基礎書類の提出期限と同様に翌年2月末までに延長していただきたい。</p> <p>【提案理由】 『「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について(平成21年7月10日年発0710第5号)』により継続基準における最低責任準備金の期ズレが解消されたため、平成21年度以降の財政決算からは、厚生年金本体の運用実績利回りが公表されない限り、財政決算数値が確定できなくなった。(以前は、厚生年金本体の運用実績利回りの公表を待たずして決算数値を確定することができた。)財政再計算は、決算数値をもとに算出するものであるため、決算数値の確定時期が遅れたことにより財政再計算の検討期間が短くなっており、財政再計算報告書の提出期限までに十分な検討ができない恐れがある。変更計算報告書や変更計算基礎書類の提出期限は翌年2月末までとなっており、財政再計算報告書の提出期限のみ11月末までとなっているため、財政再計算報告書の提出期限についても翌年2月末までとしていただきたい。</p>	信託協会	厚生労働省	基金が財政再計算を行った場合、基準日の翌日から起算して8ヶ月以内に報告書を提出することとなっています。	対応不可	基金の事務運営及び財政再計算結果の適用に係る手続に関する影響を十分に考慮する必要があるものと考えます。
45	社会保障	厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	<p>設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、「提案理由」に記載する(1)~(3)が認められている。(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)~(3)が認められている。(1)特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額(継続基準上の積立不足額)を基に計算する方法(2)非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法(3)特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法(ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能)(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。一方で、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額>(2)により計算する額>特別掛金収入現価を基に計算する額」となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることができない。より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味できないことは合理的ではない。</p>	信託協会	厚生労働省	設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所の事業主の掛金が増加する時は、当該設立事業所の事業主は、厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるもので算定した額を掛金として一括拠出する必要があります。厚生労働省令で定める計算方法のうち、①特別掛金収入現価を基に計算する額と②非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法のいずれか大きい額とする方法とした場合において、①の額の方が大きい場合は、繰越不足金等のその他の不足を加算することが可能となっています。	検討	減少する設立事業所から徴収する一括掛金の算定における特別掛金収入現価を基に計算する額に繰越不足金その他の不足額を加算することについては対応の要否について慎重に検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
46	社会保障	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	<p>確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。当該者について、支給の繰下げを認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。一方で、上記該当事者が老齢給付金の支給要件を満たした場合には老齢給付金を支給しなくてはならないとも考えられる。上記該当事者が老齢給付金を希望する場合、繰下げの申し出ができないため、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないままの状態(未請求状態)となるが、この間に時効により脱退一時金が失効する場合もあり、同時に老齢給付金の受給権が失効する可能性もある。このような未請求状態は法令上規定されておらず不明確であるため、受給権保護の観点から明確化を要望するもの。</p>	信託協会	厚生労働省	<p>脱退一時金は、加入者が、死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定められた脱退一時金の支給要件を満たすこととなったときに支給されます。</p> <p>脱退一時金の支給要件を満たした人には(死亡したとき及び使用される事業所等が実施事業所でなくなったときは除きます)、事業主等に脱退一時金の全部または一部の支給の繰下げの申出をすることができることを規約で定めることが出来ます。</p>	検討	<p>使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の取扱いについては、他実施事業所に繰り下げ利率等の負担をがかかる懸念等を踏まえ、検討していきます。</p>
47	社会保障	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	<p>確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下(1)(2)のいずれか低い率とされている。(1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率、(2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率、(3)として「資格喪失時の(1)の率」を追加し、当該予定利率は(1)～(3)のいずれか低い率としていただきたい。(厚生年金基金の加算部分も同様)</p> <p>【提案理由】 資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため。【例】50歳:資格喪失し脱退一時金2号対象者となる。60歳:老齢給付支給要件を満たす。60歳:老齢給付に代えた一時金を取得する。という前提を考える。また、下限予定利率:<50歳時>2.0%、<60歳時>2.5%、資格喪失から老齢給付支給要件充足時までの据置利率:0%とし、60歳時点で財政計算を実施しているとする。資格喪失時一時金:100万円(=2.0%ベースの年金現価)、老齢給付支給要件充足時一時金:100万円、資格喪失時設定の60歳以降給付年金額:10万円(換算率2.0%ベース)、⇒60歳において一時金を取得する際に「DB規則第24条の3第1号イ」の率を算出すると、2.5%となる。このとき、年金額が10万円のままの場合、一時金が100万円のままでは、DB規則第24条の3第1号イおよびDB法施行令第23条の規定に抵触してしまう。(2.5%ベースでの年金現価<100万円のため)</p>	信託協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は、</p> <p>(1) 前回の財政計算基準日以降の最も低い下限予定利率、</p> <p>(2) 老齢給付金の支給開始要件を満たしたときにおける(1)の率のいずれか低い率となっています。</p>	検討	<p>確定給付企業年金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率の取り扱いについては、利率の変動への対応の可否を含め、検討していきます。</p>
48	社会保障	確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	<p>運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について、除外要件を例えば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意」などへ緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。</p> <p>運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。</p>	日本損害保険協会、生保協会、証券業協会	厚生労働省	<p>運用商品除外には、一部の例外を除いて、当該運用商品を選択して運用の指図を行っている加入者等全員の同意が必要です。</p>	検討	<p>確定拠出年金制度における加入者等が、老後の所得を確保するため運用している商品の除外手続きについて、全員の同意から労働組合等との合意に代えることは、加入者等(特に受給者)の受給権保護の観点から望ましくないとの指摘もあることから、引き続き検討していきます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
49	社会保障	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	<p>経済的困窮時においては、米国の401k制度のように、①税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、②年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、確定拠出年金普及の阻害要因となっている。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会、生保協会	厚生労働省	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認めていない。また、確定拠出年金制度においては、受給権の担保差入れが禁止されています。	対応不可	<p>① 確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とする年金制度であり、貯蓄とは異なるものとして税制上の優遇措置が認められています。60歳前の中途引き出しを認めることについては、自ら運用方法を決定し、自由に引き出せるのでは貯蓄との違いが明確でなくなり、老後の所得確保のための制度といえなくなることから、適切ではありません。ただし、資産額が極めて少額であり、個人型の加入資格がなく、自ら掛金の拠出ができない者については、手数料のみで資産が減少する可能性があることから例外的に脱退が認められています。また、中途脱退要件の緩和について要望が多いこと、平成22年度の税制改正にて認められたこと等から、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金確保支援法)により 企業型を脱退後、2年以上掛金を拠出せず、資産額が25万円以下の個人型の加入資格がある者についても、中途脱退を可能としました。</p> <p>② 年金資産を担保に金銭の借入れを認めることは、その返還がなされない場合、その資産が取り崩されることとなり、実質的に60歳前の中途引き出しを認めることとなるため困難です。</p>
50	社会保障	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	<p>確定拠出年金制度において、個人型年金への第3号被保険者、公務員の加入を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。</p> <p>【現状】確定拠出年金において、家事従事者などの第3号被保険者や公務員は、個人型年金への加入が認められていない。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会、全国信用金庫協会	厚生労働省	第3号被保険者や公務員は確定拠出年金に加入できません。	検討	<p>個人型確定拠出年金は加入するかどうか、また、毎月の掛金額をどのように設定するかは個人の任意であり、企業型確定拠出年金以上に、貯蓄に近い位置づけの制度であることから、加入者になることができる者は、限定すべきものとされています。このため、厚生年金被保険者については、いずれの企業年金にも加入しておらず、公的年金の上乗せ部分に係る企業からの支援を全く受けられない者に限定している。同様の考え方から、上乗せ部分を持つ公務員についても加入対象外としています。また、主婦年金(国民年金の第3号被保険者)については、基本的に税制措置の対象となる所得がないことから加入対象外としています。</p> <p>企業年金制度の加入対象者の範囲は公的年金を基礎としているため、今後の公的年金の議論と併せて検討していきます。</p>
51	社会保障	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	<p>中小企業退職金共済の被共済員の年金資産保全という観点より、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度(企業型)への資産移換を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への移行は、認められていません。	対応不可	<p>中小企業退職金共済制度(中退共制度)が、退職時の所得確保という目的を有しているのに対し、確定拠出年金制度(DC)は、老後における所得確保を目的としており、その趣旨目的やその制度設計が異なるものです。</p> <p>また、中退共制度に加入している企業が中小企業でなくなった場合の取扱いについては、中退共制度から脱退せざるを得ない事業主に対する特例的な措置として確定給付企業年金制度等への移行が認められていますが、DCを移行先として追加することは、</p> <p>① DCは、基本的な制度設計として、退職(脱退)を要件として給付を受けられる仕組みとなっていないこと</p> <p>② DCは、給付額が保証されていない点で中退共制度とは大きく異なることから適当ではありません。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
52	社会保障	社会保険料の算出方法の変更	健康保険料、厚生年金保険料を算出する際の標準報酬月額や定時決定(算定基礎届)・随時改定(月額変更届)による算出を廃止する。例えば、雇用保険料や賞与の保険料を算出する標準賞与額のように、実際に支払われた給与に対し料率を乗ずる方式に変更する。 【提案理由】 【現状】現行の方法では、過去に給与の誤支給があった際、過去に遡及して全ての変・算定を見直した上で、保険料精算・紙の訂正届けを作成しなくてはならず、非常に非効率である。また、既退職者との精算も困難である。第1回国民の声にて、今後、国民的議論を行いながら、新制度の具体的な制度設計を進めていく旨の回答が出されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。	日本損害保険協会	厚生労働省	健康保険料・厚生年金保険料の算出にあたっては、被保険者の実際の報酬を、予め設定された等級区分に当てはめて標準報酬とし、この標準報酬に保険料率を乗じるにより計算することとされています。	対応不可	健康保険、厚生年金保険では、制度発足以来、保険料の徴収や保険給付を行う場合において、「標準報酬」を基礎としていますが、これは、 ・毎月の保険料を徴収するにあたり、被保険者が実際に受ける報酬は形態が様々(日給や月給、年俸制など)で、給与等が変動することも多いこと ・厚生年金保険は、民間企業で働く方の多くを対象として、毎月の保険料を徴収し、老後はその納付実績に基づいて保険給付を行うため、すべての方の厚生年金加入記録を加入時から年金を受け取り続ける間、長期間(おおむね100年間)にわたり管理をしなければならないこと、 から多量の事務を処理する上で事務手続きの正確迅速を期するために採用しているものです。 また、「標準報酬」を採用することで、大きな給与の変動が無い限り毎月同じ保険料となり、事業主の事務の簡素化に資する面があり、必ずしも「非効率」とは言えないと考えています。 このように標準報酬制度は、健康保険制度、年金制度の実務計算上のすべての基礎となっており、この変更は制度、実務やシステム改修等への各般にわたる大きな影響から困難と考えます。
53	社会保障	確定拠出年金における支給要件の緩和	企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。上記要望が実現しない間も、企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等個人型に拠出できない者の中途脱退要件について、資産額の基準を現行基準から少なくとも100万円以下に引き上げるとともに、請求可能期間の要件を撤廃すること。また、退職時の企業型での中途脱退要件について、資産額の基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げること。 【提案理由】 現状の規制は以下のとおり。(1)原則、企業型において退職しても60歳到達まで受給できない。(2)資産が極めて少額(1.5万円以下)の者は、個人型に移行することなく退職時に企業型での脱退が可能。(3)企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内の場合に脱退が可能。今般、年金確保支援法の公布により企業型から個人型への移行者の一部の者に対して脱退一時金の支給要件が緩和されるが、原則中途脱退が認められていない状況に大きな変化はなく、広く中途脱退給付が認められている確定給付企業年金等との制度と整合性がなく、制度普及の障害となっている。例えば、企業を退職し第1号被保険者になった者が、2年超経過後に結婚等により第3号被保険者となる場合であって、第1号被保険者になった際に企業型から個人型へ「加入者」として移行したときは、第3号被保険者となった場合に資産が少額であれば脱退できるが、「運用指図者」として移行したときは、既に資格喪失後2年超のため資産が少額でも脱退できない。つまり、加入資格喪失後2年以内の要件の存在により、第3号被保険者となった場合の脱退可否に差異が生じるとおり、このような差異を設けるのは合理的でない。さらに、企業型から個人型に移行後の掛金拠出を認められている者の掛金拠出は任意であるから、個人型での掛金拠出の有無によっても中途脱退要件に差異が生じており、このような差異を設けるのは合理的でない。今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。	生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認めていません。	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とする年金制度であり、貯蓄とは異なるものとして税制上の優遇措置が認められています。 60歳前の中途引き出しを認めることについては、自ら運用方法を決定し、自由に引き出せるのでは貯蓄との違いが明確でなくなり、老後の所得確保のための制度といえなくなることから、適切ではありません。 ただし、資産額が極めて少額であり、個人型の加入資格がなく、自ら掛金の拠出ができない者については、手数料のみで資産が減少する可能性があることから例外的に脱退が認められています。 また、中途脱退要件の緩和について要望が多いこと、平成22年度の税制改正にて認められたこと等から、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金確保支援法)により企業型を脱退後、2年以上掛金を拠出せず、資産額が25万円以下の個人型の加入資格がある者についても、中途脱退を可能としました。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
54	社会保障	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<p>①65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること。②50歳未満の退職者について、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給するものであることとされている。そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳0ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始とならない。このように、在職中の年金開始や退職直後に年金開始されないことは、退職後の所得保障を担う企業年金の実態に合致しない。特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは受給者本人の納得が得られにくい。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金の老齢給付金の受給資格は、以下のときに与えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき ・50歳以上65歳以下の規約で定める年齢の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったとき 	対応不可	<p>①企業年金は公的年金とあいまって老後の所得を確保するものであり、公的年金において遅くとも65歳で年金を受給できることから、公的年金のバランス等を踏まえ、資格喪失年齢の上限は65歳としています。</p> <p>②老齢給付金は、従業員の老後の生活の安定を図るために支給するものであるため、60歳以上の一定の年齢に達した場合に支給することとしています。ただし、従来の適格退職年金の多くが、退職時に支給することとしている実態を踏まえ、50歳以上65歳以下の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職した場合も、例外的に年金として受給できることとしています。このように、退職時の年金受給は例外的なものであり、「老齢給付金」の趣旨を逸脱する措置を認めることは困難です。</p>
55	社会保障	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<p>中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった時のみに限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること。</p> <p>【提案理由】 現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。一方、企業のアライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行なうケースも多い。中小企業退職金共済を実施している中小企業者が確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当したいとするニーズがある。また、確定給付企業年金は平成24年3月末時点で14,000件を超え、上記ニーズは多いものと想定される。本要望は、このようなニーズに応えるものであるとともに、確定給付企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省	<p>中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行は、中小企業者が中小企業者に該当しなくなった時のみ認められています。</p>	対応不可	<p>中小企業退職金共済制度(中退共制度)が、退職時の所得確保という目的を有しているのに対し、確定給付企業年金制度(DB)は、老後における所得確保を目的としており、その趣旨目的やその制度設計が異なるものです。中退共制度からDBへの自由な移行を認めることとすると、中退共制度に加入し続けていれば労働者が受けられていたはずの給付の一部が得られなくなる可能性(受給権が発生している者について、DBにおいては、給付額の減額がありうる一方、中退共制度においては減額されることはない等。)があり、将来において、被共済者にとって不利益が生じるおそれがあり、被共済者保護の観点から問題があるところと見られます。</p> <p>なお、中退共制度に加入している企業が中小企業でなくなった場合のDBへの移行については、法令上中退共制度から脱退せざるを得ない事業主に対して認められている特例的な措置です。</p> <p>以上のような観点から、中退共制度からDBへの自由な移行を認めることは適当ではありません。</p>
56	社会保障	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p>規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要)範囲を拡大する(例えば、加入者に不利益にならない変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続きの簡素化(例えば、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること。その他の制度運営上の手続きについても、届出で足りる範囲を拡大すること(例えば、個人単位の権利義務移転の実施等)</p> <p>【提案理由】 確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成24年3月末時点で既に約14,000件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考えられる。これまで標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月には確定給付企業年金法施行規則の改正により労働組合の同意不要事項や、届出事項の拡大が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。</p>	生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金の規約変更においては、軽微な変更を除き厚生労働大臣の承認・認可が必要です。(軽微な変更は届出。一部、届出を不要とするものもあります。)</p>	検討	<p>承認・認可手続きの緩和については、加入者等の給付等に関する権利への影響の有無を慎重に考慮した上で検討していきます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
57	社会保障	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	<p>確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の弾力化を図ること。</p> <p>【提案理由】 現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の裁量外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金拠出は行われず加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないときは、合併日等の属する月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなる。このような場合においては、合併日等に遡及した規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的である。本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものと考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金の掛金は、翌月の末日までに拠出することとされています。	対応不可	<p>現行制度における掛金の払込方法について、毎月定期的に掛金を拠出することとしているのは、掛金の納付は加入者資格を得る月毎に早期に完了させ、加入者が運用指図を行う機会を確保するためです。</p> <p>このため、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合に、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付(追納)を認めることは、現行制度と比べ、加入者の運用指図の機会を奪うこととなり、適当ではありません。</p> <p>また、当該期間の途中で先払いすることは、従業員が途中で退職した際には、未勤務期間の掛金について、運用損益をどのように調整するかといった複雑な問題が生じるため、不適当と考えます。</p>
58	社会保障	確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	<p>確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法について、確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払込むことが可能となるよう弾力化を図ること。</p> <p>【提案理由】 企業型では事業主は、一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で各月につき掛金を拠出することとされている。一方で、確定給付企業年金では事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められている。本要望の実現により、他の年金制度との整合性を図ることは、確定拠出年金の普及促進、事業主の収納事務の効率化および運営コストの削減に資すると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金の掛金は、翌月の末日までに拠出することとされています。	対応不可	<p>現行制度における掛金の払込方法について、毎月定期的に掛金を拠出することとしているのは、掛金の納付は加入者資格を得る月毎に早期に完了させ、加入者が運用指図を行う機会を確保するためです。</p> <p>このため、掛金の支払いを年1回以上の定期払いとし、当該期間の末期に支払うことは、現行制度と比べ、加入者の運用指図の機会を奪うこととなり、適当ではありません。</p> <p>また、当該期間の途中で先払いすることは、従業員が途中で退職した際には、未勤務期間の掛金について、運用損益をどのように調整するかといった複雑な問題が生じるため、不適当と考えます。</p>
59	社会保障	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	<p>受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続を執らなければならないとされている。受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないOB・OGであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものと考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省	閉鎖型の確定給付企業年金であろうと、通常の確定給付企業年金と同様に、規約制定・変更手続を行う際には、労働組合等との同意が必要です。	対応不可	<p>受給者のみで構成される閉鎖型の確定給付企業年金における規約制定・変更手続きについては、直接的に従業員に関わるものではないが、制度の実施は企業の判断によるものであり、また、積立不足が生じた場合には、事業主は掛金の追加拠出が必要となる等、企業経営に影響を及ぼし、従業員の雇用等にも間接的に影響する可能性があることから、意思決定には労使合意が必要です。</p> <p>仮に、労使合意を不要とし、代わりに受給者の同意を必要とするか否か、その場合、通常の確定給付企業年金の意思決定における受給者の関わり方はどうするのか等、制度の根幹に関わる検討が必要となります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
60	社会保障	確定給付企業年金、厚生年金基金の財政運営についての弾力化	<p>継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 決算に基づく財政検証において継続基準に抵触した場合については、現在、財政計算を行い不足金を全て解消することとなっている。継続基準はあくまで積立水準について、積立不足が一定の範囲(許容繰越不足金)を超えて拡大していないかどうかを検証する趣旨のものであること、また少なくとも5年以内には財政再計算を実施して全ての不足金を解消することとなっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。なお、平成21年7月27日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発出され、平成24年3月31日までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められていた。</p>	生命保険協会	厚生労働省	<p>厳しい経済情勢等を考慮し、平成24年3月31日までの間、掛金基準に抵触し、掛金を再計算する場合、過去勤務債務の額から許容繰越不足金を控除して特別掛金を算定することができる措置を講じていましたが、現在は措置は講じられていません。</p>	対応不可	<p>下方回廊方式は、厳しい経済情勢等を考慮し、平成24年3月31日までの間に限り講じられていたものであり、実際には解消すべき不足金額を認識せず掛金額を算定するものであることから、財政の健全性確保の観点から認めることは困難です。</p>
61	社会保障	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	<p>規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、掛金に係る規定の条項の移動等、確定給付企業年金では認められている実施事業所の増加に伴う変更等)こと。確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること。</p> <p>【提案理由】 企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならない、届出で足りる範囲は限定的である。これまでも、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。</p>	生命保険協会	厚生労働省	<p>規約変更を行う場合、軽微な変更を除いては厚生労働大臣の承認を受けなければなりません。</p>	検討	<p>承認・認可手続きの緩和については、加入者等の給付等に関する権利への影響の有無を慎重に考慮した上で検討していきます。</p>
62	社会保障	中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入	<p>中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、中小企業者に該当しなくなった時、確定拠出年金の企業型への移行を認めること。</p> <p>【提案理由】 中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時の、中小企業退職金共済からの移行先として、現在、確定給付企業年金は認められているが、確定拠出年金の企業型は認められていない。確定給付企業年金と確定拠出年金の企業型は、共に老後の所得の確保を目的とした制度であるにもかかわらず、確定給付企業年金への移行は認められ、確定拠出年金の企業型への移行が認められないといった差異を設けるのは合理的ではない。本要望は、確定拠出年金の普及促進に資するものであると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省	<p>中小企業退職金共済制度を実施している中小企業者が、中小企業者に該当しなくなった場合、確定給付企業年金制度への移行は認められているが、確定拠出年金制度への移行は認められていません。</p>	対応不可	<p>中小企業退職金共済制度(中退共制度)が、退職時の所得確保という目的を有しているのに対し、確定拠出年金制度(DC)は、老後における所得確保を目的としており、その趣旨目的やその制度設計が異なるものです。</p> <p>また、中退共制度に加入している企業が中小企業でなくなった場合の取扱いについては、中退共制度から脱退せざるを得ない事業主に対する特例的な措置として確定給付企業年金制度等への移行が認められていますが、DCを移行先として追加することは、</p> <p>① DCは、基本的な制度設計として、退職(脱退)を要件として給付を受けられる仕組みとなっていないこと</p> <p>② DCは、給付額が保証されていない点で中退共制度とは大きく異なることから適当ではありません。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
63	社会保障	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	<p>確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取することを希望しても、制度移行を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 ・また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができることとされている。これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取することを希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。移換相当額を一時金で受取することを希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものと考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金の実施事業主等が確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金に移行する場合、確定給付企業年金の加入者のうち企業型確定拠出年金に積立金を移換する対象となる者の2分の1以上の同意が必要で</p>	対応不可	<p>確定給付企業年金の加入者のうち確定拠出年金に積立金を移換する対象となる者の過半数が確定拠出年金の加入者とならない場合については、他の企業年金制度へ移行することへの加入者の同意が十分でないと考えられることから、移行は認められません。</p>
64	建築・土木	土木施工方法の載量範囲の拡大	<p>現在の国交省方針は、平成25年度までのMC(マシンコントロール)モータグレーダ技術と、TS(トータルステーション)出来高管理技術の一般化を目指している。一方、情報化施工の進んでいる北米・欧州では、GNSS(グローバルナビゲーション サテライトシステム)を使用した施工が一般的である。TSは道路工事での路面精度など高精度を必要とする施工に適しているが、次のデメリットがあり普及拡大の阻害要因になると考えられる。 ①TS1台で建機1台しか制御できない。同一現場で複数の車両を使用するためには複数のTSを保有しなければならない。(コスト高)→GNSS施工では「現場の基地局1台」もしくは「VRS利用」により複数機を制御可能。 ②障害物などで視通が一旦遮られると制御が中断され、リセット作業が必要。(作業効率低下)→GNSS施工でも衛星状態、現場環境により中断される場合があるが、中大規模工事現場での発生頻度は稀。 全ての施工範囲で出来高が高精度である必要はなく、高精度を要する部分と普通の精度で良い部分とを設計図上で明確にし、施工方法に載量を与えることでGNSS施工可能範囲を拡大する。工事全体の効率が向上し、短納期化と低コスト化に寄与する。 建機メーカーとしても、普及が進み販売台数の多い欧米と同じインフラシステムで統一されれば、商品の開発・導入が進め易く国際競争力も高まることになる。TSだけでなくGNSSの活用も今まで以上に推進いただきたい。</p>	コマツ	国土交通省	<p>国土交通省は平成20年7月に「情報化施工推進戦略」を策定し、MC(マシンコントロール)モータグレーダ技術と、TS(トータルステーション)出来高管理技術の平成25年度までの一般化を目指していたところであり、またGNSSの活用を含めた他の情報化施工技術についても、実用化を検討する技術として普及を促進してきたところ。また、出来形の管理基準については、「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」を通過し、工事目的物及び測定項目に応じて、各規格値を定めているところ。</p> <p>(参考) MC(マシンコントロール): 設計データと位置データを比較し、排土板の高さや勾配を制御するシステム TS(トータルステーション): 従来は別々に測量されていた距離と角度を同時に観測する測量機器。誤差は±3mm程度。 GNSS(グローバル・ナビゲーション・サテライトシステム): GPS(アメリカ)、グロナス(ロシア)等の人工衛星を用いて、3次元位置を計測するシステム。誤差は±30mm程度。</p>	検討	<p>平成20年に戦略を策定した以降の実施状況等を踏まえ、平成25年3月29日、新たな「情報化施工推進戦略」(以下、「戦略」と言う。)を策定し、GNSSの活用を含めた他の情報化施工技術についても、一般化を推進する技術として方針を示したところ。</p> <p>また、この戦略では、GNSSに関しては、新たに普及を推進する技術・工種の拡大として、「ネットワーク型RTK法による衛星測位技術は、今後GPS衛星以外の測位衛星の併用により、測位可能な時間と場所の増大と安定性の向上が期待されている」と示しています。</p> <p>さらに、平成25年5月10日より、全国の電子基準点で、GPSに加えて準天頂衛星及びグロナスの観測データの提供が開始されたところであり、今後も、GNSSにつきましては、技術の高度化と適用範囲の拡大に向けて、技術研究開発等の取り組みについて、民間企業等とも連携を進めることとしております。なお、出来形の管理基準に関しては、戦略における重点的な取り組みとして、「情報化施工の特性を活かした施工管理、監督・検査方法の検討・実現」を掲げており、必要な検討を進めることとしております。</p>
65	建築・土木	電子基準点のカバー率向上と整備	<p>GNSS施工の中でも、より効率的な「VRS(バーチャル リファレンスステーション)利用」が今後進むと思われる。「電子基準点」の整備・充実も必要である。現在、国土地理院により1200か所の基準点が配置されているが、北海道や東北など配置密度の低い地域への増設が必要である。また利用開始から10年を経過し、整備の必要な基準点もあると聞いている。</p>	コマツ	国土交通省	<p>「基本測量に関する長期計画(平成21年6月1日)」 別表: 施策・事業の目標 1. (1)①ア 電子基準点測量(1,240点<<常時>>)</p>	現行制度下で対応可能	<p>国内の電子基準点の平均間隔は約25kmで、欧米に比べて配置密度は高く、北海道や東北地方でも「VRS利用」に十分な密度を有していると考えております。</p> <p>電子基準点の整備については、平成24年度末までに全国の観測機器の更新及びGNSS対応を完了させ、平成25年5月10日から全国でGNSSのデータ配信を開始し、VRSでグロナスも利用できるようになりました。</p> <p>なお、民間配信事業者では現在全国300点程度の電子基準点を利用してサービスを行っていますが、今後利用できる電子基準点の数を増やす検討をしていると聞いております。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
66	建築・土木	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	現在の設計図は施工主から2Dの紙のみで配布されており、情報化施工実施のためには施工側で3D化する必要がある。このためには、専門業者での3D化作業、もしくは3D化するためのソフトウェア購入と3Dデータ作成作業が必要である。慣れない業者にとっては取っ付き難い状況にある。 また、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、3D化データ化することで、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があると想定する。施工主から3Dデータが提供されれば、情報化施工促進に大きく役立つ。 当社も過去に設計CADを2Dから3Dに切り替えたが、現場の変更に対する抵抗は大きいものがあった。大方針として徹底しないとうまく行かないと考える。	コマツ	国土交通省	公共工事の設計、積算、入札及び契約については2Dの設計図書を用いることが前提となっています。	検討	国土交通省では平成24年度より、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、そして更新に至る一連の過程において3次元データを利用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)の導入に向けた制度設計に取り組んでいるところ。
67	建築・土木	ブルドーザ、油圧ショベルの情報化施工普及促進	優先度の高いものとして「マシンコントロール(モーターグレーダ)技術」から普及の推進を図る、とされている。ブルドーザや油圧ショベルを対象にしたマシンガイダンス、マシンコントロール技術も準備がされているので、早期に普及推進できるようにお願いしたい。 現場の効率化の観点からも、旧来の丁張りを可能な限り無くせるなどの情報化施工のメリットを最大限に引き出すことが肝要であり、現場の全ての建設機械が情報化施工に対応している必要がある。	コマツ	国土交通省	平成20年7月に策定した「情報化施工推進戦略」においては、ブルドーザ、油圧ショベルのMC・MG技術については、実用化を検討する技術として普及を促進してきたところです。 (参考) MG(マシンガイダンス): TSやGNSSを用いて建設機械の位置を計測し、施工目標高さに対する差分をリアルタイムでオペレータに提供し、オペレータの操作支援を行うシステム	現行制度下で対応可能	平成20年に戦略を策定した以降の実施状況等を踏まえ、平成25年3月29日、新たな「情報化施工推進戦略」(以下、「戦略」と言う。)を策定し、ブルドーザ、油圧ショベルのMC・MG技術については、一般化を推進する技術と位置付け、その普及を推進していくこととしています。 この戦略を踏まえた実施方針を、平成25年5月14日付で通達し、総合評価落札方式や工事成績評定での評価、または必要な機器・システムなどを調達する場合に活用できる税制優遇措置や支援制度の周知を積極的に実施するなど、その普及を推進していくこととしています。
68	建築・土木	都市計画法における開発許可	【具体的内容】 工事施行者が決まっていない状況であっても、発注者がこれまで行ってきた発注先の実績等を踏まえ、開発を完成するために必要な能力を有すると判断される場合においては、開発許可を行うべきである。 【提案理由】 都市計画法第30条4項により、開発行為の許可申請手続きに入る際、「工事施行者」の記載が求められている(建築基準法の建築確認申請では「工事施行者未定」が認められている)。このため、工事施行者と工事契約した後にしか許可申請ができず、また、申請が認められるまで確認申請の提出もできないため、手続き上の無駄な時間が生じている。 通常の業務の流れ(設計→申請(確認申請等を含む)→工事)では、申請後に工事施行者を決定するのが妥当であると考えられ、発注者の能力(実績・資力等)を担保とし、これらを証明する書類を添付することで、工事施行者未定でも申請できることとすれば、設計時の開発許可申請完了、確認申請後の工事契約が可能となる。なお、懸念される施行者の倒産等による工事未完リスクについては、発注者の能力を査定することで対応が可能であり、発注者が十分な能力を有しないと判断された場合にのみ、従前どおり工事施行者を定めてから手続きを行うこととすれば足りる。 これにより、ゼネコンに設計から工事を一括発注しない発注者(設計と発注のみを行う事業者)にとって、手続き上のロスを生じることなくプロジェクトを進めることができ、開発のスピードを上げることが可能となる。	日本経済団体連合会	国土交通省	都市計画法第30条第1項第4号において、開発許可を受けようとする者は、工事施行者を記載した申請書を開発許可権者(都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長)に提出しなければならないこととされています。	対応不可	開発行為に係る工事の災害では、建築物に関する工事の災害と比べて、人命、家屋、公共施設等に回復困難な被害をもたらすおそれが高く、それを未然に防ぐ観点からは、開発許可を行う場合の工事施工者の能力判定は、建築確認を行う場合よりも重要となります。 そのため、都市計画法第33条第1項第13号において、工事施工者に開発行為に関する全ての工事を完成させるために必要な能力があることが開発許可を行う基準の一つとされています。 したがって、工事施工者が決まっていない状況で、開発許可を行うことはできません。 なお、運用上は工事施行者が未定であっても事前相談を行うことができます。また、開発許可申請がなされた場合、開発許可権者が定める標準処理期間に従って、迅速に開発許可がなされることとされているため、工事施工者が決定し次第、開発許可の申請を行えば、手続き上のロスは大きくならないものと思われます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
69	建築・土木	河川区域内の工作物の新築等に関する許可制度の見直し	<p>【具体的内容】 河川区域内の工作物の新築等に関する許可制度を、規制の目的と対象、状況に照らして一部簡素化・合理化すべきである。</p> <p>【提案理由】 河川法は、「洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進する」目的のため、第26条第1項において、河川区域内の土地における工作物の新築等については、河川管理者の許可を受けなければならない。また、河川法を所管する国土交通省は、工作物の新築等に該当する具体事例等を参考情報としてホームページで公表している。</p> <p>工作物にも護岸や水門、ガードレールや手すり、照明灯、さらには看板など様々なものがあり、また許可を必要とする理由にも治水から景観の保全まで様々なものが挙げられているが、例えば洪水面上位にあり大規模災害防止に悪影響を及ぼさないダム関連施設のガードレールや手すり、照明灯などの工作物の新築等については事後届出制にするなど、許可制を規制の目的と対象、状況に照らして一部簡素化・合理化すれば、民間事業者の事業の効率化・円滑化に資すると考えられる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省	現行河川法第26条第1項の規定により、河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を得なければならないこととされています。	対応不可	ガードレールや手すり、照明灯などの工作物の新築等により治水上の影響のみならず、構造及び、設置場所によっては、河川及びその周辺の土地利用、景観その他自然的、社会的環境に影響を及ぼす可能性もある。また、河川管理施設又は、その他の構造物に対しての影響も考えられる。したがって、適正な河川管理の遂行のためには申請された内容について、各々の河川管理者が判断しなければならないため、事後届出制は認められません。
70	建築・土木	「セルフ」看板に対する屋外広告物法の適用除外	<p>【具体的内容】 セルフ式ガソリンスタンドに設置が義務付けられている「セルフ」看板について、社名等を併記せず、「セルフ」単体表示であったとしても、屋外広告物条例の規制対象としている自治体がある。屋外広告物法に基づく「屋外広告物条例ガイドライン(案)」に沿い、法令の規定による表示物については、屋外広告物条例の規制対象から除外するよう自治体に指導を徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 セルフ式ガソリンスタンドにおいて、「セルフ」という表示看板を設置することは、消防法規※によって義務付けられている。一方、屋外広告物法に基づく「屋外広告物条例ガイドライン(案)」第11条1項1号においては、法令の規定で表示する広告物又はこの掲出物件は屋外広告物規制の適用除外としている。これに従い、多くの自治体の条例では、法令の規定による表示物等は規制の対象外と明記しているにも拘わらず、社名等を併記しない「セルフ」単体の表示物であっても、屋外広告物規制の対象にして運用している自治体がある(九州地方のある自治体)。</p> <p>屋外広告物法の景観の維持という法の趣旨は理解するが、「セルフ」看板は危険物施設の安全確保の観点から定められている消防法規において設置が義務付けられており、同法規に基づく申請、点検義務を負っているものである。それにも拘わらず、屋外広告物条例でこれを広告物と捉え、消防法規とは別に許可申請や点検義務を課すことは二重規制である。</p> <p>従って、「セルフ」看板について、「屋外広告物条例ガイドライン(案)」に沿い、屋外広告物規制の適用除外とすべく自治体に指導を徹底すべきである。</p> <p>※「危険物の規制に関する規則」第28条の2の5第1号 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所であることを表示すること</p>	日本経済団体連合会	国土交通省	各都道府県等は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づき、屋外広告物等の制限及び監督処分等を条例で定めることができるものとされています。	事実誤認	国土交通省が発出した屋外広告物条例ガイドライン(案)(昭和39年3月27日建設都総発第7号 都市総務課長通達)(※最近改正:平成16年12月17日国都公緑発第149号)については、屋外広告物法に基づく屋外広告物等の制限及び監督処分等の事務が自治事務であることから、同法の運用に関する技術的助言として通知したものであり、本ガイドライン(案)を各都道府県等が屋外広告物条例の改正等を行う際の1つの参考資料として活用されるよう示したものであるため、国土交通省として本ガイドライン(案)に必ず従うよう各都道府県等に指導を行うことは、地方自治法の趣旨からも不適当です。したがって、ご指摘の「屋外広告物条例ガイドライン(案)」第11条1項1号の内容を条例に規定するか否かについても、各都道府県等の判断により地域の状況等を考慮して決められることが適当です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
71	建築・土木	道路占用手続きの簡素化・統一化	<p>【具体的内容】 道路占用手続きについて道路管理者が国道、都道府県道、市町村道と分かれており、占用手続きに関する様式等がそれぞれ異なるため、電子申請を含む当該手続きの簡素化・統一化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 道路占用手続きの統一化・簡素化については、これまでも各管理者に対して周知が図られてきたと理解しているが、道路管理の主体が、国道、都道府県道、市町村道と分かれており、占用手続きに関する様式等がそれぞれ異なるため、依然として統一化・簡素化が進展していない状況である。また、電子申請については、国道事務所にて導入されているものの、手続き上、書面での提示を必須とし、最後の申請処理のみを電子的に行うなどの運用状況もあり、実質的に効率化が進んでいないケースも存在することから、電子申請に係る手続き方法の簡素化・統一化も併せて要望する。回線工事手続きにあたっては、提出が必要な道路占用届の申請様式・申請方法・添付資料が、地方自治体や管轄窓口によって異なるため、光ファイバの提供における申請作業が煩雑化し、工程調整や作業準備に時間を要しているため、効率化の観点から手続きの統一化・簡素化が必要と考える。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物等を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしています。	現行制度下で対応可能	道路占用許可申請手続きの簡素化、様式の統一化の徹底については、これまでも各都道府県、政令指定都市担当部局あて通知してきたほか、平成23年12月28日にあらためて各都道府県、政令指定都市担当部局あて通知し、管内道路管理者に対しても周知を依頼したところです。また、直轄国道における公益占用物件の電子申請に関しては、平成24年度のシステム改良により、電子申請時に添付可能なファイル形式をさらに追加し、これまで添付が不可能であった書面についても電子申請が可能となっています。
72	建築・土木	市街化調整区域における農業用品等販売を行う建築物の開発行為について	<p>市街化調整区域内の開発行為については、都市計画法第29条及び第34条による規制があり、一定の建築物しか設置することができない。可能な開発行為の中に農業用品等の販売を目的とする建築物の建築が含まれないことから、農業用品販売店の出店ができない。農業振興の観点等(右提案理由参照)からも農業用品販売店の出店を可能とすべき。また市街化調整区域内の農協店舗では農業用品の販売が行われており、当該販売行為が認められるのならば、同様の販売行為を目的とする一般企業店舗の建築も可能とすべき。</p> <p>【提案理由】 市街化調整区域における開発行為については、都市計画法第29条(許可が不要な開発行為)及び第34条(許可が可能な開発行為)による規制があり、同区域内には一定の建築物しか設置することができない。同法第29条及び34条により建築可能な建築物の中には農業用品等の販売を目的とする建築物の建築を目的とする開発行為が含まれないことから、農業用品販売店の出店ができない。しかし、一方で、同法に基づく開発許可を得た農協は、市街化調整区域内において農業用品の販売を行っており、結果として同区域内における農業用品販売が農協の独占状態となっている。農協と一般民間企業とのイコールフットイングの観点及び市街化調整区域における農業振興の観点からも農業用品販売を目的とする建築物の建築を目的とする開発行為を可能とすべきである。</p>	民間企業	国土交通省	市街化調整区域において開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならないこととされています。	事実誤認	農業用品等の販売を目的とする建築物の建築のための開発行為については、開発許可権者が都市計画法第34条各号に適合すると判断した場合には、農協店舗と一般企業店舗の別なく、開発許可されると考えられます。具体的には、例えば、都市計画法第34条第1号の開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗等に該当するものとして開発許可されている事例もあります。
73	健康・医療	感染症予防に資する情報の電子データ化とその利活用	<p>IOTを活用し、親子健康手帳に準じた予防接種記録を電子データ化する。その上で、そのデータを本人(保護者)、学校、自治体、医療機関などで、個人情報保護に配慮しつつ共有できるシステムを構築することを可能にすべきである。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第6条の2に基づき、市町村長又は都道府県知事は、予防接種を行ったときには、予防接種台帳を保存することとされています。</p> <p>また、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第4条第1項において、予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者に対して予防接種済証を交付することとされており、同条第3項では母子健康手帳を有する者には予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載することとしています。</p>	検討	「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」(平成24年5月23日厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会)にもあるとおり、「接種記録については、未接種者の把握による接種勧奨を通じた接種率の向上等を図るため、予防接種台帳のデータ管理の普及や活用のあり方について、個人情報保護の観点や社会保障・税番号制度の導入に向けた状況も考慮しつつ、さらに検討する。」なお、母子健康手帳における予防接種記録については、個人記入管理が原則ではなく、予防接種法施行規則に基づき、予防接種を行った者が記載することとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
74	健康・医療	保険薬局の指定に係る基準の見直し(近隣相場程度の賃貸借)	<p>【具体的内容】 薬局が、医療機関若しくは保険医の血縁関係者の所有の土地建物に関し、直接賃貸借契約を結ぶ際、近隣の賃借料と比較し妥当性が検証できれば、保険指定を受けられるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 薬局から医療機関への利益供与を防ぐため、薬局は医療機関から経済的に独立していなければならないとされているが、薬局が、医療機関もしくは保険医の血縁関係者が所有する土地建物を直接賃貸借する際の、保険指定の是非について、各厚生局によって判断が異なる。</p> <p>そこで、薬局が当該土地所有者と不動産賃貸借契約を結ぶ際に、近隣の賃借料と比較衡量し妥当性が認められれば、保険指定を受けられるようにすべきである。</p> <p>※「保険指定に問題なし」との見解を示した厚生局は以下の通り。 東北厚生局 岩手・宮城事務所、関東信越厚生局 埼玉・千葉事務所、東海北陸厚生局 愛知・三重・岐阜事務所、近畿厚生局 奈良・滋賀・兵庫事務所、中国四国厚生局 広島・島根・山口・香川・徳島・愛媛・高知事務所、九州厚生局 宮崎事務所</p> <p>※「保険指定に問題あり」との見解を示した厚生局は以下の通り。 北海道厚生局 北海道事務所、東北厚生局 福島事務所、関東信越厚生局 栃木・茨城・東京・神奈川・群馬・長野事務所、東海北陸厚生局 静岡事務所、近畿厚生局 大阪・京都事務所、中国四国厚生局 岡山事務所、九州厚生局 福岡・鹿児島事務所</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬分業推進の観点から、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、保険医療機関と一体的な経営を行ってはならないこととされており、そのような薬局については保険薬局として指定を行わないこととしています。	対応不可	保険薬局と保険医療機関が一体的な経営を行っているかどうかについては、薬局と医療機関の資本関係等を総合的に判断することとしており、このような状況が確認されれば、現行においても既に保険薬局として指定しており、御指摘のような賃貸借関係のみをもって一体的な経営に該当するという判断は行っていません。
75	健康・医療	保険薬局の指定に係る基準の見直し(医療機関との同一テナント内における薬局開設)	<p>【具体的内容】 同一ビルやテナント内において保険薬局と保険医療機関が併存できるよう、ビルやテナントの共用部を公道とみなし、構造的な独立として定義、明確化するよう指針を発するべきである。</p> <p>【提案理由】 薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していなければならないとされており、「構造的な独立」については、一般には公道で隔てることが求められているが、同一のビルやテナント内等では、構造上、薬局と医療機関とを公道で隔てるのが困難な場合が多く、薬局の開設に支障が生じている。</p> <p>例えば、全国の厚生局は、ビル内の同一フロアに保険薬局と保険医療機関のみが入居する場合、そのフロアの通路は医療機関の患者しか通らないため公道とみなすことが出来ず、当該薬局は保険指定を受けることができないとの見解を示している。一方、同一フロアに不特定多数の人が集まる他業種(本屋、雑貨屋等)が1店舗ないし2店舗存在する場合、フロアの通路を公道とみなし保険薬局の指定を受けることができるが、厚生局によって、業種によりフロアの通路を公道とみなすか否か判断が異なるケースもある。</p> <p>実際に、ビルに医療機関が入っているケースは多く、患者の立場からは同一フロアに薬局があった方が利便性が高い。このような建物にはほとんどの場合共用部分があり、そこを公道とみなすことで「構造的な独立」を確保することができる。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬分業推進の観点から、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、保険医療機関と一体的な構造となっていないこととされており、そのような薬局については保険薬局として指定を行わないこととしています。	対応不可	保険薬局と保険医療機関が一体的な構造かどうかについては、一般人が自由に行き来できるような構造になっていること、患者誘導が行われるような実態がないこと等を総合的に判断することとしており、このような状況が確認されれば、現行においても既に保険薬局として指定しています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
76	健康・医療	医薬品登録販売者制度の見直し	<p>【具体的内容】</p> <p>①登録販売者の常備配置要件について、テレビ電話などの情報通信技術の活用による、登録販売者との常時接続による説明・応答可能な環境を整備することを条件として要件適合とする。</p> <p>②登録販売者試験の受験資格における「実務経験」要件を撤廃する(もしくは、「実務経験」に代えて、研修制度による研修修了者にも受験資格を付与する)。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①登録販売者は店舗販売営業時間中は常駐配置義務があり、登録販売者不在時の顧客の緊急需要に応えられない実態がある(第2類及び第3類医薬品は、当該医薬品販売時における当該医薬品の情報提供は義務化されていないが、顧客より相談があった場合は説明義務が有る)。</p> <p>なお、昨年度同様の要望を提出したところ、厚生労働省から、「一般用医薬品は…(中略)…リスクを併せ持つものです。したがって、その適切な選択と適正な使用を確保するためには、専門家が対面で情報提供・相談応需を行って販売すべきです」との回答があった。情報通信技術を用いて即座に顧客の質問に回答できるシステムを構築・導入すれば、登録販売者常駐配置と同等の環境を整えられることとなり、登録販売者不在時の顧客の緊急な販売要請に応えられる。</p> <p>今後の高齢化進行に伴い、交通弱者となった顧客が増加する点、小売店数が継続して減少している点を鑑みても、近隣のコンビニエンスストアを日常的に利用する機会は多くなっている。こうした社会環境の変化に対応できる、便利な店舗としての役割として、医薬品の取扱いは必須と考える。</p> <p>②現在の登録販売者制度では、満1年以上の実務経験が受験資格にあることから、実質的に既存の医薬品販売業に従事する者しか受験できず、異業種からの参入が非常に困難な状況にある。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>①店舗販売業における専門家の配置については、薬事法第28条の規定により、実地に管理することを求めるとともに、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条の規定により、一般用医薬品を販売する営業時間内の常時配置を求めています。</p> <p>②登録販売者試験の受験資格については、薬事法施行規則第159条の5第2項の規定により、専門家の管理及び指導の下、高校卒業程度以上の者で1年以上、それ以外の者で4年以上継続して、月に80時間以上の一般用医薬品の販売に係る実務に従事したことを求めています。</p>	対応不可	<p>①一般用医薬品を販売等するに当たっては、医薬品の安全性確保や適正使用といった観点から、情報提供や相談応需、店舗の管理等は、医薬品の効果・効果や副作用等に関する知識と経験を有する薬剤師や登録販売者が行うべき重要な業務であり、医薬品を販売する時間における専門家の常時配置を求めているところです。</p> <p>②登録販売者試験の受験資格として求めている実務経験については、平成19年に開催された「登録販売者試験実施ガイドライン作成検討会」において、「購入者等の適切な医薬品の選択を支援する役割をしっかりと果たすため、あらかじめ、専門家である薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下、実務経験を積むことを通じて実践的な資質を身につけている必要があり、具体的には、医薬品の販売等の現場において、医薬品の取扱いを知ることや、購入者等からの要望を聞きそれを専門家に伝えて応答の仕方を知ることなどを通じて座学では習得しにくい知識を身につけ、かつ、習得した知識の実践への生かし方を学ぶ必要がある。」と取りまとめられており、受験資格から実務経験を撤廃することは困難と考えております。</p>
77	健康・医療	電子カルテ、電子薬歴における相互運用性について	<p>【具体的内容】</p> <p>電子カルテのリプレースで生じる過去データの「原本性」の確保について、その対応に病院、薬局が苦慮している。電子カルテの普及にとっても障害となっているので、適切な解釈を明示すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>電子カルテは1999年4月から3原則(真正性と見読性、保存性)を順守する事で容認され、現在では電子カルテの旧機種のリプレースが発生してきている。この際に、旧電子カルテの原本データ(カルテデータ、変更履歴等)を新電子カルテに完全移行出来ない場合、新電子カルテ内の旧データは原本性をもつ「オリジナルデータ」ではなく、「参照データ」の扱いになると解釈されている。原本性を従来通り担保するためには、新しい機種に入れ替えたときに、旧電子カルテ(オリジナルデータ)と同じ形式フォーマットで保管する必要があり、必然的に旧ハードも保存する必要があるという解釈で現場で運用されており、旧電子カルテをハード、ソフトともに保管している状況である。</p> <p>この運用が医療機関や薬局にとって大きな負担であり、電子カルテの普及にとっても障害となっている。</p> <p>リプレースによる移行データの原本性について、効率的で明確な解釈等を出していただき、現場の円滑な判断が可能となるようにしていただきたい。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>法的に保存義務のある診療録の電子保存にあたっては、真正性、見読性及び保存性の確保の3つの基準を満たすことが要件とされており、各基準の解釈については、ガイドラインにおいて示しています。</p> <p>なお、平成11年4月22日「診療録等の電子媒体による保存について」(健政発第517号、医薬発第587号、保険発第82号)は、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)及び「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成17年厚生労働省令第44号)の施行(平成17年4月1日)に伴い廃止されています。</p>	事実誤認	<p>「過去データの「原本性」の確保について、その対応に病院、薬局が苦慮しており、電子カルテの普及にとっても障害となっているので、適切な解釈を示すべき」とのことですが、電子保存の要件として、真正性・見読性及び保存性の確保の3つの基準をガイドラインにおいて既に示しています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
78	健康・医療	医療情報データベース基盤整備事業で集積された医療情報の民間企業での利活用の開放	<p>【具体的内容】 厚生労働省などが進める医療情報データベース基盤整備事業では、10の病院・病院グループの医療情報を収集し、将来的には全国で1000万人規模のデータベースを構築する予定であるが、これらの医療情報について匿名化されるなどの個人情報保護が担保された医療情報については、民間企業も利用できるよう、厚生労働省提言での要件の見直しをすべきである。</p> <p>【提案理由】 前述の提言では、蓄積された情報の活用についてはPMDA(Pharmaceuticals and Medical Devices Agency:独立行政法人医薬品医療機器総合機構)や大学などの研究機関に限定されている。また、完全に匿名化されている情報のみを扱う場合には、倫理審査を行わなくてもよいと解釈できる記述はあるが、どのように利活用ができるかについては明確になっていない。また「完全に匿名化」の条件についても明確になっていない。完全に匿名化された情報であれば、患者のプライバシーの侵害の恐れはないため、民間企業が医療技術や製品の開発にそれらの情報を利活用することに障害はないと考えられる。このような大規模な医療情報を活用することができれば、新規で高度な医療技術や医療機器・医薬品の開発を行うことが可能になる。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構が進めている医療情報データベース基盤整備事業は、医薬品等の安全対策のさらなる向上を目的に、公募により選定した協力医療機関(10カ所)を拠点とし、電子的な医療情報を収集するデータベースを構築するものであり、平成25年度に試行運用、平成28年度以降に本格運用を開始する予定です。	検討	本データベースは、平成27年度までシステム構築及びデータ蓄積やデータのバリデーションを行いつつ試行運用を実施する予定であり、民間企業による使用については、試行運用の実績を踏まえ、平成28年度の本格運用の開始までに、データベースの利用者や利用目的の範囲等利活用のあり方について検討する予定です。
79	健康・医療	特定健診におけるICTを活用した遠隔面談の実現	<p>【具体的内容】 特定健診に基づく保健指導の初回面接において、ICTを活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 特定保健指導では、初回は面接による支援を行うこととされているが、ICTを活用した遠隔面談は認められていない。同時に、面接者は、医師、保健師・管理栄養士等に限定されており人員の確保も問題となっている。遠隔面談が可能となれば、企業の事業場(特に営業所)に対して本拠地のスタッフや、ICTを活用して個別面談指導やグループ指導が行えるため、特定保健指導の受診率の向上という観点からも、効果が多いに期待できる。「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果)(2012年6月29日)」において、「実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する(平成24年度上期検討・結論)」となっているが、具体的な検討課題や進捗状況が不明である。早期の実現を図るよう強く要望する。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	特定保健指導における初回面接については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第7条第1項及び第8条第1項において、面接による指導の下に行動計画を策定することとしており、ICTを活用した面接については認められていません。	対応	特定保健指導における初回面接について、一定の条件の下で、ICTを活用した面接を行うことを認めます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
80	健康・医療	医療機器等における「認証」品目の承継制度の導入	<p>【具体的内容】 医療機器等の製造販売会社の合併や分割、事業の移転等が発生した場合に、事業承継会社が、製造・販売する機器について改めて「認証」を取得する際に、旧会社が取得したものと同一認証番号を付与できるよう、現行制度の運用を改正すべきである。</p> <p>【提案理由】 医療機器等の販売に際しては、高度管理医療機器、管理医療機器等の種類により、厚生労働大臣による「承認」あるいは、登録認証機関による「認証」のいずれかを取得する必要がある。製造販売会社の合併や分割、事業移転等が発生した場合、「承認」品目のみ承認取得者の地位が承継できるとされており必要な手続きが定められている。しかし、「認証」医療機器は承継手続きがないため、販売権を受け取る企業で新たに認証を取得しなければならない。認証の再取得により、事業承継後の医療機器の販売製造は可能となるが次の問題が発生する。 ①旧認証で販売された医療機器については継承業者が存在しないこととなるため、機器の不具合の修正や中古販売ができない。 ②認証番号が異なるため、同じ製品であっても旧認証で販売された医療機器については、オプションの追加や安全性の向上のための改変を行えない。 なお、本要望に関し、「規制・制度改革に係る方針」(平成24年7月10日閣議決定)において、「薬事法の運用により対応が可能かどうかについて、登録認証機関及び業界団体の意見を聴取した上で検討を行い、結論を得る。(平成24年度検討・結論)」とされている。現行制度の運用改正に向けて検討を急ぎ、今年度中に結論を得るべきである。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	認証品目について、製造販売業者の合併や分割等による地位の承継に関する規定が明確にされていません。	検討	認証品目の承継に関する規定を明確化することとした、薬事法改正法案を第183回国会に提出しました。
81	健康・医療	健康保険における大規模な事業所編入時の権利義務の一部承継	<p>【具体的内容】 健康保険組合の事業所編入にあたり、前健保組合からの財産(積立金、法定準備金等)の移管が法令化されていない。 大規模な事業所編入については、健康保険法第24条(分割)に準じ、権利義務の一部継承(財産の移管)を認めて頂きたい。</p> <p>【提案理由】 現行の健康保険法は大規模な事業所編入を想定していないので、編入前の健保加入者に匹敵する大規模な事業所編入を実施した場合でも、編入前健保で積立ててきた財産(積立金、法定準備金等)を移管することが認められない。編入先健保は、健康保険法施行令第46条(準備金の積立)に基づき編入者相当分の法定準備金を追加で積立なければならない。 結果、編入先の健保は多大な財政負担(健康保険料率の大幅引上げ等)を強いられることになる。 従業員感情としても理解できない部分も多い。(編入前の健保組合で積立てた財産(法定準備金等)が移管されず、編入先の健保組合であらためて積立てる(保険料として支払)必要がある。また、編入者以外の被保険者も法定準備金の必要額を充たす為、追加で保険料負担が生じる。) 企業が国際競争力を視野に生き残りをかけて、今後、事業譲渡・統合を加速させる場合にあっては、劇的な財政負担(保険料負担)を強いることなく、健康保険の適用が受けられる。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険制度における準備金については、健康保険法施行令第20条において「健康保険組合は保険給付に要する費用の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない」と規定されており、準備金の一部を他の健保組合に移管することを目的として、準備金を取崩すことはできません。このため、適用事業所が健保組合を脱退した際、準備金の一部を編入先の健保組合に移管することはできません。一方、任意積立金(法定された準備金の額を超えた分)については、法令上規定はないものの、被保険者等から徴収した保険料を財源として積立てられたものであることから、保険料を納めている健康保険組合の安定的な財政運営や保険給付に要する費用に充てることなどを目的とした場合のみ取崩すことを認めています。このため、任意積立金を他の健保組合に移管することについては、健保組合に対する業務改善命令の対象とすることとしており、認めていません。	対応不可	健康保険制度における準備金等は、医療費が見込みよりも増加した場合に、当該保険組合の保険給付に要する費用に充てるために使用することなどを目的とするものです。すなわち、当該健保組合のために使用することが、必要不可欠です。このため、適用事業所が健保組合を脱退した際、準備金の一部を編入先の健保組合に移管させるなど、他の健保組合のために使用させることは困難です。なお、健保組合が分割・合併した場合については、被保険者が保険料を納めた健保組合自体が、分割・合併した結果、新たな健保組合となるため、例外的に権利義務の承継について規定しています。
82	健康・医療	薬局での指先自己穿刺検査に関する規制緩和	指先の自己穿刺による検査を薬局で行ってよいという臨床検査技師法の解釈(衛生検査所に該当しないという解釈)を新たな厚労省通知により明確化すること。	糖尿病診断アクセス革命事務局	厚生労働省	人体から排出され、又は採取された検体について臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条に規定する検査を業として行う場所を開設しようとする者は、所在地の都道府県知事の登録を受けなければならない。	検討	簡易診断を受けられる環境整備については、現在、産業競争力会議で議論されており、その結果を踏まえ、平成25年度中に検討を行います。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
83	健康・医療	株式会社の病院経営を、認めて下さい。	<p>【具体的内容】 株式会社の病院経営を、認めていただきたい。例えば三井物産は、病院チェーンの経営を、今後の収益力強化の重要分野と考えていて、すでにトルコ、マレーシア、シンガポールの大規模な病院チェーンを、昨年買収した。税込32兆円 赤字国債45兆円 という本当に国家破産する程の、財政状況である。 公立病院を民営化、又は民間企業に売却すれば、国家財政も助かる。また建築家 会計 掃除 調理 ITシステムなどの専門家に委託する事で、医者も患者の治療に、もっと専念できる。 インドの病院チェーンが、オーストラリアの病院チェーンを買収した事を、ご存知か。日本はすでに病院経営で、新興国以下なのである。</p> <p>【提案理由】 いま日本の国家予算は、税込32兆円 赤字国債45兆円という、本当に国家破産する程の、財政状況である。公立病院を民営化、又は民間企業に売却すれば、国家財政も助かる。また建築家 会計 掃除 調理 ITシステムなどの専門家に委託する事で、医者も患者の治療に、もっと専念できる。</p>	個人	厚生労働省	<p>以下の理由から、株式会社の医療機関経営への参入は適当ではありません。 ① 利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招くおそれがあること ② 利益が上がらない場合の撤退により地域における医療の確保に支障が生じるおそれがあること ③ 患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること</p>	対応不可	株式会社の医療機関経営への参入は認められません。
84	健康・医療	難病治療薬の保険適用推進	<p>【具体的内容】 具体的には女性に多いリュウマチの治療薬が保険適用外で一回に3万円の注射治療、アメリカで既に改善用の治療薬にまで進んでいると聞いている。大学病院なども薦めているがとにかく高価過ぎる、早く保険認可されて助けてあげて欲しい。</p> <p>【提案理由】 具体的内容に記載しているが、多くの方からリュウマチの治療薬に限らず、輸入物も国内の薬品メーカー物も。時間をかけるために国産物も非常に高い治療薬になってしまい、高額治療費を払い、結果的には医療費の高騰につながっている。悪循環を切るためにも急いで進めてもらいたい。</p>	個人	厚生労働省	<p>○医療保険で用いる医薬品については、原則として薬事法で承認された医薬品を対象としています。 ○薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)上の承認が得られた医薬品については、中医協の議論を踏まえてすみやかに保険適用としています。</p>	現行制度下で対応可能	<p>○薬事法上の承認が得られたリュウマチの治療薬については現在でも既に保険適用とされているところです。 ○今後も、薬事法上の承認が得られた医薬品については、中医協の議論を踏まえてすみやかに保険適用とすることとしています。</p>
85	健康・医療	調剤された薬剤の民間宅配事業者による配達等の実現	<p>【具体的内容】 「対面診療の原則緩和」(一定条件下での初診の可能化、診療報酬の見直し)や「処方箋の電子化」に加え、「調剤された薬剤の民間宅配事業者による配達」(現行は薬事法第9条の2、薬剤師または薬局従事者に限定)を認めること</p> <p>【提案理由】 遠隔医療の実現に資するため</p>	融合研究所	厚生労働省	<p>薬剤師が対面で情報提供をした後、薬局が医薬品の配達を民間宅配業者に依頼することは現行法でも可能です。ただし、調剤した医薬品を患者に交付する際には、薬局又は患者の居宅等において、薬剤師が対面で、患者又は現にその看護に当たっている者に対して情報提供しなければならないとされています。</p>	事実誤認	—
86	健康・医療	予防医療振興の為「医師の直接診察(診療所で申込)後の、X線撮影を伴う巡回健診は審査の上医師不在を許可	<p>規制は医師に巡回健診で常勤、巡回撮影で立会いを求める。診療所駐車場で乳がん検診を行う当院の検診車も診療所医師とは別に医師を要する。下関市違法巡回検診の報道の如く全国で医師不足で巡回健診が困難である。法改正不要な対策を示す。</p> <p>1)健政発第927号を、健診内容(投薬の有無等)、巡回先の救急体制(診療所駐車場か)等を審査し実施責任者を医師以外にも許可するものに変える。 2)診療放射線技師法は、医師の直接診察後の医療機関外での撮影の場合、患者(病人)では何十人でも不要な医師の立会いが、健診(健常人)では数人でも要する矛盾を持つ。法の想定しない直接診察後の健診受診者は第26条第2項第1号の患者相当とし医師の立会いは不要と通知する。</p>	吉岡医院	厚生労働省	<p>○健政発第927号において、実施責任者である医師又は歯科医師は、医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診を管理させることとしています。 ○診療放射線技師法第26条第2項第2号本文においては、診療放射線技師が病院又は診療所以外の場所でエックス線の照射を行うことを認めていませんが、同項第2号により、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いがある時は、病院又は診療所以外の場所でもエックス線の照射を行うことを認めています。</p>	事実誤認	<p>○現場の適切な運営管理や不測の事態を想定した際、実施責任者は、医師若しくは歯科医師が適当であると考えます。 ○診療放射線技師法第26条第2項第2号において、医師の立会いを求めているのは、エックス線照射が人体に及ぼす影響を踏まえ、その安全性を担保するためのものであることから、医師の立会いを不要とすることはできません。なお、医師の「立会い」については、エックス線を照射している傍にいないことまで求めるものではなく、検診会場にいないことで足りると解しています。従って、診療所の駐車場の検診車内でエックス線を撮影している場合は、その診療所に医師がいれば、医師の「立会い」の要件を満たし、診療放射線技師法違反とはなりません。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
87	健康・医療	B001 12心臓ペースメーカー指導管理料改定について	<p>①遠隔モニタリングの場合は対面診療なしで1か月ごとの診療報酬を算定し、対面診療は最長1年毎とすること。 また、遠隔モニタリングの患者指導法、指導料算定のタイミングについて以下のとおり提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔モニタリングの場合の患者指導について: 植込機器からの情報を定期的に確認し、電話および手紙などを通じてその結果に基づき、特段の理由がないときは月に一度(最少)患者もしくはその家族に連絡する。また、緊急的に事象が発見されたときは、その都度緊急的な診察等の必要性を連絡し、受診を促すなど適切な対応を行う。これらの内容は随時診療録に記載する。 指導料算定タイミング: 指導した月毎、指導した日ごとにその内容を診療録に記録を残すこととし、算定は、患者来院時(少なくとも年1度の対面診療を定める。)に算定することで、現行の医療助成制度等の医療上の事務手続きに則して、円滑な医療事務の運用を行う。 <p>②植込み型電氣的治療デバイスは、管理の内容と複雑さから通常のペースメーカーとその他のもの(両室ペースメーカー、植込み型除細動器、両室ペースメーカー機能付き植込み型除細動器)に分けられる。これらの管理に関する診療報酬上の指導管理料の算定の変更を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ペースメーカー指導管理料1: 通常のペースメーカー区分1、2、3、4、5、6の場合 <ul style="list-style-type: none"> イ) 遠隔モニタリングの場合: 550点、 ロ) イ) 以外の場合: 360点、 ペースメーカー指導管理料2ペースメーカー区分7、ICD区分1、2、3の場合 <ul style="list-style-type: none"> イ) 遠隔モニタリングの場合: 1100点、ロ) イ) 以外の場合: 707点 	民間団体	厚生労働省	<p>○医師法上は、直接の対面診療に代替しうる程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、医師・患者間で遠隔診療を行うことを認めております。</p> <p>○安全性、有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療については、診療報酬上の評価について、診療報酬改定において順次検討しております。</p>	検討	心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリングによる場合)については、4ヶ月に1度に限り対面診療を行った際に算定することとされているところ、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長すること、併せて、一定期間ごとに分割しての算定を可能とすること等を中央社会保険医療協議会において検討いたします。
88	健康・医療	医療機器規制分野の改革など	医療機器を薬剤から分離し、その特徴にあった医療機器法を制定すること。	個人	厚生労働省	医療機器の製造販売業・製造業について、医薬品等と章を区分して規定します。また、薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改めるほか、所要の改正を行います。	検討	医療機器の特性を踏まえた制度の合理化のため、医療機器の関係条項を医薬品とは別にし、医療機器の「章」を新設することなどを内容とする薬事法改正法案を第183回国会に提出しました。
89	健康・医療	医療機器規制分野の改革など	医療機器の第三者認証機関は、ISO13485の認証審査に関して、適切な認証機関によるISO17021の認定を受けている認証機関であることを明確にすること。 ・ISO17021の適用に際しては、IMFMD9:2011に準拠した活動が維持されている認証機関であることを条件とすること。	個人	厚生労働省	登録認証機関(第三者認証機関)の登録基準は、薬事法第23条の7で「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準」と規定されており、具体的な基準は通知により明確化されています。	現行制度下で対応可能	薬事法第23条の7に基づく登録認証機関の登録基準については、適合性評価・マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項(ISO/IEC 17021:2011(JIS Q 17021:2011))を適用しています(平成24年12月27日付け薬食機発1227第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
90	健康・医療	クラウド利用における医療情報の受託管理に関するガイドラインの見直し	<p>【具体的内容】 医療情報の受託に当たりクラウドサービスのより一層の活用が可能になるよう、規制・基準を見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 医用画像等の活用に伴う医療データの増大、震災等の緊急時に備えた医療情報の分散管理の必要から、医療情報の効率的な管理や災害に対する安全性確保のために、医療機関が医療情報の保存管理にクラウドサービスの活用を検討する機会が増えている。</p> <p>医療情報の外部保存等に関しては、厚生労働省、総務省、経済産業省がそれぞれガイドラインを定めており、医療機関及び医療情報の外部保存の受託者はこれらを遵守することが期待されている。しかし、これらのガイドラインは、適用範囲・名宛人・策定時期等が異なる一方で、重複する記載も多く、どのような場合にどのガイドラインが適用されるかが、必ずしも明確ではない。また、クラウドサービスのような汎用的なサービスを必ずしも前提としていないため、医療機関が医療情報の外部保存等に際してクラウドサービスを採用することを躊躇する場合もある。これらのガイドラインをクラウドサービスのような新しいサービスの実態を踏まえて整理統合し、参照すべきガイドラインを明確にしていきたい。それにより、医療機関による医療情報の外部保存等に対する懸念が払しょくされ、医療情報の効率的な管理、緊急時に備えたデータの分散管理も促進される。</p> <p>総務省のガイドラインにおいては、医療機関が所管官庁に対して法令に基づく資料を円滑に提出できるようにするため、医療情報の外部保存等に用いるサーバ等の国内法の適用が及ぶ場所への設置が要求事項とされている。しかるに、日本国外のデータセンターを使用するクラウドサービスも存在しており、サーバ等が国内法の適用が及ばない場所にあったとしても、法令に基づく資料を提出することは可能である(但し、データセンターが海外にある場合、当該国の法律に基づきデータが差し押さえられるリスクがあるため、その場合に対応できる仕組みの整備が必要である)。また、日本国外のデータセンターは震災等の緊急時のバックアップとしても十分に機能する。日本国外のデータセンターの活用を可能としていただければ、医療機関による、緊急時に備えた医療情報の分散管理が促進される。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省、総務省、経済産業省	<p>いわゆるクラウドサービス事業者については、総務省において、既に「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」が作成されており一定の基準が示されています。</p> <p>・厚生労働省のガイドラインは医療機関等が参照すべきガイドラインとなっています。</p> <p>・総務省のガイドラインは、医療情報の処理をASP・SaaSのサービス形態で提供する事業者が参照すべきガイドラインとなっています。</p> <p>・経済産業省のガイドラインは、医療情報の外部保存を受託する情報処理事業者が参照すべきガイドラインとなっています。</p> <p>・「診療録等の外部保存」は、外部保存を受託する事業者向けのガイドラインが整備されたことを踏まえ、既に可能となっています。</p> <p>・外部保存を受託する事業者向けのガイドラインには、外部保存するサーバ等の設置場所について、「所管官庁に対して法令に基づく資料を円滑に提出できるよう」医療情報システム及び医療情報が国内法の執行が及ぶ範囲にあることが必要とされています。</p>	現行制度下で対応可能(一部、その他)	<p>・いわゆるクラウドサービスについては、既に総務省において作成されている「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」で対応可能であり、クラウドサービスを前提としたガイドラインが明確でないという指摘はあたりません。</p> <p>・どのような場合にどのガイドラインが適用されるかは、各ガイドラインの名称や、冒頭部にそれぞれ明記されているため、ガイドラインを参照することで対応可能です。</p> <p>・医療情報は、一般の情報と比べてプライバシー性が特に高くその取扱も高い機密性が要求されます。</p> <p>・医療情報の外部保存を受託する事業者は、受託者との関係で適切に個人データの安全管理を図る必要があることに加え(個人情報保護法第22条)、個人情報取扱事業者としての義務違反があった場合には、主務大臣(経産省、総務省)の権限行使に服することが規定されています。(同法第46条、47条)</p> <p>・しかしながら、 ①外部保存の受託事業者が国内法の適用域外にサーバ等を設置する場合には、当該サーバ等に保存されている情報を、国内法たる個人情報保護法によって「個人情報」として適切に規定することができず、受託事業者による安全管理等の義務も適用できません。 ②このような場合には、委託元における委託先の監督義務の履行確保も不可能であり、 ③主務大臣が外部保存の受託事業者に対して報告徴収等の権限行使することも困難です。</p> <p>・このため、個人情報の適正な保護を図るという法の所期の目的に鑑みると、外部保存の受託事業者は国内法の適用域内にサーバ等を設置することが求められます。</p>
91	健康・医療	クラウドコンピューティングサービスに係るデータセンターの所在地規制の撤廃	<p>【具体的内容】 総務省ガイドライン(ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン)、経済産業省ガイドライン(医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン)において、「医療情報システム及び医療情報が国内法の執行が及ぶ範囲にあることを確実にすることが必要である」としているが、医師法等にはかかる規定はなく、ガイドラインで根拠に乏しい制限的な規制を行うことは不当であるため撤廃すべきである。</p> <p>【提案理由】 医師法等においては国内法の執行が及ぶ地理的な場所に保存を義務付ける規定はなく、地理的な保存場所についての制約を設けずともこれら国内法の執行には何らの影響もない。実際、医師法を所管する厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」には国内法の執行が及ぶ範囲にあることを要求する規定ぶりはない。</p>	民間企業	総務省、経済産業省	<p>・ガイドラインにおいては、外部保存するサーバ等の設置場所について、「所管官庁に対して法令に基づく資料を円滑に提出できるよう」医療情報システム及び医療情報が国内法の執行が及ぶ範囲にあることが必要とされています。</p>	その他	<p>・医療情報は、一般の情報と比べてプライバシー性が特に高くその取扱も高い機密性が要求されます。</p> <p>・医療情報の外部保存を受託する事業者は、受託者との関係で適切に個人データの安全管理を図る必要があることに加え(個人情報保護法第22条)、個人情報取扱事業者としての義務違反があった場合には、主務大臣(経産省、総務省)の権限行使に服することが規定されています。(同法第46条、47条)</p> <p>・しかしながら、 ①外部保存の受託事業者が国内法の適用域外にサーバ等を設置する場合には、当該サーバ等に保存されている情報を、国内法たる個人情報保護法によって「個人情報」として適切に規定することができず、受託事業者による安全管理等の義務も適用できません。 ②このような場合には、委託元における委託先の監督義務の履行確保も不可能であり、 ③主務大臣が外部保存の受託事業者に対して報告徴収等の権限行使することも困難です。</p> <p>・このため、個人情報の適正な保護を図るという法の所期の目的に鑑みると、外部保存の受託事業者は国内法の適用域内にサーバ等を設置することが求められます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
92	経済・産業	電気機械器具の電線(接地線)の太さに関する国際規格との整合性	<p><要望> 電気機械器具の電線(接地線)の太さを、国際規格に準じて、「導体サイズと同等以上」に見直す。 ※JIS規格は、IEC規格に準じているが、日本では法令が優先され、容認されていない。</p> <p><理由> 国内で使用する電気機械器具の電線(接地線)の太さは、「電気設備の技術基準の解釈」で示されているが、IEC規格やJIS規格との整合性が図られていない。 ※移動しない電気機械器具は、IEC規格では「相導体以上」となっており、日本規格の半分程度の太さの規格。 海外から電線を購入する場合、日本規格は特殊扱いとなり、追加費用が発生する。</p> <p><効果> 電線(接地線)コストの軽減。 産業競争力における、諸外国とのイコールフットイング。</p>	民間企業	経済産業省	<p>電気工作物による感電・火災の防止の観点から、電気設備の技術基準の解釈第17条において、接地線に関する規定があります。 日本の一般的な施設方法による保護システムを用いた場合、電気設備の技術基準の解釈第17条が適用され、接地線の最小の機械的強度又は最小の断面積を満足することが必要となります。</p>	対応不可	<p>まず、御提案理由に書かれている電気機械器具が、電気事業法上の電気工作物に該当するかどうか不明ですが、電気工作物に該当しない場合、電気設備の技術基準の解釈は適用されません。 電気工作物に該当する場合でも、以下の理由から、御提案については対応できません。 実態上、日本の一般的な施設方法と、IEC規格の施設方法とは、事故時に感電・火災を保護するシステム(接地方式等)が異なっているため、我が国では接地線に関するIEC規格を採用しておらず、電気設備の技術基準の解釈第17条で、接地線について、日本で行われている一般的な施設方法に応じた最小の機械的強度又は最小の断面積を規制しています。 御提案のようにIEC規格を採用した場合、事故時に十分に保護機能が発揮されず、感電・火災のリスクが上昇するおそれがあります。 なお、電気設備の技術基準の解釈によらない施設方法であっても、電気設備に関する技術基準を定める省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば施設は可能ですので、たとえばIEC規格に応じた接地方式などの保護方式を採用した上で接地線の太さをIEC規格に準拠したものとする場合に安全面からの技術的根拠を示せるのであれば、施設していただいて結構です。</p>
93	経済・産業	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	<p>貿易保険法第57条には、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されているが、政府再保険を民間保険会社にも開放する。 【提案理由】 【現状】民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。 【要望理由】このような場合について、民間保険会社が国の再保険を利用できるようにご検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会 日本経済団体連合会	経済産業省	<p>我が国の貿易保険の実施体制については、平成13年4月に政府(経済産業省)から実施部門を分離し、独立行政法人日本貿易保険が創設され、貿易保険の実施機関として、外交上得られる情報も含めたカントリーリスク情報を踏まえたリスク審査、政府への政策的意義の確認を含む引受事務、保険事故発生後における債権管理や回収等に係る事務等の実施業務を行っています。一方で、政府とNEXIとの再保険制度により、NEXIの引き受けるリスクのほとんど(約9割)は、政府の貿易再保険特別会計が引き受けており、国の事業として一体的な事業運営がなされています。</p>	対応不可	<p>ご要望に配慮しつつ、現行法上可能な取組として、2011年1月より、一定の条件を設けた上で、日系海外子会社の第三国向け輸出等について、NEXIが日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受け(海外フロンティング)を行う新たな取組を導入してしており、引き続きその積極的な運用を図って行きます。 また、民間事業者の事業機会の拡大のための取組としては、利用者の利便性向上のため、NEXIと民間保険との協調保険や、NEXIから民間保険会社に対する業務委託等の措置を既に実施しています。 以上のほか、法制面の措置を要する取組については、今後、その必要性・妥当性を含め適切に検討してまいります。</p>
94	経済・産業	大規模小売店舗立地法に基づく届出手続の簡素化・迅速化	<p>【具体的内容】 ①新設届出における事前協議や交通協議、道路工事実施協議等を短期化すべきである。 ②新設および変更届出に際して届出書に添付する資料を削減すべきである。 ③変更届出における8ヶ月制限適用対象項目の運用を柔軟にするとともに、説明会の開催についても極力軽減すべきである。 【提案理由】 ①大規模小売店舗立地法第5条1項に基づき、大規模小売店舗を新設する場合、都道府県に届け出なければならない。しかし、届出までの事前協議や交通協議、道路工事実施協議等の長期化により、計画段階から開店までに1年半程かかるケースも多く、事業計画の見通しが立たない状況である。よって、事前協議・交通協議に要する期間を短縮すべきである。 ②大規模小売店舗立地法第5条、第6条に基づく届出に際して、届出書に添付する資料が多岐に渡るうえ、運用主体である都道府県において独自の様式が定められており、届出に係る手続きが非常に煩雑である。また、都道府県により提出部数が異なり、相当部数用意する必要がある都道府県もあるなど、出店者側の負担が大きい。よって、届出に際して添付する資料の様式及び部数を全国で統一すべきである。 ③大規模小売店舗立地法第6条に基づく変更届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第3条第1項が定める項目に係る変更の場合、8ヶ月制限の適用対象となるが、変更内容の環境への影響度合を勘案した運用とすべきである。例えば、駐輪場の位置を変更する場合、8ヶ月制限の対象となり、届出後8ヶ月経過するまで変更できない。法律では、第8条第5項において、4ヶ月の意見募集を経て、意見が無い旨を届出者に通知したときは、8ヶ月制限が解除されるとしているが、自治体によっては、本規定を全く活用していないところもあることから、本規定の積極的な活用を指導すべきである。また、駐輪場の位置変更や営業時間・荷捌き時間の変更に関して説明会の開催を求める自治体もあるが、施行規則第11条2項にもある通り、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であることが明らかな場合は説明会開催が不要である旨を徹底すべきである。</p>	日本経済団体連合会	警察庁、 経済産業省	<p>【警察庁】 ①設置者は、大規模小売店舗立地法及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針において、大規模小売店舗の立地に伴う周辺の生活環境への影響について、予め十分な調査・予測を行い適切に対応することとされており、大規模小売店舗の立地を円滑に行うために、道路管理者や都道府県警察と事前協議を実施しています。 【経済産業省】 ②大規模小売店舗立地法第5条、および第6条に基づく届出に際して、届出書に添付する資料の様式・部数等は同法の運用主体である自治体の判断にゆだねられています。 ③大規模小売店舗立地法では、第8条第5項において、自治体が4ヶ月の意見募集を経て、意見を有しない旨を通知したときは、8ヶ月制限が解除されることとしています。また、同法施行規則第11条第2項において、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと自治体が認める変更の場合は、説明会を不要とできることとしています。これらの規定の活用状況は法運用主体である都道府県の判断にゆだねられています。</p>	現行制度下で対応可能	<p>【警察庁】 ①大規模小売店舗の立地に伴って、新たに交通渋滞等の交通障害が発生するおそれがある場合には、十分な対策をとる必要があるにもかかわらず、設置者における対策や検討が十分になされていないため、協議が長期に及ぶ例も見られるところです。警察においては、交通の安全と円滑を確保しつつ設置者の負担が過度のものとならないよう、これからも引き続き可能な限り協議の短期化に努めてまいりますので、協議の前提として設置者側においても立地に関する十分な調査・予測並びに対策案の検討をお願いします。 【経済産業省】 ②大規模小売店舗立地法第5条及び第6条に基づく届出書への添付書類については、法運用主体である都道府県において届出事項を補足し、届出事項について適切かどうかを判断するために必要なものです。それを踏まえ、届出書に添付する資料の様式・部数等は都道府県の判断にゆだねられていますが、一部の地方では統一した様式を利用するなど、届出者への負担を軽減する取組を行っているものと認識しており、都道府県にブロック会議の場でQ&Aを配布する等の方法により、そのような事例についての情報を提供することで対応します。 ③大規模小売店舗立地法第6条に基づく変更の届出に対する都道府県の意見の通知までの期間は、届出書等の内容について、市町村等から聴取した意見に配慮し、指針を勘案した上で当該大規模小売店舗が周辺の地域への生活環境へ及ぼす影響から意見の有無を判断するための期間として想定されています。従って、第8条第5項の規定により意見を有しない旨の通知を届出者に対してした場合は、第6条第4項による8ヶ月制限は適用されないと規定されている旨を都道府県に対して適切に情報提供することで対応します。 また変更届出があった場合、周辺住民等に対し、公告・縦覧された届出書の内容についてより一層の周知を図るため、説明会を開催することとしていますが、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと都道府県が認める場合は、第7条第1項による説明会を不要とできる旨を都道府県にブロック会議の場でQ&Aを配布する等の方法により適切に情報提供することで対応します。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
95	交通	緊急通行車両手続きの簡素化	<p>【具体的内容】 大規模かつ広範囲にわたる災害の際の緊急通行車両手続きを簡素化すべきである。 【提案理由】 現状、緊急通行車両の確認は、車両単位での「事前登録」が原則となっているが、東日本大震災のような大規模かつ広範囲にわたる災害の場合、事業者の社用車では足りず、レンタカーを借りて物資の輸送を行うこともあるため、「事前登録」による緊急通行車両の確認を得ることが困難な状況にある。従って、有事の際には、緊急通行車両の確認を簡素な手続きで受けられるようにすべきである。 ※例1:通信事業者等災害時の社会インフラの復旧作業に従事する事業者であればすぐに緊急通行車両の確認を受けられる。 ※例2:被災地に支援物資を運搬する小売り事業者に対して、緊急通行車両許可証を一括交付する。</p>	日本経済団体連合会	内閣府、警察庁、総務省	<p>① 都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両にあっては車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両であることを確認した場合は、災害対策基本法施行規則第6条に定める様式の標章及び証明書を交付しています。 ② 標章を掲示し、証明書を備え付けている緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除きます。)は、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を行っている道路の区間を通行することができます。</p>	現行制度下で対応可能	<p>緊急通行車両の事前届出をすることができる車両は、指定公共機関(災害対策基本法第2条第5号に基づき政府が指定する公益的事業を営む法人等をいう。)及び指定地方公共機関(災害対策基本法第2条第6項に基づき都道府県が指定する公益的事業を営む法人等をいう。)等(以下「指定公共機関等」という。)が保有するもののほか、災害発生時に契約等に基づき他の団体から調達するものも含まれています。 指定公共機関等にあっては、災害対策基本法の規定に基づきその業務に係る防災に関する計画を作成するに当たって、災害応急対策を行うために借用・使用する車両についても事前に決めておいて、事前届出を行っていただきたいと考えています。 もともと、災害の発生場所や規模等により、指定公共機関等が事前届出を行った車両だけでは災害応急対策等を十分に実施できないような場合には、事前届出を行っていない車両についても迅速に被災地へ向かうことができるよう、その時点の状況、事態の推移等に応じ緊急通行車両の確認等の事務についても柔軟に対応してまいりたいと考えています。 なお、具体的な提案があれば関係省庁へ直接御相談ください。</p>
96	交通	限定近海区域における内航船の航行基準の緩和	<p>【具体的内容】 内航船が燃料の消費やリードタイムの面で、より効率的に航行できるよう、沿海区域の水域について、20海里以内とされている範囲を拡大すべきである。 【提案理由】 国際航海に従事しない船舶として、1996年7月に新規に「限定近海船」が規定され、沖縄、八丈島、宮古～襟裳岬間(青森県東海岸沖)が航行可能となった。また、同年12月には、①内浦湾沖、②石巻湾沖、③伊勢湾沖、④紀伊水道、⑤土佐湾沖、⑥豊後水道沖、⑦若狭湾沖の7沿海区域の境界については直線化が実施された。 しかし、沿岸資格船については、原則として上記を除いた水域では沿岸から20海里以内の航行を義務付けられており、非効率な航行となっていることから、安全航行の担保できる範囲内(例えば50海里)まで沿海区域を拡大すべきである。 20海里が規定された時点と現時点を比べると、船舶電話の進歩(VHF船舶電話→衛星船舶電話)により、沿岸から20海里超のエリアにおいても連絡が途絶えることはなくなったこと、堪航性やレーダー等航海機器の発達によって船舶の性能が向上していること、巡視船の速力等の性能向上や空からの救助体制が整備されたこと、状況の改善が見られる。 なるべく直線に近い航行が可能となれば、航海距離の短縮につながるため、省エネが実現するほか、航海時間自体も短縮されるので、輸送リードタイムの短縮にもつながり、コスト低減等の経済上のメリットも大きい。 本件については、規制・制度改革における方針(平成23年4月8日閣議決定)において、沿海区域の部分的な拡大について平成23年度検討開始、平成24年度結論とされているところであるが、関係者の要望をしっかりと反映させる形で検討を進めるべきである。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省	<p>船舶安全法において、気象・海象や陸岸からの距離等を考慮して航行区域を設定し、船舶は航行区域に応じた構造・設備を設けることとされています。これらの航行区域の一つである沿海区域は、荒天時の陸岸への迅速な避難等を前提として概ね陸岸から20海里(約37km)までの水域として設定されています。</p>	対応	<p>内航事業者等より、尻屋崎沖、鹿島灘、伊勢湾沖、飛鳥沖及び金沢沖の5海域に係る航行区域見直しに関する要望がなされ、平成23年4月に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、政府の規制・制度改革の一環として沿海区域の一部拡大について検討を進めることとされました。これを踏まえ、学識経験者、内航関係者等から成る「沿海区域の一部拡大に関する検討会」を設置し、安全性を確保した上で沿海区域の一部拡大を行うことが可能であるか検討を行ったところ、当該5海域について沿海区域の一部拡大することが適当であるとの結論が出されたことから、船舶安全法施行規則の一部改正により措置する予定です。(平成25年6月公布・施行予定)</p>
97	法務	借地借家法における正当事由制度の見直し	<p>建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定などを正当事由とすべきである。</p>	日本経済団体連合会	法務省	<p>賃貸人が更新可能な借家契約について契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるには、賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの際の条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当事由があると認められることが必要とされています。</p>	現行制度下で対応可能	<p>現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化等を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと考えています。 なお、建物の老朽化等を理由とした建替えの必要性等があることのみをもって直ちに正当事由が認められるとすることは、借地借家法上の正当事由制度は、借家人と家主との間における適切な利害調整を図るものであることから、慎重に検討する必要があると考えております。</p>
98	法務	事業用定期借地権の期間設定の柔軟化	<p>貸主と借主の双方が合意した場合には、10年未満の期間であっても事業用定期借地権の設定を認めるべきである。</p>	日本経済団体連合会	法務省	<p>専ら事業の用に供する建物所有を目的とする定期借地権の存続期間は、10年以上50年未満とされています。</p>	対応不可	<p>通常の借地権の存続期間が30年以上であることとのバランス、短期の事業用定期借地契約の需要やこれを認めることの弊害の有無等を見極めながら慎重に検討する必要があると考えております。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
99	法務	建物表題登記における添付建物図面の様式規格の緩和(A3版サイズの容認)	建物の表題登記申請の際に添付される建物図面について、A3版サイズの提出を容認すべきである。	日本経済団体連合会	法務省	「建物図面、各階平面図等については、日本工業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない」とされています。	対応不可	登記所に登記の申請に係る添付情報として書面により提供された建物図面や各階平面図等の図面(以下「各種図面」といいます。)については、B4判サイズの各種図面を登記所において電磁的記録に記録し、登記完了後は各種図面の証明書等の交付請求に基づいて、A3判のサイズの用紙を用いて証明書等を作成し、交付しています。 御提案の「図面部分をB4版サイズ(残りは余白とする)等」にすることによって、法務局において、証明部分を合わせてA3版サイズの証明書を作成することが可能」との趣旨が必ずしも明らかではありませんが、その内容を実現するためには、システムの改修等に伴う証明書交付等に要する経費の増加をもたらす、ひいては、利用者の負担が生じかねないことから、このようなニーズがどの程度強いかが必ずしも明らかでないため、現時点において、これを見直すことについては、消極です。
100	法務	信託ABLにおける金銭債権の特定金銭債権としての取扱い	いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権についても特定金銭債権とすべきである。	日本経済団体連合会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	検討	いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権を特定金銭債権に含めることについては、今後、関係機関等の意見も聴きながら検討して参りたいと考えています。
101	法務	グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について	グループ企業間での法律事務については、「他人性」の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示すべきである。	日本経済団体連合会	法務省	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを業としてはなりません。また、その違反者には刑罰が科せられます。	対応不可	・グループ企業であっても法人格は別ですから、グループ企業間での法律事務の取扱いであっても、ご提案の「他人性」の要件を欠くとして、弁護士法第72条の構成要件に該当しないということではできません。グループ企業間の法律事務の取扱いについて同条の規制対象外とした場合、グループ企業関係を作出しさえすれば他者の法律事務を取り扱うことが許容されることとなりますが、これは、当事者その他の関係人らの利益の保護や法律秩序の維持を目的とする同条の規制の趣旨からして相当ではありません(例えば、反社会的勢力がある企業の債務整理に介入して債務者と交渉する場合において、そのまま行う場合は同条違反となるのに、当該企業の議決権の相当部分を無償あるいは低廉な額で取得し、親子関係やグループ関係を作出した上で行う場合は同条違反にならないこととなります。) したがって、グループ企業間の法律事務の取扱いを同条の構成要件から除外することは相当ではありません。 ・弁護士法第72条の「報酬」とは、具体的な法律事件に関する法律事務取扱いのための主として精神的労力に対する対価をいい、額の多少や名称のいかんを問わないとされています。ご提案の人件費やホールディングカンパニーが子会社等の法律事務を取扱う場合の経営指導料は、ここにいう「報酬」に該当すると考えられます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
102	法務	会社等の法人設立における公証役場での定款認証手続の管轄廃止	株式会社や一般社団・財団法人の設立時には、公証役場で定款の認証を受けることが必要とされている。この手続には、公証人法において、法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局の所属公証人が取扱うという管轄規定が設けられているが、管轄を廃止し、全国どこの公証役場でも定款認証を受けられるようにするべきである。	個人	法務省	公証人法第62条ノ2の規定により、株式会社のほか、定款について公証人の認証を要する旨の規定が置かれている法人の定款認証は、法人の本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が扱うとされています。	対応不可	株式会社及び一般社団・財団法人等(以下「会社等」という。)の定款認証に当たり、嘱託人等が公証役場に赴き、公証人の面前で、定款上の署名押印を自認等することは、会社等の活動に当たって極めて重要な定款の成立の真正を確実に担保するため、不可欠なものです。 そして、会社等の定款認証は、会社等の本店所在地又は主たる事務所(以下「本店所在地等」という。)を管轄する法務局に所属する公証人が取り扱うことが必要であり、管轄外の公証人が行った定款認証は無効と解されています。 これは、 ① 公証人は、全国50の法務局のいずれかに所属し、各法務局長の監督の下で事務を取り扱うところ、法務局が同様に取り扱う会社・法人登記事務は、その本店所在地等を基準に法務局単位で管轄が決定されており、公証人の取り扱う定款認証事務も、商業・法人登記事務の管轄に対応して、法務局ごとに会社等の本店所在地等を基準として管轄を設けることが合理的であること、 ② 公証人は、定款認証に当たり、定款全体の適法性、有効性を、会社等の実態や地域の特性等を踏まえつつ法的観点から実質的に審査・判断する必要があり、定款内容の確認・補正のため発起人等との間で打合せも必要になるなど、会社等の設立される地域に密着した公証人が定款を審査する必要があること(これに対し、公正証書の作成は、嘱託人の属人的な意思決定により嘱託されるもので、定款認証の場合のような地域性や登記事務の管轄を考慮する必要はない。)、 ③ 公証人は、定款認証後も、会社関係者等の請求により、公証役場で保存する定款原本の閲覧等の事務を取り扱うため、会社等の本店所在地等に距離的に近い場所で執務する公証人が定款の認証及び保管事務を行うことが相当であること、 ④ 仮に、全国いずれの公証人であっても定款認証することを可能とすると、特定の公証人に一時的に事務が集中する可能性があり、事務の偏在により定款認証事務に遅延が生ずる可能性があること 等を理由とするものであり、現行制度には十分な合理性があり、維持する必要性が極めて高いものです。
103	法務	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。	日本損害保険協会	法務省	株式会社の代表者の住所は、会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第14号に基づき登記され、その登記された事項は、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項に基づき、登記事項証明書に記載されます。	検討	会社の登記における代表者の住所の取扱については、個人のプライバシーの保護、裁判を受ける権利との関係、取引の円滑に対する配慮などの様々な観点から、実務上の対応に係る問題も勘案しつつ、適切な方策について引き続き慎重に検討を進めることといたします。
104	法務	サービスが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	サービスが取扱い可能である「特定金銭債権」の範囲拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。 【要望理由】 現状のままでは、サービスを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。本要望が実現することにより、銀行債権をサービスへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービス業界双方の活性化に繋がる。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	検討	手形買戻請求権を特定金銭債権に含める旨のサービス法一部改正法案(議員立法)が第116回国会に提出され、継続審議とされていたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となったことから、先の法案が提出された経緯を踏まえ、各種手数料債権等の取扱いを含めた今後の対応について、関係機関等と調整を行って参りたいと考えています。
105	法務	ファクタリング業務に係る規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)第2条に定める「特定金銭債権」(15号のファクタリング債権関係等)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	検討	保証ファクタリング業務の保証履行債権を特定金銭債権に含める旨のサービス法一部改正法案(議員立法)が第166回国会に提出され、継続審議とされていたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となったことから、先の法案が提出された経緯を踏まえ、今後の対応について、関係機関等と調整を行って参りたいと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
106	法務	債権回収会社の社名表記規制の緩和	一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社は、その商号中に、「債権回収」という文字を用いなければならない旨が規定されています。	対応不可	サービスの商号中に債権回収という文字を用いなければならないとするサービス法第13条第1項の趣旨は、弁護士法の特例(同法第1条)として特定金銭債権の管理回収を行うことを認められた許可業者とそうでないものの識別を容易にし、国民が不測の損害を被ることを防止するため、サービス法に基づく債権回収業の許可を受けた者であることを商号上明白にすることにあります。たとえ適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等であっても、この趣旨は妥当することから、債権回収の文字の使用を要しないということについては、極めて慎重な検討が必要です。
107	法務	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度における登記取扱指定法務局の拡充等	動産・債権譲渡登記制度について、東京法務局(中野出張所)以外でも登記の取扱いを可能とする。特に被災地の法務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。また、登記内容に変更や誤りがあった場合、順位(登記設定の日時)を維持したままの変更・更正登記や、登記申請段階で不備の指摘があった場合の即日補正(受け付けられた状態での補正)の手続きを整備する。	全国地方銀行協会	法務省	動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中野区に所在する東京法務局民事行政部動産登録課及び同債権登録課(以下「動産・債権登録課」という。)において事務を取り扱っています。動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付(動産・債権譲渡登記令(平成10年政令第296号)第9条)のほか、オンラインによることが可能です(動産・債権譲渡登記規則(平成10年法務省令第39号)第24条第1項)。なお、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記、更正登記及び登記申請後の補正を認めていません。	検討	動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回線の増強、機器の増設、システムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所にまで窓口を拡大することは困難となっています。なお、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、申請人の利便性を考慮し、登記申請の際に、申請人が登記所窓口に出向くことなく手続を行うことができるよう、送付又はオンラインによる申請も可能としているところです。オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討してまいります。変更登記及び更正登記については、一旦登記により対抗要件が生じた事項について、変更登記又は更正登記を可能とすると、既に生じている対抗要件の先後関係や対抗要件の及ぶ動産又は債権の範囲等に影響を与えることになるため、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記及び更正登記は認められていません。また、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、他の対抗要件制度と競合するものであることから、直ちに登記することを原則としているため、登記申請後の補正については認められていません。しかしながら、現在、法制審議会に民法(債権関係)部会が設置され、民法(債権関係)の改正についての調査審議が重ねられており、債権譲渡の対抗要件制度の見直しの一つとして、登記制度の在り方についても検討課題に挙げられていることから、本要望に係る見直しの要否については、法制審議会民法(債権関係)部会における審議の内容及び費用対効果等を考慮しながら、今後検討することといたします。
108	法務	動産譲渡登記の公示性の強化	「動産譲渡登記」が、「占有改定」に優先するよう、制度を改正されたい。 【提案理由】担保権設定時に占有改定による譲渡担保権の有無を完全に確認することは困難であることから、動産譲渡登記の優先が認められれば、動産担保融資の利用促進が図られると考える。	第二地方銀行協会	法務省	動産譲渡登記のされた譲渡が、先行してされた占有改定を原因とする担保目的の譲渡に優先することとはされていません。	対応不可	動産譲渡登記への優先効の付与は、動産譲渡登記制度の立案段階においても最大の論点として精力的に検討されましたが、対抗要件相互間の優先決定基準を錯綜させる、制度の濫用が頻発しかねないなどの問題点があることから、導入は相当でないと考えたところです。
109	法務	行政書士法人の設立要件緩和	【具体的内容】行政書士1名以上で行政書士法人が設立できるように要件を緩和するとともに、行政書士法人設立時の定款につき公証人の認証手続きを不要とすること。 【提案理由】行政書士法人は、会社法の「合名会社」を模している。合名会社は、社員1名以上で設立が可能であり、設立時の定款につき公証人の認証手続きも不要である。なお、弁護士法人は社員1人の法人が認められている。また、行政書士は業として株式会社、持分会社、その他の法人の定款作成(代理)に携わっており、定款作成に精通していることから公証人の認証手続きは不要である。	個人	総務省	行政書士法人を設立するためには、行政書士が二人以上で定款を定める必要があります。(行政書士法第13条の8第1項)また、定款については、公証人の認証が必要です。(同条第2項)	対応不可	行政書士法人の目的は、行政書士が共同して利用者に良質で多様なサービスを提供することです。そのためには二人以上の行政書士により法人を設立する必要がありますと考えます。また、定款に社員として記載された者が確かに行政書士であることなどを第三者に確認させることが必要であることから、公証人の認証を要することとされています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
110	法務	公有地の拡大の推進に関する法律の届出義務の見直し	<p>【具体的内容】 公有地の拡大の推進に関する法律の下で、一定規模以上の土地を有償譲渡する場合の都道府県知事または市長への届出義務を見直し、地方公共団体等の取得が想定しにくい地域は届出不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 公有地の拡大の推進に関する法律では、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的として、都市計画区域内(一部例外あり)の一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合に、その土地の所在及び面積、譲渡予定価格、譲り渡そうとする相手方その他の事項を都道府県知事(その土地が町村の区域内に存在する場合)や市長に届け出させることにより、公共施設等の整備のためにその土地の取得を必要とする地方公共団体等に、民間の取引に先立ち、土地の買取協議の機会を与えている。届出の対象となる土地は、都市計画施設等の区域で200㎡以上、都市計画施設等の区域以外の市街化区域で5,000㎡以上、上記以外の都市計画区域で10,000㎡以上となっている。</p> <p>ただし、都市計画法上の工業専用区域のように使用用途が限定されている区域などの中には、地方公共団体等が民間の取引と同等程度以上の条件で積極的に買取を希望することが考えにくい地域があり、そのような場合にも届出をして買取希望の地方公共団体等がない旨の通知を待つのは不経済である。事前に国や地方公共団体等が届出義務の適用除外地域を設定するなど届出不要とすれば、その地域についてはより簡素な手続で円滑・迅速な土地取引が可能となる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省	都市計画区域内等の土地で、一定規模以上の土地を有償譲渡しようとする場合(交換も含む)は、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額等を都道府県知事(当該土地が市の区域内に所在する場合にあっては市長)に届け出なければなりません。	対応不可	公有地の拡大の推進に関する法律は、民間の取引に先立ち、地方公共団体等に土地の買い取り協議の機会を与えることにより公有地の計画的な確保を図るため、一定規模以上の土地を有償譲渡しようとする場合に都道府県知事等への届出を義務づけているものです。以上の趣旨から、本要望に記載があるように都市計画法及び建築基準法により用途制限が行われている地域であっても、道路等の公共施設の計画的な整備が必要な場合も想定されるため、一定の地域を区切って届出不要とする対応は困難です。
111	雇用・労働	1年単位の変形労働時間制にかかる天災時のカレンダーの変更	<p>【具体的内容】 台風や大雪等の天災が発生した場合、得意先の稼働状況や従業員の安全確保等に鑑みて、急遽、稼働を停止することがある。</p> <p>1年単位の変形労働時間制を導入している場合について、このような天災を事由とする場合に限り、変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として代替日未決定の労働日の振替を認めることとすべきである。</p> <p>【提案理由】 1年単位の変形労働時間制では、労働時間の特定後は、労働日の変更は一定条件の下で認められているが、労働日の振替は代替の出勤日が決まっていない状況では認められていない。</p> <p>しかし、天災による稼働停止は事業主が責を負うべきものではなく、不可避なものであり、上記のように緊急的な対応を認めることとすべきである。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業負担を軽減する配慮がなされるべきであり、柔軟性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	1年単位の変形労働時間制の導入に当たって、対象期間中の労働日と各労働日の所定労働時間を労使協定により定める際に、対象期間を1ヶ月以上の期間ごとに区分した上で、最初の区分期間の労働日と各労働日を定めるとともに、残りの区分期間については各期間の総労働日数と総所定労働時間数を定める方法が認められています(法第32条の4第1項第4号)。	対応不可	労働時間に関しては、労働者の健康や生活時間の確保を図る必要があり、要件緩和は困難です。使用者に一方的な振替権限を与える形での要件緩和は、対象期間中の業務の繁閑に計画的に対応するための制度である変形労働時間制の趣旨に反することとなることから、現行の制度運用の変更には慎重な対応が必要であると考えます。なお、労働時間法制については、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に議論することを想定しています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
112	雇用・労働	休憩時間の一斉付与の規制の廃止	<p>【具体的内容】 休憩時間の一斉付与の規制を撤廃し、休憩時間を、業務実態や労働者の働き方に合わせて付与できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 休憩時間については、平成10年の法改正により適用除外許可が廃止され、労使協定の締結により適用除外が認められるようになった。しかし、事業場ごとに一斉に休憩を付与することが原則となっている。 過去においては、労働集約型産業が中心であり、休憩を一斉に付与することに意義があったと考えられるが、労働者の働き方やライフスタイルが多様化していると共に、情報通信技術の進化により、時間や場所にかかわらず働くこと(在宅勤務等)が可能となってきている。 労務管理の個別化が進展し、かつ、自律的に働くことを希望する労働者が増える中、一律的な休憩の付与は労働者の自律的な労働時間の配分に制約を課すことからその意義を失っている。特に、在宅勤務を含めた多様な働き方の増加を踏まえれば、休憩の一斉付与の義務を撤廃すべきと考える。 一斉付与の義務撤廃は、今後の労働力人口の減少を見据え、業務の効率化や多様な働き方を可能とする基盤整備につながり、日本における各企業の生産性向上、競争力強化につながるものと考えられる。 法制上、労働者の保護とともに企業の競争力を高める配慮がなされるべきであり、企業の実態に合わない制度では競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。 よって、上記について労働政策審議会において検討し、措置すべきである。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	一斉休憩規定は、休憩の実をあげるため、休憩時間は事業場単位で一斉に与えなければならないとされています。ただし、以下の場合、当規定の適用が除外されることとなっています。 ①公衆を直接相手とする業態である運輸交通業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業及び官公署の事業 ②①以外の業態で、「一斉に休憩を与えない労働者の範囲」、「当該労働者に対する休憩の与え方」を定めた労使協定を締結した場合	現行制度下で対応可能	労使協定の締結による適用除外が認められており、かつ、当該協定に係る行政官庁への届出義務もないことから、事業場の実情を踏まえた規制の適用除外は現行でも既に可能となっています。
113	雇用・労働	専属産業医が、他の事業場の非専属産業医を兼務する場合の要件緩和	<p>【具体的内容】 専属産業医が、他の事業場で非専属産業医を兼務する場合の地理的要件を、事業場のある労働基準監督署の同一の管轄内までに緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 従業員1,000人以下の事業場(業務に応じ500人以下)では、専属の産業医を1名以上選任する必要がある(3,000人以上の事業場では2名以上)。また、50人以上の事業場では、嘱託産業医(非専属)を選任する必要がある。 構内下請事業場等においては、労働様態の類似性等を勘案し、元請事業場の指導援助の下に、①地理的關係が密接、②労働衛生管理が相互に密接に関連、③労働様態が類似、④対象労働者総数が3,000人以下、等の要件を満たしている場合、元請事業場等の専属産業医が、非専属の産業医を兼務することが認められている。なお、①については、明確な規定はなく、都度、厚生労働省の判断が異なるのが現状である。 社内の別事業場や子会社・下請けにおける専属産業医の兼務に関しては、産業医が過去の経緯等を熟知しており、産業保健活動を効率的・効果的に行えるメリットもあるため、地理的要件の範囲を同一労働基準監督署の管轄内までとさせていただきたい。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	労働安全衛生法では、その適切な運用のため、一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体である事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制を整備することを義務付けています。 産業医については、事業場における労働者の健康管理等を的確に行うため、常時50人以上の労働者を使用する事業場では産業医(非専属で可)を選任すること、このうち常時1000人以上の労働者(有害業務に従事する500人以上の労働者)を使用する事業場では、その事業場に専属の産業医(常時3000人を超えて労働者を使用する事業場では2人以上)を選任することを事業者が義務付け、医学に関する専門的知識に基づき、労働者の健康管理等の産業保健活動の中心的な役割を担わせることとしています。 ただし、産業医の選任は、事業場ごとに事業者に対して義務付けられるものですが、特に、構内下請事業場等においては、労働様態の類似性等を勘案すると、元請事業場の指導援助の下に産業保健活動を行うことが効率的又は効果的な場合もあることから、元請事業場等とその下請事業場等(専属産業医の選任を要する事業場を除く。)とが、地理的關係が密接であること、労働衛生に関する協議組織が設置されている等労働衛生管理が相互に密接に関連して行われていること、労働の様態が類似していること等、一体として産業保健活動を行うことが効率的である場合には、元請事業場等の専属産業医がその職務の遂行に支障を生じない範囲内において、当該下請事業場等の産業医を兼ねても差し支えないこととしています。	検討	御要望を踏まえ、全国における専属産業医の兼任の状況について調査等により実態を把握しその結果に基づき検討を行い、平成25年中に事業場間の地理的な関係が密接であることの判断基準を明確化します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
114	雇用・労働	労働安全衛生法88条1項の計画の届出の見直し	<p>【具体的内容】 労働安全衛生法88条1項の「計画の届出」にあたり、一定条件の設置工事はその対象外とするか、もしくは計画を電子化した上で事後報告とすべきである。</p> <p>【提案理由】 労働安全衛生法88条1項は、製造業の一部、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業に属する事業場で、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上のものにつき、当該事業場に係る「実質全ての」建築物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の30日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならないとしている。同2項は、第1項の対象となる業種・規模以外の事業者で「危険な」機械等の設置等について、30日前までの届出を求めている。</p> <p>昨今の事業場の状況を見ると、同法・施行令が制定された昭和47年当時の情勢とは異なり、機械設備の入れ替えやレイアウト変更など、ビジネスの状況に応じて、非常に頻りに設置等工事が行われ、特にプロダクツのライフサイクルの短縮から、その頻度はますます増えている。そのような状況下で実質全ての工事について届出を求めることは、事業者にとって過度な負担を課し、また、行政の書類事務を煩雑化させる。したがって、ある程度の危険を伴う工事に絞り、確実に監督を行うことが肝要である。上記88条第2項に記載されているような一定の危険を伴う工事について、行政の監視機能を適切に働かせることこそが、労働災害の防止につながるのと趣旨に基づくものと考えられる。</p> <p>事業者の負担を軽減し、行政をペーパーワークから解放することで、労働災害の防止に向けた双方の努力を一層促すことができる。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第1項では、製造業の一部、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業に属する事業場で、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の建築物、機械等(一部の仮設のものを除く。)を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の30日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならないこととされています。	検討	御要望を踏まえ、労働安全衛生法第88条第1項の届出が必要な範囲等について、6月以降労働政策審議会で検討することとします。
115	雇用・労働	職長教育の教育内容およびその時間指定の緩和	<p>【具体的理由】 労働安全衛生法の職長教育は、その内容に応じて必要とされる時間が決められており、全体で2日間となっている。労働安全衛生管理システム(OSHMS)を導入している事業場では、複数の教育内容が重複した状態となっている。その重複している部分を割愛できるように、具体的な条件を定めるべきである。</p> <p>【提案理由】 労働安全衛生規則第40条(職長等の教育)は、以下のように定められている。 ①労働安全衛生法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 1.法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 2.異常時等における措置に関すること。 3.その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。 ②労働安全衛生法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。 上記の②のように、教育内容およびそれに要する時間は明確に定められている。また、一方、労働安全衛生管理システムの導入にあたっては、「危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること」など、職長等の教育と重複する部分が多数あるため、無駄が生じている。</p> <p>「2010年度経団連規制改革要望」に対する回答では、「自社の安全衛生活動の中で、該当する労働者に対し、職長になるまでに既に労働安全衛生規則第40条に定める十分な知識及び技能を付与している事項があれば、当該事項については教育を省略することができます」とされているが、具体的な条件が不明確であるため、重複している内容の削減を進めることができない状況にある。</p> <p>教育方法の多様化に合わせて職長教育の重複を排除できるよう、割愛できる条件を、具体的に示していただきたい。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	労働安全衛生法第60条に基づき、事業者は、新たに職務につくこととなった職長等に対し、次の教育を行わなければならないこととされています。 ①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。2時間以上 ②労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。2.5時間以上 ③法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。4時間以上 ④異常時等における措置に関すること。1.5時間以上 ⑤その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。2時間以上	対応	労働安全衛生法第60条に基づき職長等に対して教育を行わなければならない事項については、事業者において、事業者が把握している当該労働者に対して行われた教育事項及びその時間と、労働安全衛生規則第40条第2項に定める教育事項及びその時間とを比較し、当該労働者が十分な知識及び技能を有していると認められた事項に関する教育を省略することができるものです。御要望を踏まえ、修了することにより職長教育の一部省略が可能となる研修及び省略可能となる教育内容の範囲について、速やかに示すこととします。
116	雇用・労働	36協定の特別条項に関する基準の柔軟な運用	<p>【具体的内容及び提案理由】 近年、企業が世界的規模でサプライチェーンの構築を進めるなか、他国の政治社会情勢や自然災害等により、日本国内の事業場における生産を大幅に調整しなければならない実態が頻発している。このような場合、状況によっては労働時間を一定期間継続的に延長しなければならないこととなるが、基準により適切な生産活動を行うことが困難となる状況が発生している。そこで、労働基準監督署において、所管地域の事業場や関連する海外の事業場の状況等を総合的に勘案し、特段の事情があると認定した場合に、「一時的または突発的」あるいは「全体として1年の半分以上を超えない」という要件について、柔軟な解釈がなされるべき。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	特別条項付の時間外労働・休日労働協定を締結・届出をすることで、時間外労働の限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別な事情(臨時的なものに限る。)が生じた場合に限り、限度時間を超えて労働させることができます。	対応不可	時間外労働は、通常の場合であっても、本来、最小限にとどめられるべきものですが、弾力的措置として、一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があり、全体として一年の半分以上を超えないことが見込まれるものである場合に限り、限度時間を超えた時間外労働を認めているところです。現在の解釈を、規制を緩める方向で変更することは、過重労働を助長する方向に働く恐れもあり、労働者保護の観点から、困難であると考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
117	雇用・労働	労使自治を重視した労働条件の変更ルールの透明化	<p>【具体的内容及び提案理由】</p> <p>多様な労働者間の処遇の公正さを確保するため、企業が人事・賃金制度の見直しを行う際、問題となるのは、就業規則の変更ルールである。労働契約法第10条は、就業規則の変更により労働条件を変更する場合、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の不利益の程度、変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の実情に照らして合理的なものであるときは、変更後の就業規則の定めるところによるものと規定している。しかし、就業規則の変更の合理性があるか否かについて、裁判所の判断を予測することは極めて困難である。もとより、何が合理的であるかは、労働者の感じ方によって変わらうところであり、企業労使が話し合いながら、多様な労働者の利害調整を進め、理解を得て合意することが重要である。したがって、就業規則による労働条件の変更ルールの透明化を図るには、過半数労働組合との合意または過半数労働組合がない場合には労使委員会の労使決議(労働側委員の過半数の同意を得たもの)等を条件に、変更後の就業規則の合理性を推測することを労働契約法に明文化するべき。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>・労働条件の変更をめぐる問題も含めて、近年の就業構造の多様化を背景にした個別労働関係紛争の増加を踏まえ、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的として、労働契約に関する民事的ルールを定めた労働契約法が制定されています(平成19年)。</p> <p>・労働契約法には、労働条件の変更に関するルールについても規定されていますが、これは、長年の裁判例の積み重ねによって形成された判例法理を明文化したものであり、具体的には、以下のように定められています。</p> <p>①労働契約は、労使の合意によって成立(労働契約法第6条)</p> <p>②使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、就業規則で定める労働条件となりますが、労使が就業規則と異なる労働条件で合意した部分については、その労働条件が就業規則で定める基準に達しない場合を除き、合意していた労働条件が適用(労働契約法第7条、第12条)</p> <p>③労働契約の内容である労働条件を変更するには、原則として労使双方の合意が必要(労働契約法第8条)</p> <p>④例外として、(1)変更後の就業規則を周知させ、(2)変更内容の労働条件が合理的であった場合には、労働者の合意なしで、就業規則の変更により労働者の不利益に労働条件を変更することが可能。ただし、労使双方で就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、その労働条件が就業規則で定める基準に達しない場合を除き、合意していた労働条件が適用(労働契約法第9条、第10条、第12条)</p>	対応不可	就業規則による一方的な労働条件の変更については、それに合意しない労働者をも拘束することから、労働契約法第10条において変更の合理性に関する判断要素(労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情)が示され、それらの総合的考慮によって司法判断されるものです。こうした判断枠組みについて労使代表の合意のみを唯一の歯止めとするのは、労働条件の不利益変更が使用者が自由に行うといったような、制度の濫用を招く可能性があり、労働者に重大な影響をもたらす懸念があるため、対応は困難です。
118	雇用・労働	労働者派遣法における「マージン率の開示義務」の撤廃について	昨年改正された労働者派遣法の「マージン率の開示義務」を撤廃し、本来の目的を達成するために「派遣料金内訳の説明義務」を提案します。	民間企業	厚生労働省	派遣元事業主は派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(いわゆる「マージン率」)や教育訓練に関する事項等を公開しなければならぬこととされています。	対応不可	本規定は、派遣元事業主が不当に多い割合を控除しているとの指摘があったこと等から、派遣元事業主のマージン率や教育訓練に関する事項等を公開することとしているものです。情報公開をもって、派遣労働者や派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるようにすることがこの制度の趣旨となります。仮に「派遣料金内訳の説明義務」を課したとしても、詳細な説明を求めることは、派遣元事業主の事務負担の急激な増加や事業主間の説明内容の統一という観点から現実的でないと考えられます。一方、詳細でない説明を求めてもこの制度の趣旨は達成されません。したがってマージン率や教育訓練に関する事項等の公開を行うことが適当です。
119	雇用・労働	「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働」の許可基準	<p>東日本大震災のような、未曾有の災害発生時の損害保険業における損害調査業務については、「単なる業務上の繁忙その他これに準ずる経営上の必要(解釈例規)」として整理せず、許可の対象としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>地震保険等において適正な保険金を支払うためには、迅速に付保物件の損害状況を調査する必要がある。未曾有の災害の発生時には、保険会社には迅速かつ適正な保険金支払いが社会的にも求められ、保険金の支払が通常の労働時間の運用により遅延し又は直ちに着手できないとすれば、損害保険の公益的機能の面から支障が生じる。このため、交通機関の寸断等により他事業所からの人員の差し繰りが困難である期間については、「災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることができない場合(解釈例規)」に該当しており、これを許可の対象に加えていただきたい。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、監督署長の許可を受けて、時間外・休日労働を行わせることができます。	対応不可	御要望の業務について、一律に許可の対象から除外されているわけではありませんが、労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることの出来ない場合の規定であり、厳格に運用すべきものであると考えます。
120	雇用・労働	(みなし労働時間が法定労働時間を超える場合の)労使協定届出の本社一括届出/報告	(みなし労働時間が法定労働時間を超える場合の)労使協定届出について、就業規則・36協定同様に、本社一括届出/報告を認めていただきたい。	日本損害保険協会	厚生労働省	事業場外労働のみなし労働時間制に関する労使協定は、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。	対応不可	事業場外労働の労使協定は、事業場外で従事する業務の実態に即して労働時間の算定が行われるようにするため、その実態がよくわかっている労使間で協議して「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」を定めることとしたものです。労使協定届出時に協定内容について、当該個別事業場の実態に沿ったものとなっているかどうか質問させていただくこともことから、本社一括届出を認めることは困難であると考えます。また、効率の観点からは電子申請の利用も可能ですので御検討をお願いいたします。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
121	情報通信	金融機関から自治体への支払調書のオンライン化	自治体と金融機関の間でやりとりされる「総合振込」や「口座振替」のデータ授受は、現状FD、MT、MO、CMTなどにより行われている。事務の効率化、コスト削減、紛失リスク低減のため、オンライン化を推進すべきである。	日本経済団体連合会	総務省	口座振替の具体的な事務処理については、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じ適宜定めているものです。	現行制度下で対応可能	法令による規制はありません。 なお、オンライン化を図るためにはシステム改修等の対応が必要であり、地方公共団体と指定金融機関の間で個別具体的に検討する必要があると考えています。
122	情報通信	「衛星放送分野のマルチメディア集中排除原則」に関する「支配の基準」の基準要件の見直し	<p>【具体的内容】 実質的に支配関係が無いにも拘わらず、形式的な判断から基幹放送業務を行うことを認められず放送をする機会を得ることが出来ない状態が発生している。 については、「支配の基準」についての見直しを提案する。</p> <p>【提案理由】 放送法第93条2項「支配の基準」の3号において、次の通り定義されている： ・1/5以上の役員数(監査役を除く)を兼務することについては、その他の号の基準の内容が明確であるのに対して、定義が不明確なものとなっている。特に支配関係を生じさせる「役員の兼務」については、「業務を執行する役員」と規定しながら、会社法2条15号に定める「社外取締役」についても業務を執行する役員との解釈を行い、兼務役員に含めている。 その結果、実態としては日常の業務執行に携わっていないにも拘わらず、社外役員の兼務が1/5以上の役員の兼務にあたり、衛星基幹放送の業務を行う機会を与えられない事態が発生している。 または、役員支配の基準をクリアすることだけを目的とした、名目上の役員を就任させるなど、会社のガバナンスを考える観点からは本末転倒な状況となっている。 このような状況を改善し、ひいては、視聴者の趣向が多様化する現代のニーズに十分対応した放送を実現するためには、放送の主体よりも内容を重視して審査を行うべきであり、「役員支配の基準」を以下の通りとすることを提案する： 支配関係を生じさせる役員兼務のについて次の通り定義する。 「業務を執行する役員」の兼務のみを対象とする。 「業務を執行する役員」は、以下の通りとする。(会社法の定義によることを明確にする)： ・代表取締役(会社法363条1号) ・業務執行取締役(同2号) ・上記以外で会社の業務を執行した取締役(会社法2条15号括弧書) ・社外取締役は含まないことを明確にすること</p>	日本経済団体連合会	総務省	<p>マルチメディア集中排除原則は、基幹放送(地上放送、BS放送及び東経110度CS放送等)が、限られた資源である電波を使用する、社会的影響力の大きなメディアであることを踏まえ、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにすることを目的として、放送法第93条第1項第4号に定められている規定です。 具体的には、一の者及びこれと「支配関係」を有する者が保有することができる放送局や周波数の数を制限することにより、基幹放送の多元性、多様性等を確保しています。 上記「支配関係」の定義は放送法第93条第2項に定められており、同項第3号においては、他の法人又は団体の「業務を執行する役員」の5分の1超を兼任することを、「支配関係」に該当するものとしています。</p>	検討	総務省においては、平成24年11月より、学識経験者のみによって構成される「放送政策に関する調査研究会」を開催しており、当該研究会の場において、マルチメディア集中排除原則の在り方についても検討が進められているところである。 当該研究会の第7回会合(平成25年4月17日)においてまとめられた「これまでの議論の整理」において、「我が国の株式会社の取締役会の役割、機能、態様の多様化等を踏まえ、放送法上の役員兼任規制の定義についても、一層の明確化及び柔軟化を図ることが適当ではないか。」と問題提起されているところであり、ご指摘の社外取締役の問題を含め、役員の定義の一層の明確化等を検討していくこととなると想定しています。 本件論点に係る研究会としての最終的な結論を得る時期は必ずしも明確ではありませんが、平成25年内には一定の結論が得られるものと想定しています。
123	情報通信	高周波利用設備許可申請書類の簡略化	1回目の設置申請後、増設・廃止を届け出る場合にも変更許可申請書(代表社印)1部、「高周波利用設備申請書の添付書類」2部、「装置の概観を示す図または写真」2部、「周辺地図」2部を求められているが、書類手続きの簡素化の点から同じ場所での増設・廃止の場合の書類の削減を検討すべきである。	日本経済団体連合会	総務省	高周波利用設備の増設に際し、工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をする場合は、その旨を記載することで、同一の部分の添付書類等を省略することができます。また、廃止の場合は添付書類等の提出は求めていません。したがって、要望については現行規定でも措置されています。	現行制度下で対応可能	無線局免許手続規則第26条第3項に、「既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。」とあり、この規定は、同規則第29条により、変更の申請においても準用されています。また、廃止の場合は同規則第30条により添付書類等の提出は求めていません。
124	情報通信	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減(規制緩和措置)	<p>【具体的内容】 ①新規契約締結時の事前承認の廃止 ②以下の場合の認可手続きの廃止 (1)既に協定等を締結している外国事業者と精算料金変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対地内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が高くないことが明らかとなるとき (2)既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合の当該協定等の変更 ③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化</p>	日本経済団体連合会	総務省	電気通信事業者が、外国法人等と国際ローミングに係る協定等を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないとするものです。	その他	当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たってのベースとなる契約であり、外国法人等が我が国電気通信事業者を不当に差別的に取り扱うなどの場合には、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。また、対象となる協定等は我が国の主権が及ばない外国法人等と締結するものであり、締結後に実効ある改善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に協定等の内容を確認することが必要です。 また、協定の締結状況及び内容を正確に把握するため、年度報告が必要で す。 なお、総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営に資することは重要であると考えており、事前規制を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、利用者利便と事業者負担を考慮し電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
125	情報通信	電動車で非接触充電の関連法規の整備(国際規格との整合)	<p><要望>国際規格・国際標準と協調した、電動車用非接触充電システムにふさわしい、規制値を設定する。(人体防護(近接磁界)観点、電波障害(遠方電磁界)観点等)。また、非接触充電の設置許可については、型式認証とする。</p> <p><理由>現在、電動車用非接触充電システムの法規制は未整備である。但し、関連すると思われる、電波法の基準は欧米と比較すると、日本の基準が最も厳しい(@基本波(80~90kHz)帯)。このままの基準が適用されると、国際規格と国内規格が異なり、二重開発を行う必要があり、コスト・工数共に負担大。更に、日本だけに適用される厳しい基準が存在する中では、競争力低下の懸念あり。また、現行法下で非接触充電設備を設置する場合、機体毎に各地域の総合通信局に対して、個別の設置申請が必要となることが想定されるため、普及時における大きなハードルとなることが懸念される。</p>	民間企業	総務省	<p>現行の電波法(電波法施行規則第45条等)において、電気自動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムのうち、出力が50Wを超えるものの設置については、漏えい電波による他の無線機器との混信を避ける理由等から、現行の技術基準を用いた個別許可となっています。(なお、「電波法の基準は欧米と比較すると、日本の基準が最も厳しい」とありますが、現在のところ、欧米においても基準は明示されておらず、国際標準も検討が開始された段階です。)</p>	検討	<p>電気自動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの実用化に向けて、本年5月から情報通信審議会にて技術的条件に関する検討を開始したところ。平成27年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等に関して検討していく予定です。</p>
126	情報通信	戸籍システムの庁外設置	<p>【具体的内容】 東日本大震災では、戸籍データが消失したり、戸籍取得不能なため被災者への保険金給付が遅れることがあった。自治体毎の戸籍システムの庁外設置を認めることを周知するとともに、大災害時などの非常時に住民が戸籍データを取得しやすくするよう環境整備すべきである。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> ・戸籍法第8条第2項で、戸籍の正本の庁内保管が義務付けられている。 ・震災で自治体が保管する戸籍のデータが失われた例があることから、政府ではLGWAN経由で法務局内に戸籍の副本を置くことを検討している。 ・「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日~10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」等において、法務省は、戸籍情報のバックアップデータの遠隔地保存が先例で認められていることや、データセンターにおける正本を含む戸籍簿の管理は、一定の要件の下で認容されるとの見解を示しているが、この解釈は自治体に浸透していない。当該議論で、戸籍データが紙媒体であるのか電子媒体であるのか不明瞭。 ・バックアップでの戸籍データの取得は、各自治体により対応が統一されていない。 <要望理由> ・電子情報処理組織により戸籍を調整する場合、当該データあるいはその副本の外部保存を認めることを自治体に周知し、自治体庁舎の被災時の住民への影響を最小限にするための対策を促すべき。 ・庁舎被災時においても迅速に戸籍データを取得できるように、取得方法や公開方法について標準化を行い、バックアップ連携の環境を整備すべき。 ・バックアップへのアクセス手段がLGWAN経由のみでは被災時にアクセスできない恐れがあるので、LGWAN以外でのアクセス手段も設けるべき。 <要望が実現した場合の効果> ・緊急時において迅速な戸籍データの取得を可能とする、安全・確実な行政サービスの提供 ・保険処理等の迅速化</p>	日本経済団体連合会	法務省	<p>戸籍法第8条では、戸籍は、正本と副本を設けることとされ、正本は市役所又は町村役場(以下、「市役所等」という。)に備えることとされています。また、戸籍法施行規則第7条第1項では、戸籍簿等については、事象を避けるためでなければ、市町村役場の外に持ち出すことはできません。この規定は、戸籍がコンピュータ化されている場合にも適用されます(戸籍法第119条第2項参照)。</p> <p>この規定の趣旨は、第一に、戸籍簿等が国民の親族的身分関係を登録・公証するという極めて重要なものであることから、その管理・保管を厳重にすることであり、第二に、市町村の戸籍事務を行うに当たって戸籍簿は不可欠であり、これを庁舎外に持ち出すと戸籍事務を行うことができなくなるので、この弊害を避けるためとされています。</p> <p>そこで、先例では、コンピュータ化された戸籍簿等について、一定の条件を満たせば、サーバ自体を庁舎外に設置して差し支えないとしています。その条件としては、第一の趣旨から、戸籍簿等に対して市区町村長の管理が実質的に及んでいると認められ、市役所等の庁舎内で管理・保管するのと同等かそれ以上に厳重に管理・保管することができることに加え、第二の趣旨から、サーバが市役所等の外にあったとしても、戸籍事務処理に支障を生じることのないように、通信回線で接続された端末が市役所等の庁舎内にあることを求めています。</p>	現行制度下で対応可能	<p>平成24年7月に民間データセンターに戸籍メインサーバを移設すること及び戸籍バックアップサーバを増設することについて、差し支えないとされた事例の回答を發出しており、公刊物でも周知が図られています。</p> <p>また、東日本大震災によって戸籍正本が滅失し、副本も滅失の危険性があつたことを受け、戸籍の正本と副本との同時滅失を防止するため、副本を遠隔地で保管、管理することを目的とした「戸籍副本データ管理システム」の構築を当省では行っています。</p> <p>上記システムの構築によって、大災害時などの非常時に住民の方が戸籍データを取得しやすくするよう環境整備にも資するものと考えています。</p> <p>なお、バックアップへのアクセス方法等に関する提案については、戸籍簿等は、国民の親族的身分関係を登録公証する唯一の公簿であることから、その管理に当たっては、安全・確実な方法で行う必要があることから、そうした点にも配慮し慎重にシステムの構築及び運用に当たる必要があるものと考えています。</p>
127	警察	インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止	<p>【具体的内容】 インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通を阻止するため、相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の規定を設けるべきである。</p> <p>【提案理由】 インターネットオークションを通じて盗品カーナビの流通を阻止するための規制、自主規制が存在していない。 平成21年度に総合セキュリティ対策会議がまとめた報告書において、「インターネットオークション事業者に対し「出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化」、「製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨」、「盗品と疑わしきカーナビの製造番号の検索可能化」などを行うことが望ましい旨記述され、一部のインターネット・オークション事業者においてはこれらの対策が実施されている。しかし、部品を目的とした盗難の2割以上がカーナビ被害であり(2011年警察庁統計データ)、被害件数は依然として多い状況にある。そのため、盗品カーナビの流通阻止を目的にインターネット事業者における出品者確認の強化および申告義務違反に対する出品者の行政処分・罰則の規定を設けるべきである。</p>	日本経済団体連合会	警察庁	<p>古物営業法第21条の2等においては、古物競りあつせん業者が古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込を受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置を執るよう努める義務があること等を規定しております。</p> <p>出品者の確認については、インターネットオークションでは、盗品等ではない物品も膨大な量が取引されており、事業者自身が売買の当事者や目的物を直接見聞することなくあつせんを行っていることを踏まえ、努力義務としています。</p> <p>また、申告義務については、申告は主観的に疑いを認めた場合に行うべきものであるから、実際に申告が行われるかどうかは事業者が出品を自主的にどれほどチェックするかによるところが大きいことなどを踏まえ、行政処分や罰則で担保しないこととしております。</p>	現行制度下で対応可能	<p>平成21年度総合セキュリティ対策会議における提案を受け、主要なインターネットオークション事業者においては、現在、自主的取組によって規約における出品時のカーナビの製造番号(シリアル番号)の記載を義務化するなど、盗難カーナビの流通防止が図られています。</p> <p>更に、警察においては、関係省庁及び民間団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において示されたセキュリティコード機能等を有する盗難防止性能の高いカーナビの普及促進のため、自動車メーカーに対する働き掛けを実施するなどしております。</p> <p>これらの取組と取締りの強化により、部品ねらいの認知件数は、平成21年以降減少し続けています。</p> <p>引き続き、取締りに加えて事業者に対する働き掛けを継続し、盗難カーナビの流通防止に努めてまいります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
128	警察	警備法上の申請・届出等の手続きの電子化	<p>【具体的内容】 警備法上の申請・届出等の手続きについて、コストベネフィットを検証しつつ、添付書類の削減により、インターネット経由で完結するようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 警備業法においては認定、営業所や機械警備業務の届出、営業所の変更や指導教育責任者の選任替え等の申請・届出を行う場合は、当該都道府県の区間を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める書類を添付したうえで、内閣府令で定める事項を記載した届書を提出しなければならないとされている。現状、届出、控への保管は全て紙ベースで行われており、手続きが煩雑で非効率的である。</p> <p>「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」において、警察庁より、都道府県公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは都道府県公安委員会が定めることとされており、各都道府県において、地域の実情に応じて適切に判断しているものと承知している、との回答があったが、各都道府県によって対応が異なる場合、全国にある支社を管轄する本社での作業がかえって煩雑になる。監督官庁が主導となり、各種手続きについて電子化の必要性の有無を判断いただき、同じ手続であれば全国一律で電子化されるよう検討いただきたい。</p>	日本経済団体連合会	警察庁	警備業法施行規則第1条等においては、各種の申請や届出の手続きについて定めており、提出が求められる添付書類のうち、住民票の写し、市町村の長の証明書(欠格事由に該当していないこと証するもの)等については電磁的記録によって作成されないため、都道府県公安委員会に対して紙媒体で提出することとしています。	対応不可	警備業法は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の適正な実施を図ることを目的としております。すなわち、悪質又は不適正な警備業者及び警備員を排除するとともに、業務の実施に関する義務や制限を設けることにより、依頼者の保護及び国民生活の安全の確保を図るものです。警備業の認定等に当たっては、上記法目的達成のため、住民票や市町村の長の証明書等の添付書類の提出を受け、当該書類に基づき業務実施に係る適格性、欠格事由該当性につき慎重に審査を行う必要があり、要望の添付書類の削減については困難であると考えております。
129	物流	輸入海上コンテナ揚地変更手続きの要件緩和	<p>【具体的内容】 輸入海上コンテナの揚地変更を行う際、税関への積荷目録(輸入マニフェスト)報告期限を「入港する時までに報告」に緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 関税法第15条が改正され、2007年2月1日より一部積地を除き本邦入港24時間前までに、積荷目録(輸入マニフェスト)を所轄税関に事前報告することが義務付けられた。</p> <p>しかし、輸入海上コンテナが積まれた本船が荒天影響などで、本邦寄港地の順序を変更もしくは抜港を決定した場合、荷主はコンテナの揚港を変更し輸入貨物を速やかに引き取りたいというニーズがあるものの、本船の寄港予定情報の手が遅れた場合や、船舶会社との調整に時間を要した場合には、期限までの事前報告ができず揚地変更が不可能となる。</p> <p>輸入貨物が生産用部品の場合には、生産拠点への納期遅延が生産遅延を引き起こし、ひいては完成品の販売機会損失を招くリスクがある。このため、報告期限を「入港する時までに報告」に緩和するべきである。</p> <p>2014年3月に実施が予定されている出港前報告制度により、積荷目録(輸入マニフェスト)の事前報告は海外港での出港24時間前となることも踏まえて、本要望については早急に実現すべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省	外国貿易船が開港に入港しようとするときは、原則、その開港に入港する24時間前までに、入港地税関に対して積荷に関する事項の報告を義務付けています。	現行制度下で対応可能	入港24時間前の事前報告実施後、運送契約が変更されたこと等により揚地変更が行われて積荷の報告が必要となった場合は、入港地税関に対してその旨を連絡していただくことで、柔軟な対応(当該積荷の報告の追加・修正を認める)を実施しております。
130	物流	航空貨物の国際線航空機への直接機移しの承認	<p>【具体的内容】 国内線航空機から国際線航空機への航空貨物の直接機移しを可能とするよう要望する。</p> <p>【提案理由】 国内他空港にて輸出許可を受け、国内線で出発空港まで保税運送される貨物については、出発空港において保税上屋に一旦必ず搬入することが求められている。</p> <p>地方発着需要をはじめとする顧客利便性を向上させ、羽田空港のハブ機能を強化する観点から、国内線航空機から国際線航空機への直接機移しを可能とするよう要望する。</p> <p>成田空港では、国内線航空機で保税運送された輸出貨物について、国際線航空機との接続時間が短い場合に限り、税関に願書を提出し、一定の条件が満たされていることを前提に、保税上屋で行うべき貨物確認を航空機側で実施する運営が行われているが、こうした運営によらず直接機移しが可能となるよう規制を緩和するよう要望する。</p> <p>発着枠の拡大によって今後さらに直接機移しのニーズが高まる羽田空港においては、少なくとも成田空港と同様の取り扱いを実施すべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、税関空港間を外国貨物のまま運送することができます。	事実誤認	本提案は、関税法上で整理すると保税運送における外国貨物の到着の確認を駐機中の航空機の機側で行うことを認めて欲しいということになりますが、このような取扱いは、機側において発着貨物の数量確認等を適切に行う体制が確保されていることが確認できれば、羽田空港においても認められています。なお、本要望は、本年2月に定期航空協会を通じて要望元事業者に対し、上記のとおり、そのような規制はない旨を説明し、既にご理解いただいております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
131	物流	貨物管理責任者の要件見直し	<p>【具体的内容】 関税法基本通達において定めることが規定されている「貨物管理責任者」は、保税地域の被許可者の従業員であることが要件となっているが、保税業務を委託している場合においては、この要件に受託会社の従業員を加えるよう要望する。</p> <p>【提案理由】 関税法基本通達34の2-11(2)において、保税業務を委託する場合の「貨物管理責任者」は保税地域の被許可者の従業員であって、保税業務の受託者が行う保税業務に実質的に関与し責任を全うできる体制にあることと定められている。</p> <p>2006年の労働安全衛生法改正に伴う運営全面委託業務の拡大によって、油槽所は委託事業所が大半になってきていることから、受託会社の従業員も貨物管理責任者の範囲に含めるよう要望する。</p> <p>貨物管理責任者を業務委託先の従業員とした場合でも、オンラインシステム等により、被許可者において入出荷数量の把握・管理が可能となっているため、本業務の遂行には支障がない。また、被許可者が事業所を定期的に監査することで、責任を全うする体制も確保できる。</p>	日本経済団体連合会	財務省	保税地域の被許可者が保税業務を他の者に委託する場合は、当該被許可者の従業員が、貨物管理規定に規定する社内管理体制の総合責任者及び貨物管理責任者等であること等が要件となっています。	現行制度下で対応可能	<p>貨物管理責任者を選任する目的は、保税業務に関する責任体制を明確化し、もって税関手続の適正な履行を確保することにあります。したがって、貨物管理責任者が受託者の保税業務を把握し、必要に応じて指導・監督を行うこと等により、受託者の行う保税業務に実質的に関与し、必要な場合は受託先における業務の改善を求める等、その責任を全うできる体制にあれば、貨物管理責任者が必ずしも現地に常駐している必要はなく、本社組織等における管理体制の中で選任することも可能です。ただし、保税業務の委託先従業員による貨物管理上の不備等が発見された場合に税関による指導又は処分の対象となるのは当該委託先企業ではなく、あくまでも保税蔵置場の被許可者です。仮に委託先企業の従業員を貨物管理責任者に選任した場合は税関が当該委託先企業に直接指導又は処分を行うことはできません。したがって、貨物管理責任者の選任範囲に委託先従業員を含めることについては困難です。</p> <p>なお、昨年11月に石油連盟を通じて要望元事業者に必要な詳細について確認したところ、貨物管理責任者が現地油槽所等に常駐する必要がないのであれば、県外に所在する被許可者の本社組織等における管理体制の中で選任可能として欲しいというものであったことから、上記のとおり、現行で対応可能である旨を説明し、既にご理解いただいております。</p>
132	物流	再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化	<p>【具体的内容】 再輸出免税制度の使用を前提として輸入申告した場合、現在はすべて「区分2(書類審査扱い)」の審査結果を受けている。このため、AEO認定事業者(特例輸入者)に対しては審査の簡素化、もしくは「区分1(簡易審査扱い)」とすべきである。</p> <p>【提案理由】 NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)で輸入申告し、審査結果が「区分2(書類審査扱い)」となった場合、申告税関に通関書類を提出し審査を受ける必要がある。その際、輸入申告許可に時間を要し、速やかな輸入貨物の引き取りが行えない場合がある。輸入貨物が生産用部品の場合、生産拠点への納期遅延が生産遅延を引き起こし、ひいては完成品の販売機会損失を招く可能性が生じる。また「区分2」への通関業者の対応が、委託業務工数の増加を招き、通関代行手数料(輸入諸掛)の増加を引き起こす可能性がある。こうしたリスクを軽減し、AEO認定事業者(特例輸入者)のメリットを増すためにも、再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化を図るべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省	再輸出免税制度は、国内で消費されない輸入貨物等のうち、輸入の許可の日から原則1年以内に再び輸出されるものについて、関税を免除する制度です。貨物を輸入しようとする者は、必要な事項を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととなっております。	その他	<p>本提案は、申告に対して税関が行う審査を簡素化すべきとのものですが、税関は、個々の輸出入申告のリスクに応じて必要な審査・検査を行っており、税関における取締りの実効性を確保するため、その基準等を公表することは、適当でないと考えております。</p>
133	物流	たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃	<p>【具体的内容】 たばこ小売販売業の許可基準における距離基準を撤廃すべきである。</p> <p>【提案理由】 予定営業所(たばこ販売を予定している店)と最寄りのたばこ販売店との距離が、たばこ事業法および同法施行規則で定められた基準距離を満たしていない場合、予定営業所に、たばこ小売販売業の許可はされない。</p> <p>経済的規制の典型である需給調整規制は早急に撤廃すべきであり、むしろ、未成年者喫煙防止取り組みの観点から、対面販売により、販売責任を全うできる店に許可すべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法関係法令に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないが、その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。	対応不可	<p>たばこ事業法における小売販売業の許可にかかる距離基準については、たばこ小売店の乱立を抑制することによって、小売業者の経営の安定を図るとともに、未成年者喫煙防止の社会的要請(※)や不正取引防止の観点(※※)からも重要な役割を果たしていることから、引き続き必要な措置であると考えています。</p> <p>※現在、年間約5,600件(平成23年度実績)の不許可理由のほとんどが「距離不足」であることを考慮すれば、距離基準を廃止した場合には小売業者が激増・乱立し、未成年者によるたばこの購入機会も増加することが予想され、「未成年者喫煙防止の社会的要請」に逆行することにもなりかねないものと考えます。</p> <p>※※ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第15条7においては、「締結国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置(適当な場合には、許可制度を含む。)を採択し及び実施するよう努める。」と規定されており、この点からみても本許可制の根幹をなす距離基準を撤廃することは適当でないものと考えます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
134	物流	たばこ小売販売業の許可手続の迅速化	<p>【具体的内容】 たばこ小売販売業の許可手続を迅速に行うべきである。</p> <p>【提案理由】 たばこ小売販売業の許可申請に際し、予定営業所(たばこ販売を予定している店)と最寄りのたばこ販売店に距離基準を設けているが、「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」では、その特例として、「最寄りの小売販売業者の営業所が休業店(正当な理由なく1ヵ月以上休業している)の場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しない」とされている。しかし、休業店については、財務局から休業店舗所有者に廃業指導が行われ、廃業手続が終了した後には予定営業所への許可が行われるため、通常の許可申請に係る処理期間(※標準処理期間は2ヵ月と定められている)に加えて1~2ヵ月程余計に時間がかかっている。最寄り店が休業店の場合は、直ちに距離基準を満たしていると判断し、審査を行うべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省	<p>製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(以下、「要領」という。)第1章第10に『休業店』とは、小売販売業者が病氣療養中である場合又は営業所を改装中である場合等の正当な理由がなく1月を超えて引き続きその営業を休止している営業所をいう。』と規定し、要領第2章第1(2)②ロ(c)「最寄りの小売販売業者の営業所が休業店である場合」に「予定営業所と当該休業店との距離は測定しない。」という距離基準の特例を規定しています。</p> <p>また、休業店に係る調査の事務手続については、製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程第20条第3項に「事情聴取又は聴聞の結果、当該既設営業所について休業に正当な理由があると認められる場合には、管轄財務局長は、当該既設営業所を休業店としない(以下略)」と規定しています。この事務手続において、小売販売業者が休業理由についての事情聴取に応じない場合等には、許可取り消しのための聴聞手続を行うこともあります。</p> <p>したがって、申請によっては、既設営業所が休業店に該当するか否かを判定する必要があるため、通常の許可申請に係る処理期間(申請を受理した日の属する月の末日から2月)に加えて休業店に係る調査に要する期間を必要とする場合があります。</p> <p>なお、要領第1章第三2に「管轄財務局長は、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内に処分をし、当該申請者に通知するように努める。」と小売販売業の許可申請に係る処理期間(以下、「標準処理期間」という。)を規定していますが、要領第1章第三3に「既設営業所が休業店に該当するか否かの調査に要する期間」を処理期間に含めないことができる旨を設けています。</p>	現行制度下で対応可能	<p>処分行政庁である財務局に対して、要領第1章第三に規定する標準処理期間内に小売販売業許可申請の処分をし、申請者に通知するよう改めて周知することはもとより、休業店に係る調査について迅速な処理を図るよう周知します。なお、休業している付近店舗に対する廃業手続は、予定営業所への許可手続とは別に行うものであるため、廃業手続により予定営業所への許可手続が遅延することのないよう周知徹底します。</p>
135	物流	通信販売酒類小売業免許の需給調整要件の撤廃	<p>【具体的内容】 酒税法法令解釈通達によって、「通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が、カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である製造者が製造、販売する酒類又は輸入酒類である場合には免許を付与等する。」とされているが、これはいわゆるナショナルブランドの種類は通販販売では取り扱えないことを意味するので、撤廃すべき。</p> <p>【提案理由】 従来から酒類小売業免許を取得している事業者は、かかる通信販売の制限はなく、それによって酒類小売事業の市場セグメントに悪影響が生じているという事実乏しい。酒類の販売が、小さな酒店から大規模スーパーマーケットやディスカウントストアに移行している現状下で、かかる通信販売の需給調整条項が酒税法10条11項に照らして適切であるのかどうか、あらためて公正に審議することが必要と思われる。</p>	民間企業	財務省	<p>酒税法では、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のため、酒類の製造及び販売について免許制を採用しています。これらの免許を与える際には、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要がある場合に、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくは販売方法について条件を付すことができることとされており(同法第11条第1項)、当該規定により、酒類販売業免許においては、その販売方法として「卸売に限る」、「小売に限る」旨の条件を付しているところです。</p> <p>このうち、「小売に限る」旨の条件が付された酒類小売業免許は、さらにその販売形態により、インターネット等を介した通信販売により酒類を小売することができる「通信販売酒類小売業免許」の区分を設けています(法令解釈通達第2編第9条第1項関係8)。これは、酒類の需給の均衡維持の観点のもとより、酒類が致酔飲料としての商品特性を有することから、対面販売を基本的な考えとして、未成年者の飲酒防止の観点からも配慮して設けたものです。</p> <p>したがって、通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給の均衡維持や未成年者飲酒防止を図る観点から、その販売する酒類の範囲の条件として、比較的小規模な酒類製造者が製造した国産酒類あるいは輸入した酒類に限定することとし、また、販売方法の条件として、酒類の購入者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限定することとしています。</p> <p>(注)通信販売酒類小売業免許は、平成3年から運用を開始した免許区分であり、それ以前に一般酒類小売業免許を取得した者については、通信販売を除く旨の条件や、通信販売により販売する酒類の範囲の条件は付されていません。</p> <p>なお、法令解釈通達において、通信販売酒類小売業免許とは、「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格等の条件をインターネットやカタログ等により提示し、インターネット、郵便、電話等の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類を小売することができる酒類小売業免許」をいい(法令解釈通達第2編第9条第1項関係8)、販売できる酒類は、国産酒類のうち、品目ごとの課税移出数量がすべて3,000kl未満である製造者が製造、販売する酒類又は輸入酒類に限ることとしています(法令解釈通達第2編第10条第11号関係4)。</p>	対応不可	<p>通信販売酒類小売業免許の運用に当たっては、酒類が、他の物品と比較して、特に酒類に課される高率の酒税の保全が求められていることや致酔飲料としての商品特性を有していることを踏まえると、酒類の需給の均衡の維持、未成年者の飲酒防止等について、十分配慮する必要があると認められます。提案を実施した場合には、全体の酒類の消費量が増加することは期待できない中で、既存の中小酒類小売業者の経営面に与える影響が少なくないと考えられるほか、販売できる酒類の範囲の拡大に伴う未成年者飲酒等の問題を惹起することも考えられるため、慎重に検討していくことが適切と考えます。</p>
136	地方自治	全地方自治体における法人地方税、償却資産税の電子申告・届出(eLTAX)の可能性	<p>法人の申告業務の簡素化のため、すべての地方自治体で法人地方税、償却資産税の電子申告ができるようにすべきである。</p>	日本経済団体連合会	総務省	<p>平成25年4月現在、法人市町村民税の電子申告が可能な自治体は1,410市町村、固定資産税の償却資産の電子申告が可能な自治体は1,381市町村(特別区は東京都において対応)となっており、全市町村の約8割で利用可能となっているところです。</p> <p>また、平成25年12月までに、法人市町村民税の電子申告が可能な自治体は1,692市町村(全市町村の約98%)、固定資産税の償却資産の電子申告が可能な自治体は1,667市町村(全市町村の約97%)となる見込みとなっているところです。</p>	現行制度下で対応可能	<p>納税者の利便性向上のため、引き続きeLTAXの運用費用等について所要の地方財政措置を講じるとともに、未対応団体がさらに少なくなるように働きかけを行います。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
137	地方自治	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。もしくは、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	全国地方銀行協会	総務省	地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。また、地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	対応不可	現行制度においては指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公金管理の安全性を確実に担保するためです。地方公共団体に対するアンケート調査においては「事務委託契約の損害賠償規定は担保提供が前提であるため、担保提供義務制度は必要である」などの理由により、8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していることや、調査後もこれを変更すべき社会情勢の変化もないことから、現行制度を維持すべきであると考えています。
138	地方自治	生命保険会社による住民票の写し等の請求事務の負担軽減	お客さまあてに迅速に重要な通知を送達できるよう、生命保険会社から保険契約に基づく債務の履行等のために住民票の写し等の交付の申出がなされた場合、各市区町村における事務処理基準の徹底及び更なる明確化を図る。 (1)生命保険会社の申出責任部署の責任者が交付の申し出を行う場合、代表者の資格証明書の添付が不要であることを徹底する。 (2)本店等所在地が記載された生命保険会社のホームページの写しが提出された場合、登記事項証明書の添付が不要であることを明確化する。 (3)生命保険契約に係る疎明資料の様式を明確化する。	生命保険協会	総務省	市町村は、本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外の者であって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な利用がある者(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)から、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、住民票の写し等を交付することができます。申出にあたっては、申出者は、その氏名及び住所(申出者が法人の場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)等を明らかにすることとされています。	現行制度下で対応可能	住民票の写し等の交付事務は市町村の自治事務であり、交付の申出においてどのような資料を添付させるかについては、最終的には市町村において判断されることとなるものであるが、御提案の内容については、既に「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」(平成20年12月19日総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課長あて事務連絡)において地方公共団体に取扱いを示しているところであり、この通知を踏まえて市町村において適切に対応されるものと認識しています。
139	公衆衛生	産業廃棄物管理票写しの送付期限の緩和	【具体的内容】 産業廃棄物の運搬受託者かつ処分受託者である業者について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の排出事業者への送付期限を延長すべきである。 【提案理由】 産業廃棄物の運搬受託者、処分受託者は、当該運搬、処分が終了した日から、それぞれ10日以内に産業廃棄物管理票を排出事業者(管理票交付者)に送付しなければならない。そのため、運搬と処分の両方を受託する業者は、処分には一定の時間を要する関係上、2回に分けて管理票を送付せざるを得ない状態となっている。 加えて、処理業者には、一般的に月に1度請求書を送付する事務も発生している。したがって、運搬と処分の両方を受託する業者は、同じ排出事業者に対し、月に3度書類等を郵送する事態が生じる場合がある。しかし、法遵守のためこれらを別々に行うことは非常に煩雑で非効率な作業であり管理も困難で、事業者側も処理業者側も大きな事務負担となっている。 本期限は、排出事業者が廃棄物の適正処理が行われたことを速やかに確認するための制度であるが、運搬と処分の両方を受託する業者については、運搬終了後の管理票を、処分終了後の管理票と同時に送付することも認めたとしても、排出事業者が処理確認を行う上で何ら支障はなく、また、運搬終了後の管理票の送付がなくても、処理業者が廃棄物を処理中であることは明らかであり適正処理を担保することはできる。 こうした制度が認められれば、マニフェスト返却等の事務をまとめて行うことが可能となり、処理業者のみならず受取る側の事業者にとっても事務作業の軽減につながる。	日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者は、当該運搬又は処分を終了した日から10日以内に、管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならないこととされています。	対応不可	産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等の不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保するためのものです。そのため、排出事業者が、委託した廃棄物の処理が適正に行われていることを、収集運搬、中間処理及び最終処分の各段階において、逐次把握することができるよう、廃棄物の処理(収集運搬・処分)を受託した者は、当該処理(収集運搬・処分)が終了した際には10日以内にマニフェストの写しを管理票交付者に送付することを義務付けております。仮に収集運搬と処分を同一の業者が受託する場合であっても、それぞれの段階が完了した時点で速やかに管理票を送付することがマニフェスト制度の目的とするところであり、個々の送付期限を越えてマニフェストの写しをまとめて送付することは、こうした制度の趣旨に反するものであることから、御要望にお応えすることは困難です。
140	公衆衛生	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化	【具体的内容】 廃棄物処理法上の許可申請手続について、電子化を進めるべきである。 【提案理由】 産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行うとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事に対し、個々に行わなければならない、膨大な事務処理が必要とされている。 全国的な情報システムを構築し、事業者がインターネットを活用することにより、複数の都道府県に対して申請手続を一括して行うことができれば、事務負担の大きな軽減につながる。 なお、一昨年の政府回答では、「電子化は将来的な許可申請の在り方の一つとしては考えられるが、まずは許可申請書類の簡素化や様式の統一化を図ることが優先である」と指摘されているが、電子化を、書類の簡素化や様式の統一化のインセンティブとして活用することも可能であり、並行して進めるべき課題である。	日本経済団体連合会	環境省	現行制度では、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えることはなっておりません。	検討	廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体間の共有や許可申請手続の電子化等について、平成18年度から、排出事業者、廃棄物処理事業者や地方公共団体の意見を踏まえ検討を行った結果、許可申請手続の簡素化の手段として、電子化は将来的な許可申請の在り方の一つとしては考えられるが、まずは許可申請書類の簡素化や様式の統一化(廃棄物処理法上、許可申請には許可申請書及び添付書類が必要であり、申請書については、ほとんどの自治体において環境省令で定める様式が使用されているが、一方で、添付書類については、自治体によって、法定の書類に加えて別の書類を求めている場合があるなど、統一化が進んでいない状況にある。)を図ることが優先であるとの結論が得られたところです。 御指摘の「電子化を、書類の簡素化や様式の統一化のインセンティブとして活用することも可能」との点も含め、将来的な許可申請の在り方として電子化をどのように考えるか、検討の余地はあると考えますが、検討にあたっては上記関係者等と十分に議論する必要があることから、現時点で具体的な方向性や実施時期をお示しすることは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
141	公正取引	独占禁止法9条、11条(一般集中規制)の廃止	独占禁止法9条、11条(一般集中規制)を廃止すべきである。一般集中規制については、「規制改革推進3カ年計画」に「廃止することが適切であるとの指摘(略)も踏まえつつ評価・検討する」とされて以来、平成21年以来施行状況をフォローアップし続けてきたことを踏まえ、具体的な検討を始めるべきである。	日本経済団体連合会	公正取引委員会	<p>・独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。</p> <p>・独占禁止法第11条では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。</p>	検討	<p>独占禁止法第9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たところ。引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしています。</p> <p>独占禁止法第11条については、平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされており、現在、当該閣議決定を受けた検討を行っているところ。</p>
142	公正取引	再販売価格維持に関する規定の撤廃	昭和28年に再販売価格維持制度が設けられてから長期間経過するが、現在でも著作物6品目(新聞、書籍、雑誌、音楽用テープ、レコード、CD)が対象となったままであるが、同制度を維持しておく根拠に乏しく、制度の撤廃が必要と思われる。	民間企業、個人	公正取引委員会	<p>再販売価格維持行為とは、メーカーが小売業者等に自社商品の販売価格を指示し、これを守らせることであり、独占禁止法上、原則として禁止されています。ただし、著作物(書籍、雑誌、新聞、音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤の6品目)については、メーカーが小売業者に定価で販売させることを例外的に認め、独占禁止法の適用を除外しています(独占禁止法第23条)。</p> <p>同制度は、出版社、新聞社等が著作物の定価を定め、これを守らせたとし、独占禁止法違反には問われないというものであつて、義務的に価格拘束をしなければならないというものではありません。</p>	現行制度下で対応可能	<p>著作物再販適用除外制度は、出版社、新聞社等が著作物の定価を定め、これを守らせたとし、独占禁止法違反に問われないというものです。他方で、この制度の下においても、再販契約を締結するかどうかや、一定の場合に価格の拘束を外すかどうかといったことは、当事者間の合意や、出版社、新聞社等の意思によって決まります。</p> <p>例えば、一定期間が経過した場合に価格の拘束を外し、自由に値段を付けて販売する「時限再販」については、既に音楽用CDをはじめ、一部の雑誌や書籍で実施されています。</p> <p>公正取引委員会では、このような著作物再販適用除外制度の弾力的運用は、消費者利益の向上につながることから、関係業界におけるこのような取組が今後とも進展していくよう努めているところです。</p>
143	公正取引	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。	信託協会	公正取引委員会	<p>・独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。</p> <p>・同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>	検討	<p>独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして、信託勘定を一律に適用除外とすることが適当であるのか否かについて、銀行における信託勘定の運用実態を踏まえつつ、実態把握を行っているところです。</p> <p>なお、平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされており、現在、当該閣議決定を受けた検討を行っているところ。</p>
144	外交	官民連携によるインフラ輸出の推進	増大する海外のインフラ需要に応えるためには、公的資金を有効活用した官民連携の推進が不可欠である。具体的には①ODA予算の増額、②円借款改革(グラントエレメントの拡大によるタイド化、ドル建て・現地通貨建てによる為替リスク低減施策、FS予算が変動した場合の柔軟な対応等)、③インフラ案件を対象とした無償資金協力の増額、④途上国における入札制度の整備への協力を要望する。	日本経済団体連合会	外務省	<p>毎年度、概算要求に基づく査定予算額に基づき、有償資金協力、技術協力など我が国のODA全体について外務省が企画・調整を行っています。その中で、民間資金・ノウハウを取込み援助効果を一層高めるため、官民連携の促進を通じた優良なODA案件の形成に努めています。</p>	検討	<p>・ODA予算は平成24・25年度共にそれぞれ10億円、31億円と前年比増額を達成しています。</p> <p>・円借款については、①外貨返済型借款の導入、②STEP1に係る制度改善を含む円借款制度の改善を実施するなど対応に努めています。</p> <p>・インフラ案件を対象とした無償資金協力の増額については、上記の予算額の範囲内で民間からの提案に基づくODA案件の形成を優先するスキームを既に実施中です。</p> <p>・途上国における入札制度等の整備に係る技術協力については、円借款の実施支援やPPP制度の法整備支援を専門家派遣等を通じ実施するなどの対応を行っています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
145	外交	無償資金協力の見直しによる官民連携の推進	産業分野への無償資金協力の提供を増やすことで、新興国の雇用創出、経済成長に貢献すべきである。これにより新興国との平和な互恵関係を構築すると共に、もの作り産業の復活など、わが国も利益を享受することが可能となる。	日本経済団体連合会	外務省	無償資金協力は、基礎生活分野(Basic Human Needs: BHN)から、防災、平和の構築など幅広い分野を対象としており、開発途上国の産業育成や雇用創出に貢献する案件も支援しています。こうした案件により、周辺インフラが整備されるなど、日本企業の海外展開にも貢献しています。	検討	開発途上国のニーズを踏まえつつ、引き続き、産業育成や雇用創出、周辺インフラの整備に貢献する案件を支援していきます。
146	教育	教育情報化の推進に関する制度見直し等	【具体的内容】 学校内のサーバに映像コンテンツ等を蓄積することが許容されていない現行制度(著作権法第35条)の見直し。 【提案理由】 教育の情報化を推進するためには予算措置のみでなく、制度見直し等も必要であるため。	融合研究所	文部科学省	著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。 ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができます(著作権法第21条、第35条第1項)。	事実誤認	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。 なお、著作権法第35条第1項の規定により複製された著作物について、教育機関内のサーバに蓄積することについては、平成18年の文化審議会著作権分科会報告書において、「教育機関のサーバに蓄積することにより得られる利益に比して目的外使用の危険性がきわめて高いことなど権利者の利益を不当に害することがないか」という点での検証が必要ではないか」等の指摘があったことから、「教育行政及び学校教育関係者からの、教育機関におけるサーバ蓄積に係る利用についての具体的な実態を踏まえた運用の指針等を含む具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である」とされています。
147	教育	教育情報化の推進に関する制度見直し等	【具体的内容】 教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている(学校教育法第34条)。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、無償配布を可能とする仕組みとすること。 【提案理由】 教育の情報化を推進するためには予算措置のみでなく、制度見直し等も必要であるため。	融合研究所	文部科学省	現時点においても、副教材としてデジタル教材を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。	検討	文部科学省では現在、教育の情報化に関する総合的な実証研究である「学びのイノベーション事業」を実施しているところであり、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度の在り方について検討してまいります。
148	教育	教育情報化の推進に関する制度見直し等	【具体的内容】 小中学校は対面指導が原則(学校教育法施行規則第24条および第25条)。長期療養児童生徒、遠隔地在住者など、遠隔教育を通信制義務教育として認めること。 【提案理由】 教育の情報化を推進するためには予算措置のみでなく、制度見直し等も必要であるため。	融合研究所	文部科学省	義務教育段階にある小・中学校については、集団生活を通じて知力、体力を身につけていくことの重要性から、通学を原則としており、通信による教育や遠隔授業による教育の制度はありません。 一方、不登校児童生徒については、IT等を活用した学習活動を行った場合、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるなど、必要やむを得ない場合には、例外的な対応を行っています。	現行制度下で対応可能	小・中学校において遠隔教育等を必要とする不登校児童生徒のニーズについては、すでに対応しています。
149	税務	証券会社に対する取引照会の一元化(税務調査関連)	現状、顧客の取引状況や残高に関する照会は、全国の税務署や国税局ごとに対応しているところですが、その照会元および回答先を各地方の国税局又は国税庁等に集中化していただくことを要望する。 【提案内容】 現在、多くの証券会社等は、全国の税務署や国税局より個別に顧客の属性や取引履歴等の顧客照会を受け対応しておりますが、照会する文書や内容が統一されていない場合があることや、回答(返答)先が全国にわたることからその事務処理が煩雑なものとなっている。また、回答(返送)時の郵送料も証券会社等が負担しているケースも見られる。(多くの場合返信用の封筒が同封されているものの、通常当該封筒は普通郵便使用であり、顧客情報を封入する関係上、多くの証券会社等は自己負担のもと書留郵便等で返送していると思われる。)これらのことから、国税局や国税庁等に照会窓口の集中化を行っていただくことにより、事務コスト、郵送コストの削減につながるのと、処理の迅速化にもつながることから、本提案を提出する。	日本証券業協会、証券評議会	財務省	国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある金融機関等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 なお、書面による取引照会を行う場合には、回答書返信用の返信用封筒(普通郵便・受取人払い)を同封しているほか、書留郵便に係る郵送料については、照会を行った金融機関等からの請求に基づき、後日、精算する等の対応を行っているところです。	対応不可	各税務署が管轄区域内の納税者に対して実施している税務調査や滞納整理において、証券会社等に対する取引照会を行う必要が生じた場合には、その都度、機動的に照会を行う必要があります。 取引照会における照会元及び回答先を国税局又は国税庁に一元化した場合には、円滑な税務調査等の実施に支障を及ぼす恐れがあるため、困難であると考えます。 なお、取引照会の内容及び照会文書の様式については、該当法令ごとの様式の統一化に向けて、今後、検討を進めてまいりたいと考えています。 また、提案理由にありました郵送料の負担につきましては、金融機関等からの請求に基づき(これまでと同様)、後日、精算する等の対応をまいりたいと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(第1回報告)

番号	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
						制度の現状	措置区分	措置の概要(対応策)
150	文化	クラウドメディアサービスの実現	米国では、個人が合法的に所有する音楽を当該本人のみが利用できるクラウドコンピューティング上に保管、視聴するいわゆるクラウドメディアサービスが商業的に行われている。米国民と同様のサービスが日本の利用者也受けられるように、著作権法上の問題点を精査の上、所要の対応を図ることが必要である。	民間企業	文部科学省	著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、著作物を私的に使用する目的であれば、使用する者は、著作権者の許諾なく当該著作物を複製することができます(同法第21条、同法第30条第1項柱書)。しかしながら、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、私的に使用する目的であっても、著作物を複製するためには著作権者の許諾を得なければなりません(同項第1号)。	事実誤認	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、クラウドサービスと著作権法との関係については、平成25年度文化審議会著作権分科会における検討課題例の一つとして挙げられています。